

札幌市子どもの権利に関する推進計画

平成 23 年(2011年)3 月

札幌市

はじめに

近年、いじめや虐待、不登校などの子どもに関わるさまざまな事柄が、大きな社会問題として取り上げられています。また、日常生活における遊びや学びの態様が次第に変化し、人間関係も希薄化するなど、時代とともに子どもを取り巻く社会環境が変貌する中で、子ども一人ひとりの育ちをいかに保障していくかが、私たちに向けられた大きな課題となっています。



こうした状況を踏まえ、札幌市では、平成21年4月に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を施行し、子どもが、生きる力や創造力を身につけ、自立した社会性のある大人へとたくましく成長することができるよう、市と市民が一体となって取組を進めるための基本的な考え方を明らかにしました。

このたび策定した「子どもの権利に関する推進計画」は、条例の理念を実現するための具体的な取組をまとめたものです。

この計画では、基本理念に「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げ、行政はもちろん、御家庭や地域の皆様も含め、社会全体で子どもを育てていくことを、子どもの参加や居場所づくりなどの視点からまとめ、示しています。

この計画に基づき、子どもが自分らしく生き生きと過ごし、そして、将来のまちづくりを担う大人へと成長することができる環境づくりを、市民の皆様とともに進めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定に当たって御審議くださいました札幌市子どもの権利委員会委員の皆様をはじめ、意見交換会に参加してくれた子どもたち、さまざまな形で御意見をお寄せくださいました市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

札幌市長

上田文雄

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第2章 現状と課題	3
1 市民の意識等から見る子どもの現状	3
(1) 子どもの参加や体験について	3
(2) 大人と子どもの関わりや子どものふだんの生活について	7
(3) 子どもの権利の侵害について	10
(4) 子どもの権利について	13
2 子どもの権利の保障を進める上での課題	14
第3章 基本理念及び基本目標	16
1 基本理念	16
2 基本目標	16
第4章 基本施策	19
1 子どもの意見表明・参加の促進	19
(1) 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり	19
(2) 子どもの参加の機会の充実と支援	19
(3) 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援	21
2 子どもを受け止め、育む環境づくり	25
(1) 子どもが安心して過ごすための居場所づくり	25
(2) 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり	28
3 子どもの権利の侵害からの救済	30
(1) 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実	30
(2) 権利侵害を起こさない環境づくり	31
4 子どもの権利を大切にす意識の向上	34
(1) 子どもの権利に関する広報普及	34
(2) 子どもの権利に関する学びの支援	34
5 計画に関連する主な取組や事業	37
第5章 計画の推進と評価	52
1 計画の推進体制	52
2 計画の評価・検証	52
参考資料	53
・札幌市子どもに関する実態・意識調査結果	53
・札幌市子どもに関する実態・意識調査結果（障がいのある子ども）	73
・子どもとの意見交換会結果	79
・計画素案に対する市民意見	87
・札幌市子どもの権利委員会委員名簿	90
・計画策定の経過	91

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行しました。

この計画は、権利条例の理念の実現を目指して、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組や、子どもの参加など、具体的な実践活動を総合的かつ計画的に進めていくため、権利条例に基づき策定するものです。

権利条例が目指すこと

○ 自立した社会性のある大人への成長

子どもは、子どもの権利を学ぶことで、自分の権利だけではなく、相手にも権利があることを学びます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長していきます。

○ 子どもの視点に立ったまちづくり

行政や学校・施設、地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会を充実させ、子どもに住み良いまちづくりを実践していきます。子どもは、こうした参加の経験を積み重ねることで、まちづくりの担い手として成長していきます。

○ 権利の侵害からの救済

子どもにはいじめや虐待から守られる権利があるということを市民みんなが理解し、権利の侵害が起きない社会を目指していきます。

また、救済機関の運営や、他の相談機関等との連携により、権利を侵害され、悩み苦しむ子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図っていきます。

2 計画の位置づけ

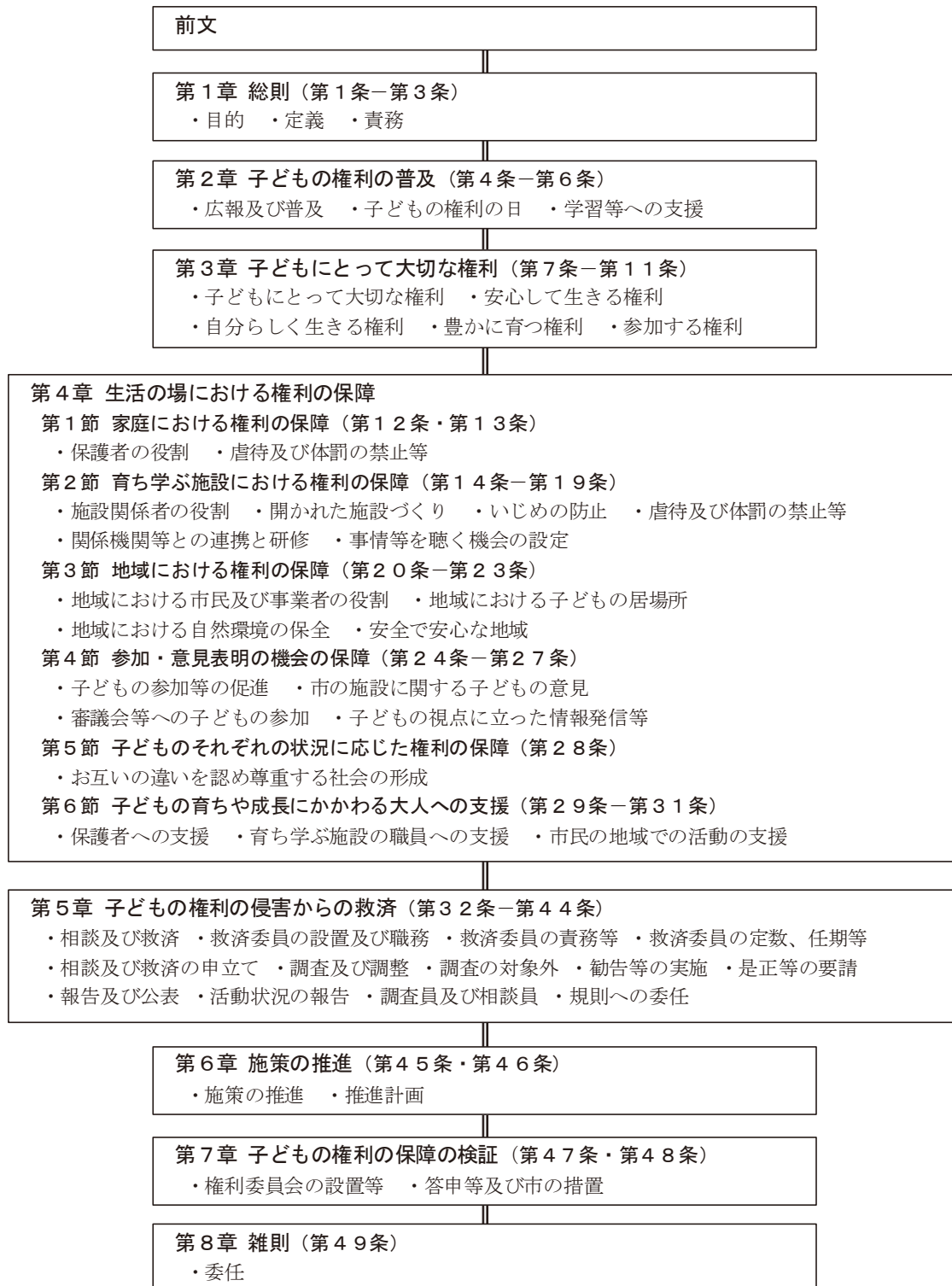
この計画は、権利条例第46条に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を進めるための「総合的な計画」であり、札幌市の取組を示すとともに、子どもの生活の場における権利保障を具現化するため、家庭、育ち学ぶ施設（学校・施設）、地域における取組を推進する性格を有するものです。

なお、「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画（さっぽろ子ども未来プラン）後期計画」（計画期間：平成22年度から平成26年度）は本計画とともに子どもに関する計画であり、深く関連していますが、さっぽろ子ども未来プランが子どもや子育て家庭への支援を総合的に目指した計画であるのに対し、本計画は、子どもの意見表明やさまざまな体験機会の充実など、子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理・促進する内容となっています。

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間とします。

【参考：権利条例の構成】



第2章 現状と課題

1 市民の意識等から見る子どもの現状

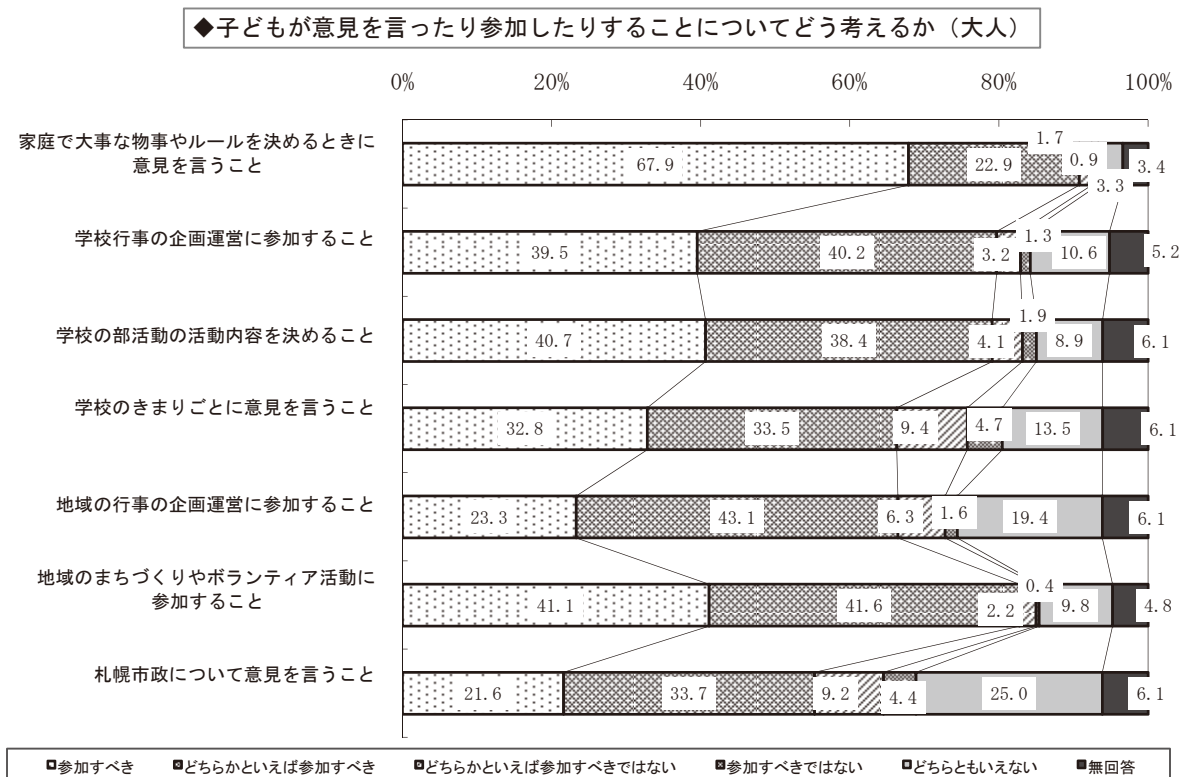
札幌市では、子どもの実態や子どもを含む市民の意識を把握し、推進計画を策定する際の基礎資料とするため、平成22年（2010年）3月に大人・子どもそれぞれ5千人を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」（以下「実態・意識調査」という。）を実施しました。

(1) 子どもの参加や体験について

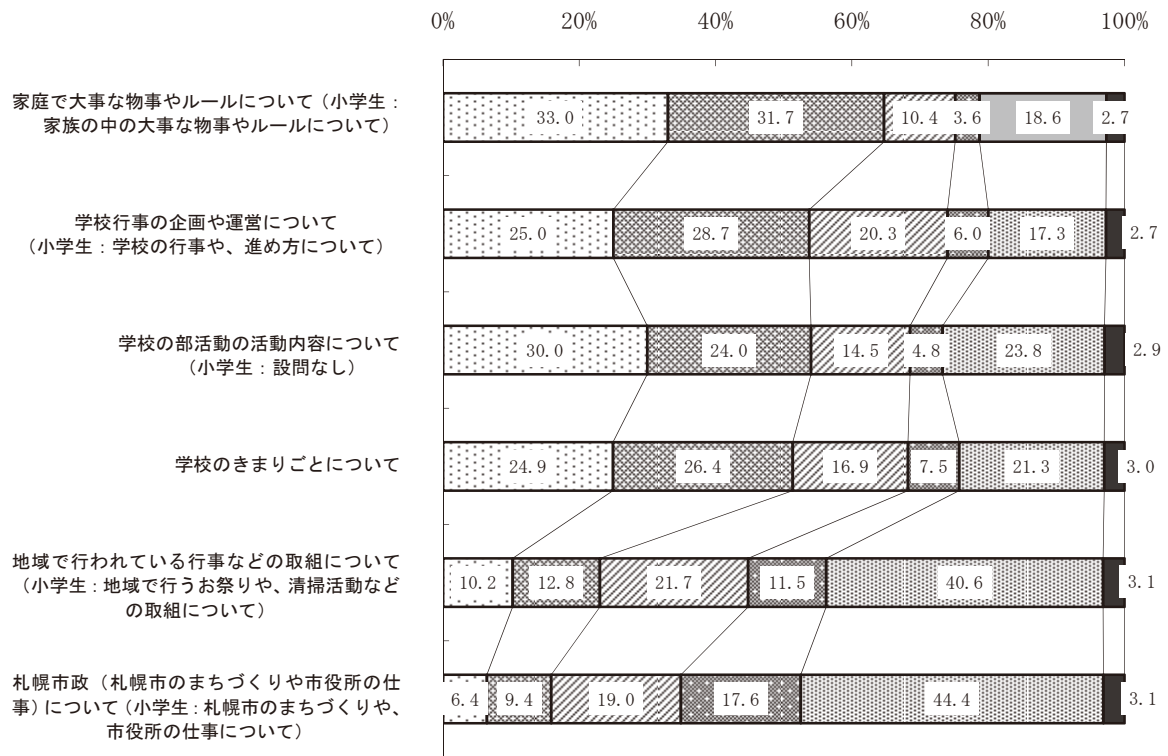
①子どもが意見を言うこと、参加することについて

さまざまな場において、子どもが意見を言ったり、参加したりすることについてどう考えるか（大人）、また、自分の考えや思いがあるときに言うことができるか（子ども）についての問いに対し、大人の『参加すべき』（「参加すべき」と「どちらかといえば参加すべき」の合計）と答えた割合と比較して、子どもの『言うことができる』（「言うことができる」と「だいたいは言うことができる」の合計）と答えた割合が低くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分ではないことがうかがえる結果となりました。

また、「地域行事の企画運営」や「札幌市政」については「とくに言いたいことがない」が4割を超えており、市政や地域のまちづくりへの参加に対する子ども自身の意識は決して高いものとはいえないことがうかがえます。



◆自分の考えや思いがあるときに言うことができるか（子ども）



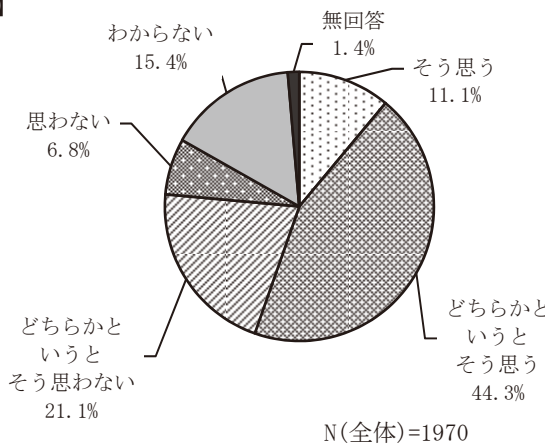
□言うことができる □だいたい言うことができる □あまり言うことができない □言うことができない □とくに言いたいことがない ■無回答

②体験活動について

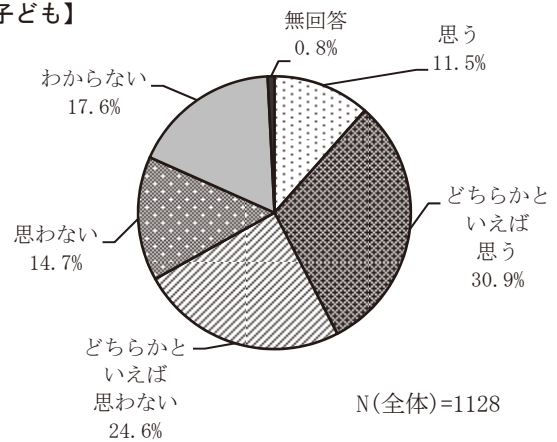
「札幌は子どもが自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うか」という問いに対して、『思う』（「思う」と「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合は、大人が 55.4%、子どもが 42.4%となっており、『思わない』（「思わない」と「どちらかといえば思わない」の合計）と回答した割合を上回っているものの、高い数値とはいえない結果となっています。

◆札幌は子どもが自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うか

【大人】



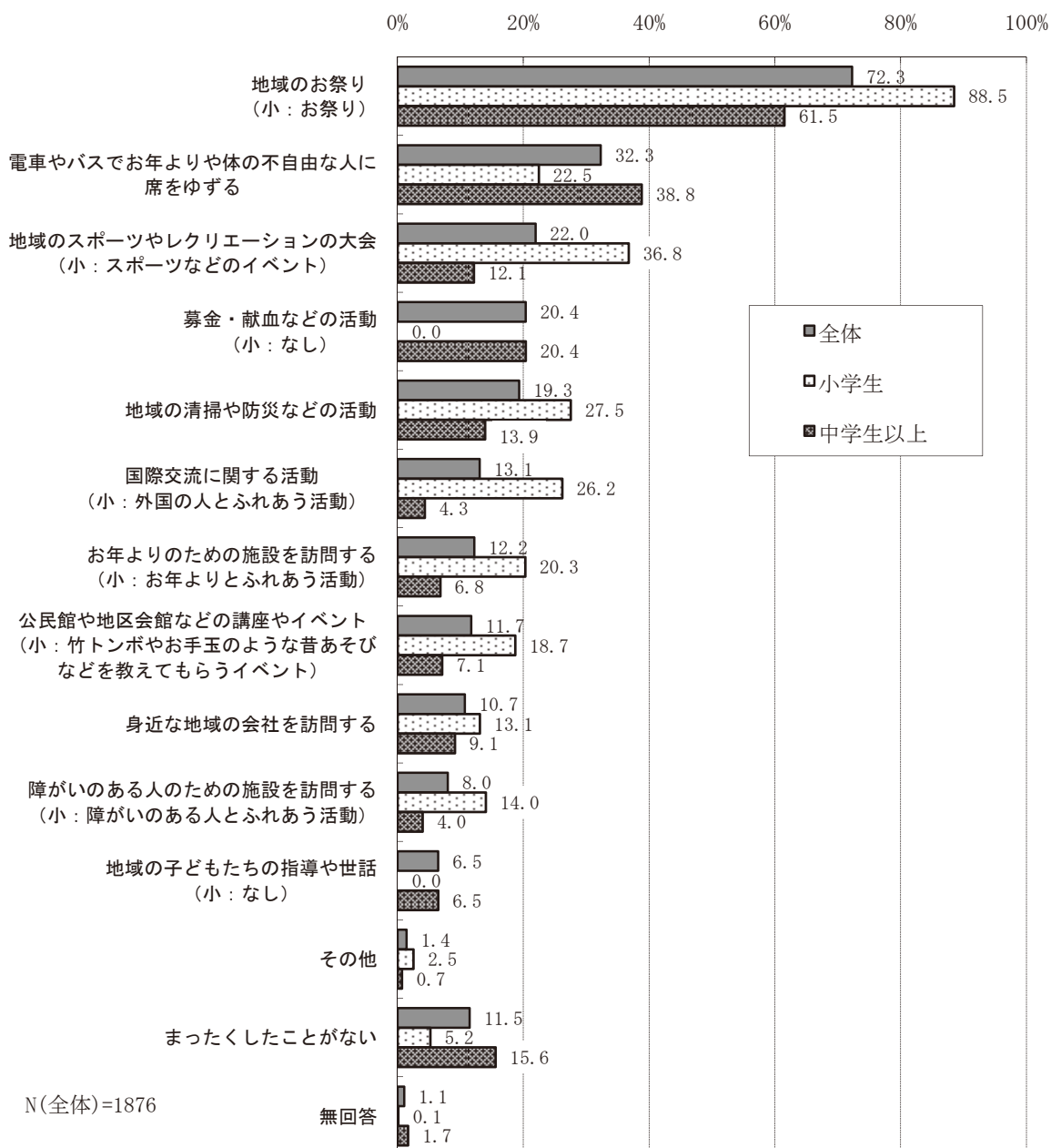
【子ども】



③地域での活動や行動について

「最近1年間で、地域での活動に参加したり行動したりしたことがあるか」という問いに対し、最も割合の高い回答は「地域のお祭り（小学生：お祭り）」であり、また「まったくしたことがない」と回答した子ども全体の割合は11.5%に上っています。

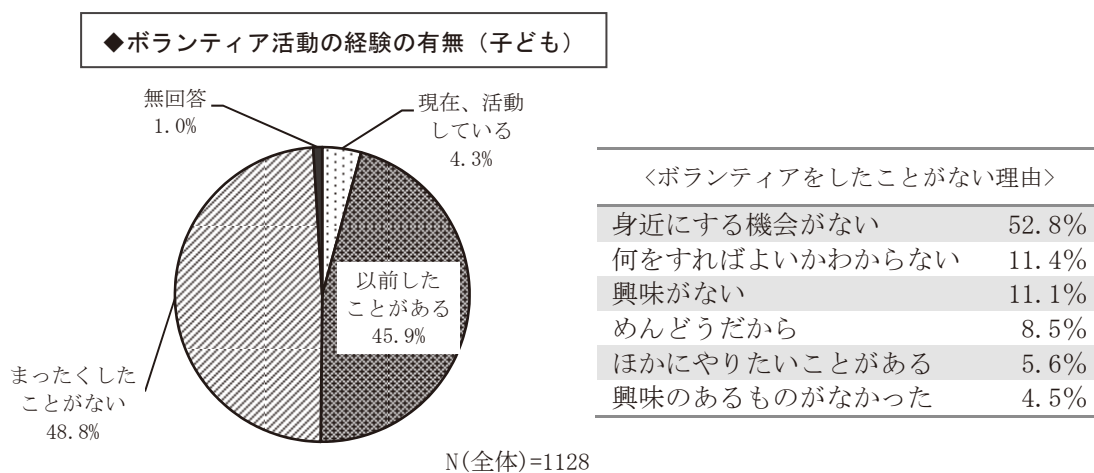
◆最近1年間で、地域での活動に参加したり行動したりしたことがあるか（子ども）



④子どものボランティア活動について

子どもに対する「ボランティア活動の経験の有無」についての問いでは、『活動の経験がある』（「現在、活動している」と「以前したことがある」の合計）が、「まったくしたことがない」をやや上回る結果となっています。

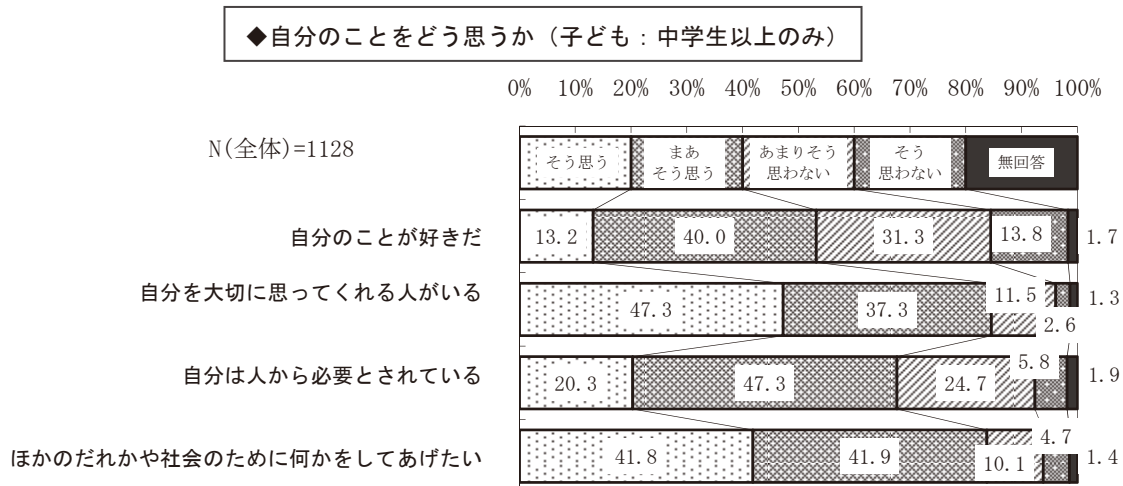
したことがない理由としては「身近にする機会がない」が最も多く、続いて「何をすればよいかわからない」「興味がない」となっています。



(2) 大人と子どもの関わりや子どものふだんの生活について

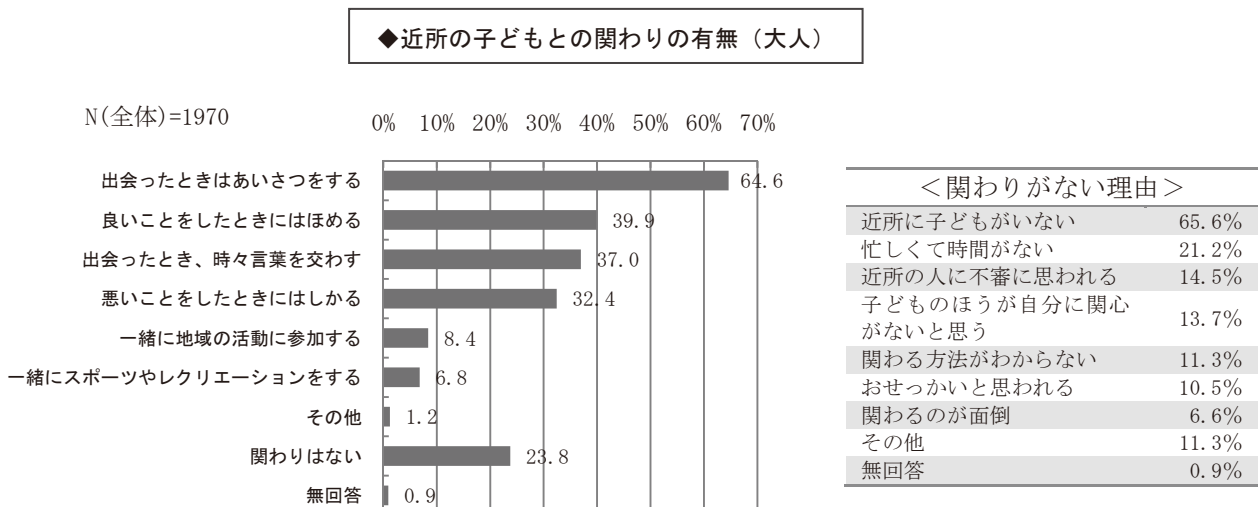
①子どもの自己肯定感について

子ども(中学生以上向け)に対する「自分のことをどう思うか」に関する項目で、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について『思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)と答えた割合が80%を超える一方、「自分のことが好きだ」「自分は人から必要とされている」については『思う』が50~60%台と、やや低い結果となっています。



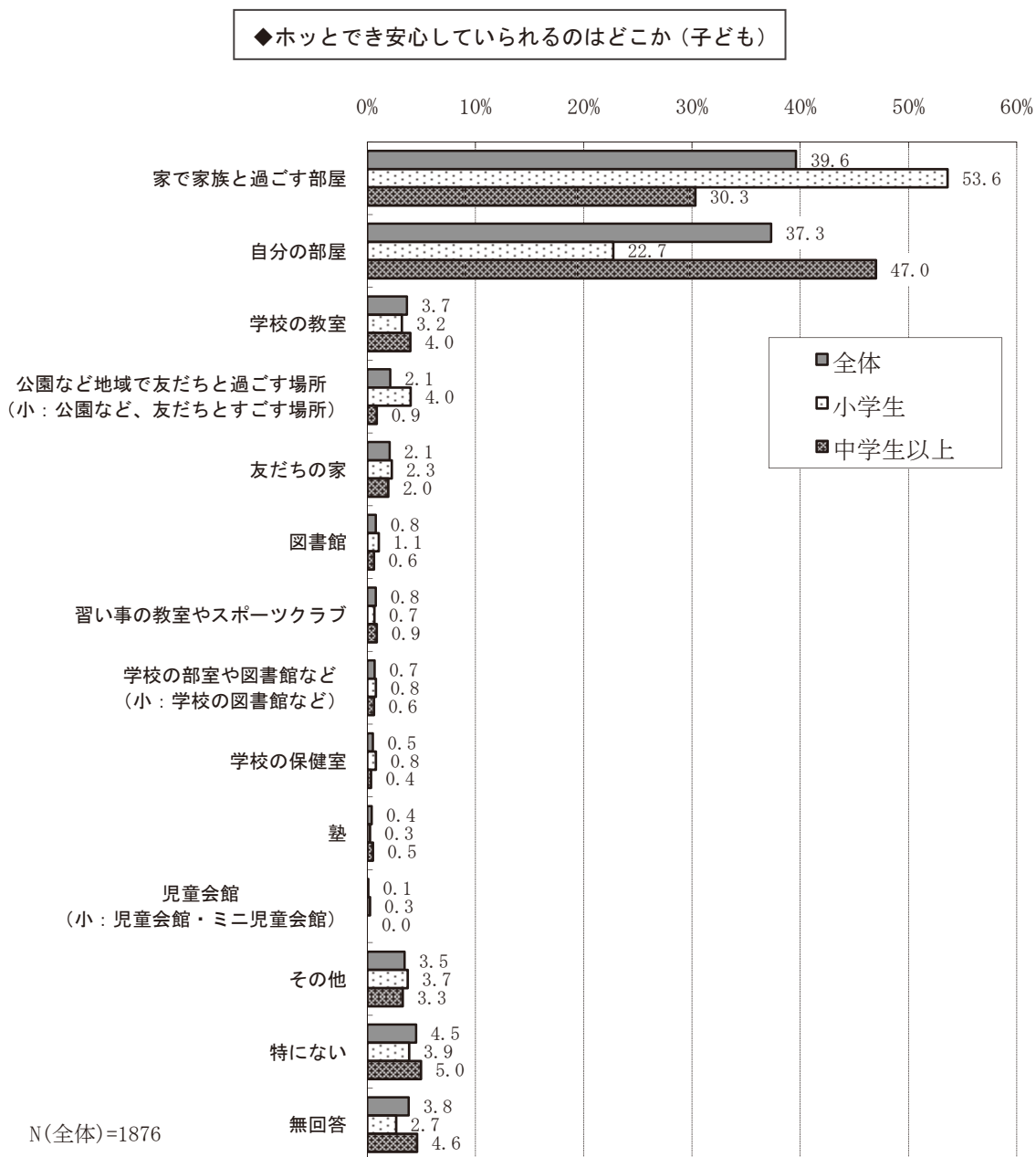
②近所の子どもとの関わりについて

大人に対する問い「近所の子どもとの関わりの有無」では、「出会ったときにはあいさつをする」が最も多く、「関わりはない」との回答も23.8%となっています。関わりがない理由として「近所に子どもがいない」、「忙しくて時間がない」のほか「関わる方法がわからない」が11.3%に上っています。



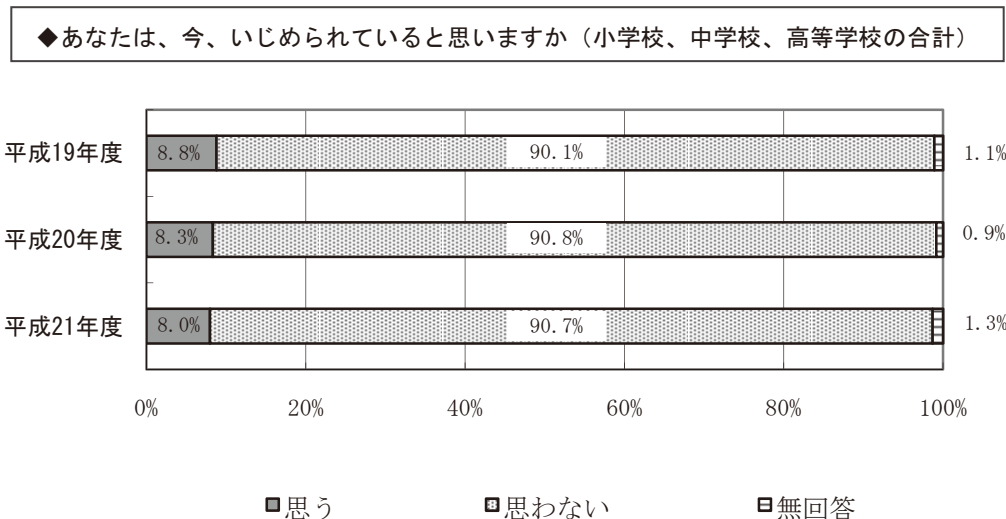
③ホッとでき安心していられる場所

子どもに対する問い「ホッとでき安心していられる場所」については、「家で家族と過ごす場所」39.6%、「自分の部屋」37.3%となっているほか、学校、公園、児童会館などは全て5%未満の回答となっています。



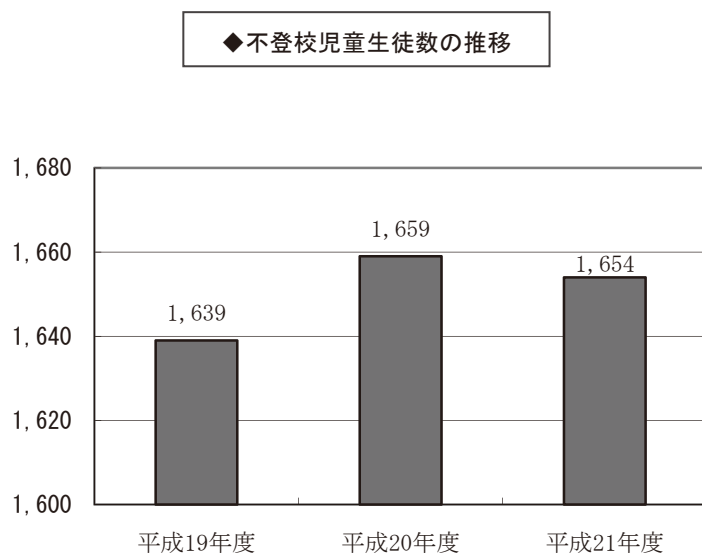
④いじめの現状

札幌市教育委員会が小学校から高等学校までの児童・生徒に対して実施している「いじめの状況等に関する調査」において、「あなたは、今、いじめられていると思うか」との問いに対し、「思う」と回答した割合は、年々減少しているものの、なお8%の子どもがいじめられていると感じている結果となっています。



⑤不登校¹の現状

文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における札幌市の小中学校の不登校児童生徒数の推移は以下のとおりとなっています。

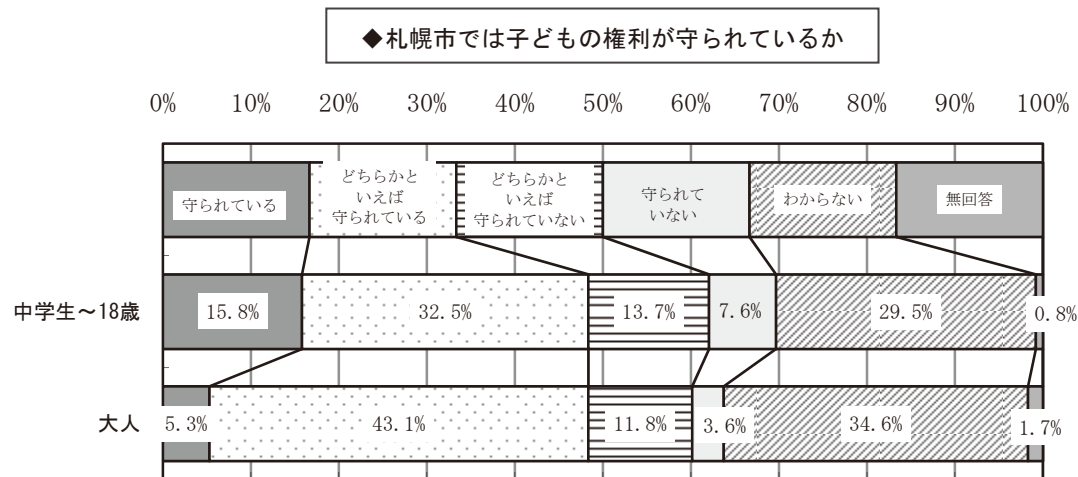


¹ 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。なお、不登校児童生徒とは、「不登校」を理由に1年間に30日以上欠席した児童生徒のこと

(3) 子どもの権利の侵害について

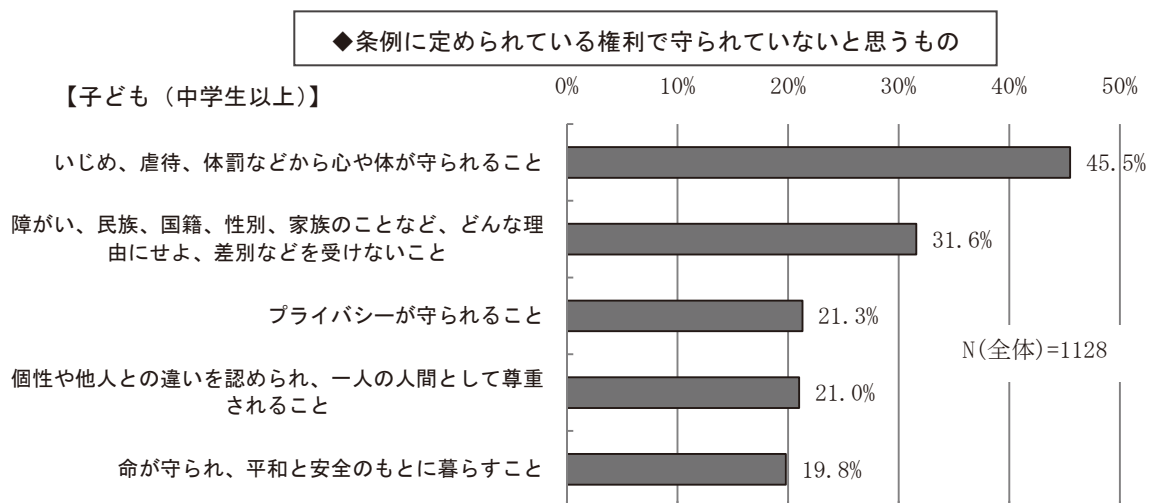
①子どもの権利について

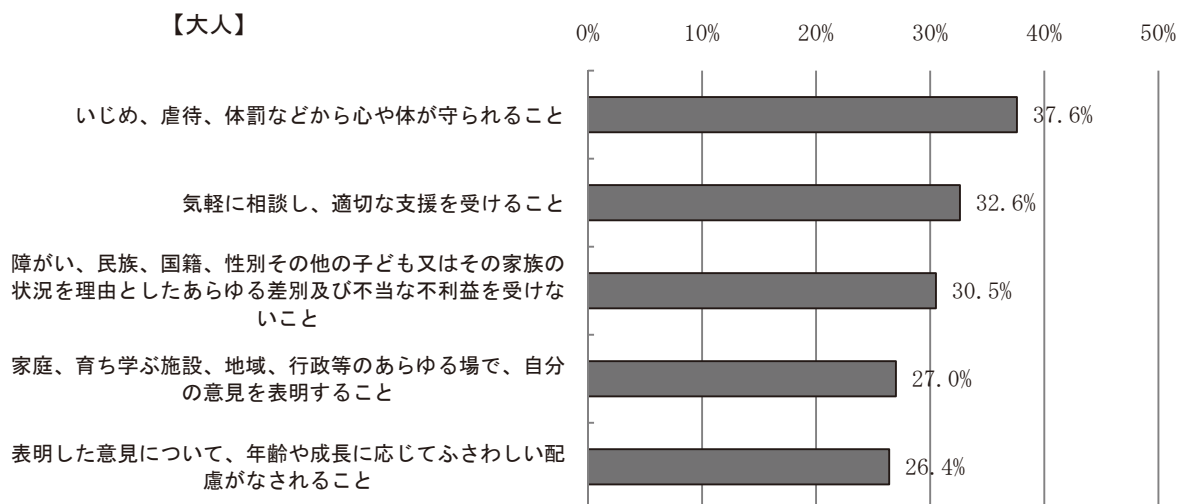
「札幌市では、子どもの権利が守られているか」の問いに対して『守られている』（「守られている」と「どちらかといえば守られている」の合計）と回答した割合は、大人が48.4%、子どもが48.3%とほぼ同じ割合である半面、『守られていない』（「守られていない」と「どちらかといえば守られていない」の合計）は、大人が15.4%、子どもが21.3%と、子どものほうが、より守られていないと感じている結果となっています。



②条例に定められている権利について

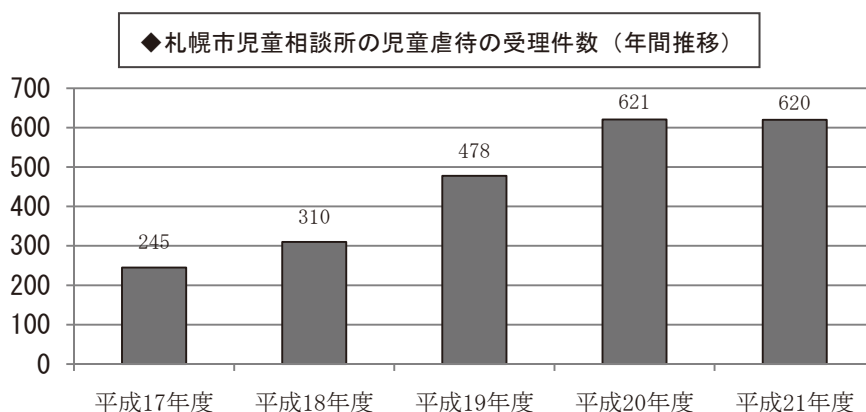
子ども（中学生以上）、大人に対する「条例に定められている権利で守られていないものはどれか」の問いに対して、「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」が子ども、大人ともに高い回答割合となっています。





③児童虐待の受理件数について

札幌市児童相談所における児童虐待の受理件数は年々増加傾向にあり、平成 21 年度は年間 620 件となっています。社会状況を反映して、内容も深刻化・複雑化し、解決に困難を要する事例も増えている状況にあります。

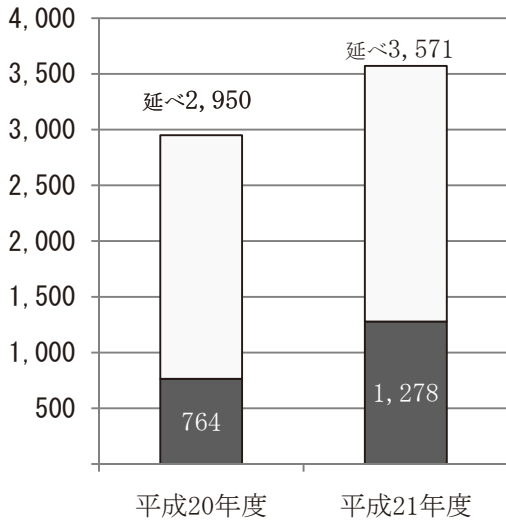


④子どもの権利救済機関（子どもアシストセンターについて）

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の平成 21 年度の相談件数は実数で 1,278 件と平成 20 年度と比較して 1.7 倍となっており、公的第三者として関係者への調整活動を実施した件数が 41 件、さらに、申立てにいたった件数は実数で 3 件であった。

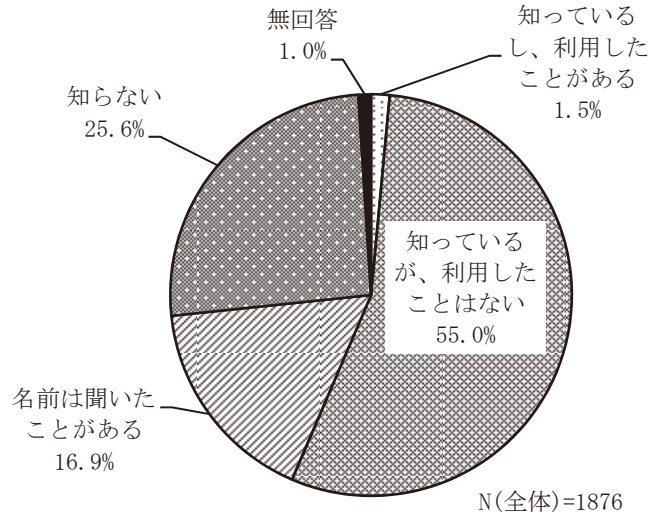
さらに、実態・意識調査における、子どもの認知度は、『聞いたことがある』（「知っているし、利用したことがある」「知っているが、利用したことはない」「名前は聞いたことがある」の合計）が 73.4%と高い結果となっており、相談件数の伸びとあわせて考えると気軽に相談できる場として認知されてきていることがうかがえます。

◆相談受付件数の年度推移



(注) 平成20年度は相談機関としての実績

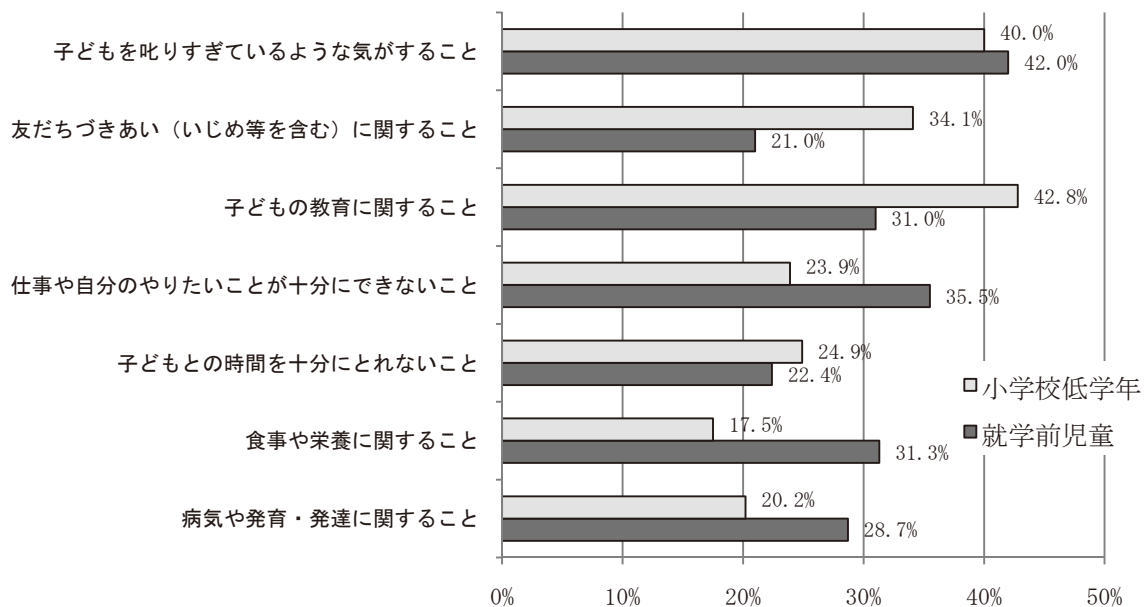
◆子どもアシストセンターの認知度(子ども)



⑤子育てについて悩んでいること

平成20年度に実施した「札幌市子育てに関する実態・意向調査」において、「子育てに関して日頃悩んでいること、または気になること」という保護者への問いに対し、「子どもを叱りすぎている気がする」との回答割合が、小学校低学年の保護者では40.0%、就学前児童の保護者では42.0%となっています。

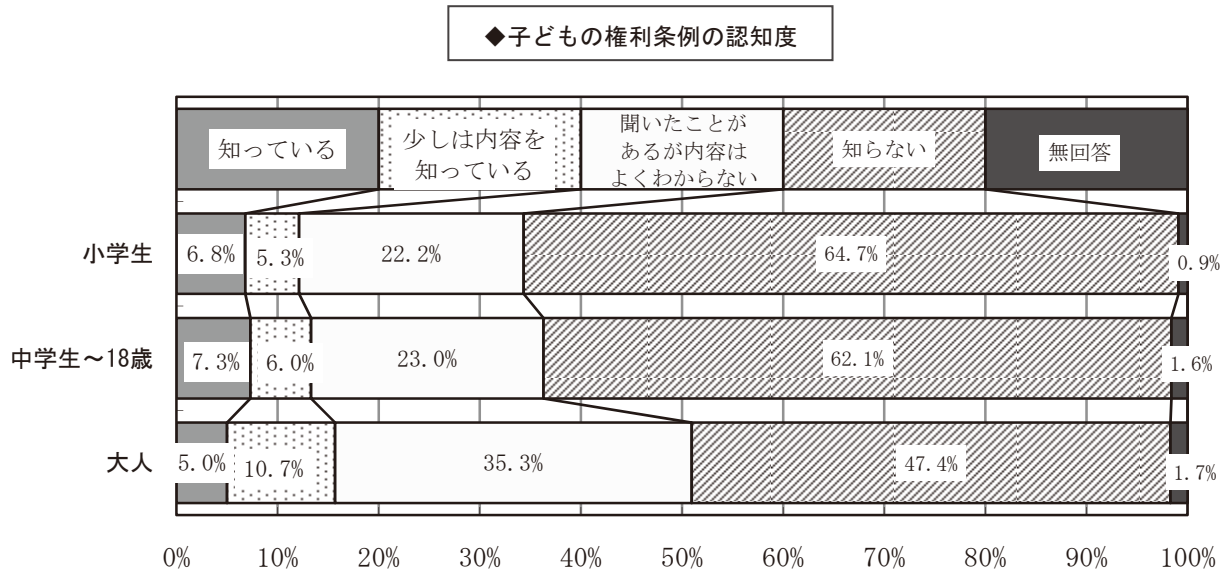
◆子育てに関して日頃悩んでいること



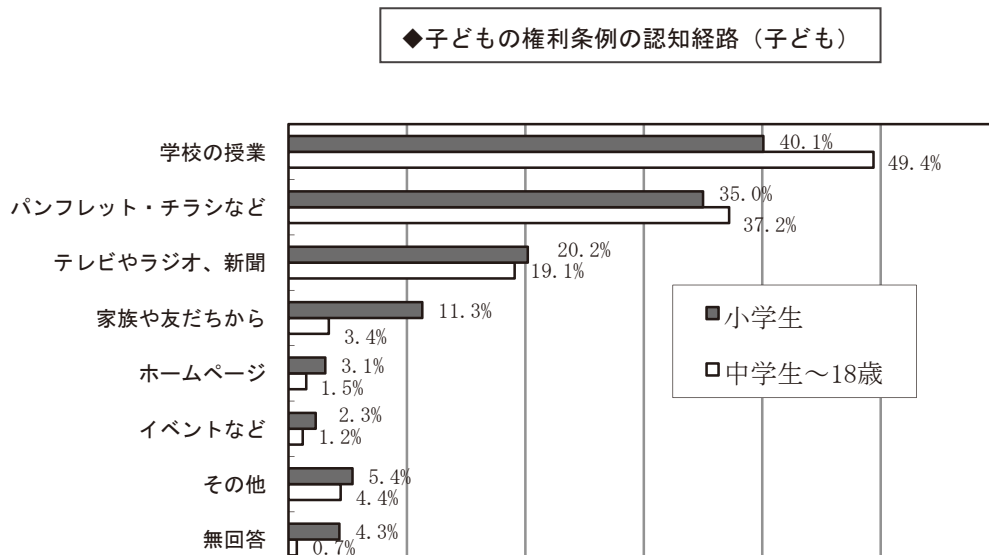
(4) 子どもの権利について

①子どもの権利条例の認知度について

実態・意識調査において、「子どもの権利条例」について、『聞いたことがある』（「知っている」「少しは内容を知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」の合計）と回答した割合は、大人の51.0%に対して小学生は34.3%、中学生から18歳は36.3%と、子どものほうが低い結果となっています。



また、『聞いたことがある』と答えた子どもに対し、その認知経路を聞いたところ、最も多いのが「学校の授業」という結果となりました。



2 子どもの権利の保障を進める上での課題

「子どもに関する実態・意識調査」の結果などを基に、推進計画を策定するに当たっての課題を、以下のとおり整理します。

【 課題1 地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充 】

家庭や学校、地域、市政において、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることについて肯定的に捉える大人が多い一方で、子どもについては、実際に「言うことができる」と答えた割合は必ずしも高くはなく、特に地域や市政については「とくに言いたいことがない」という回答が最も多く、参加に対する子ども自身の意識は決して高くないのが現状です。

将来の札幌の自治を担う子どもが、あらゆる場において自分たちの意見を表明し、積極的に参加することができるよう、そのための仕組みづくりをいかに進め、意識の啓発を図るかが重要な課題です。

また、子どもが豊かに成長するためには、さまざまな体験活動や社会活動が重要な役割を果たしますが、実態・意識調査では、4割近くの子どものが、その環境が必ずしも十分ではないと感じているという結果となったことから、これらの機会を拡充するよう取り組むことが必要です。

【 課題2 子どもの居場所の充実 】

子どもの豊かな成長にとっては、ふだんの生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができる実感することや、さまざまな活動を通して人間関係をつくり合うことがとても大切です。

しかしながら、現在、遊び場の減少、核家族化、さらには地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えており、さらには、いじめや不登校など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状を鑑みると、子どもが安心して過ごすことができる居場所の存在がますます重要になっているといえます。

このため、子どもが大人に見守られ安心して過ごす中で、遊び、活動し、人間関係をつくり合うことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

【 課題3 子どもの権利の侵害への速やかな対応 】

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が、大きな社会問題となっている中、札幌市においても子どもアシストセンターの相談件数や児童相談所の児童虐待の受理件数が増加傾向にあります。いじめや児童虐待などは、子どもにとって、日常で最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、これらの権利侵害への対応は緊急の課題となっています。

また、実態・意識調査では、大人、子どものおよそ3割が、権利条例で定める「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」という権利について「守られていない」と感じており、同様に、子どもとの意見交換においても、そうした子どもの声が聞かれました。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということを、全ての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重しあい、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりを、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことが重要な課題です。

【 課題4 子どもの権利についての理解促進 】

権利条例を施行してから一年あまりが経過し、広報普及活動や権利学習の実施など、さまざまな取組を行っていますが、条例に対する認知度については、いまだ高いものとはいえないのが現状です。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもを含めたより多くの市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な広報や、普及・啓発活動を行うことが課題となります。

特に、大人に比べて認知度の低い子どもに対する理解促進に向けた工夫が求められており、この場合、条例の認知経路（子ども）について「学校の授業」と答えた割合が最も多い結果となったことから、学校における取組が非常に重要です。

教育委員会では、条例施行に併せて、管理職員や一般教諭に対する研修、さらには、実践的取組に向けた研究等を行っていますが、今後、研究成果を踏まえた具体的な取組をより一層広めていくことが、重要な課題としてあげられます。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、全ての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていけることを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会とのさまざまな関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済、子どもの権利についての理解促進を図るため、以下の4つを基本目標とし、施策を進めていきます。

基本目標1 「子どもの意見表明・参加の促進」

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利の一つといえます。

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性を育んでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めます。

基本目標2 「子どもを受け止め、育む環境づくり」

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

基本目標3 「子どもの権利の侵害からの救済」

子どもの権利の侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、子どもの権利の侵害についての正しい理解を進め、子どもの権利の侵害を起ささない環境の実現を図ります。

基本目標4 「子どもの権利を大切にす意識の向上」

子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、全ての市民が子どもの権利についての理解を深めることが何よりも重要です。市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

【 推進計画の体系 】

基本理念

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、
自立性と社会性を育むまちの実現

基本目標 1

子どもの意見表明・参加の促進

- 基本施策 1 | 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり
- 基本施策 2 | 子どもの参加の機会の充実と支援
- 基本施策 3 | 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

基本目標 2

子どもを受け止め、育む環境づくり

- 基本施策 1 | 子どもが安心して過ごすための居場所づくり
- 基本施策 2 | 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

基本目標 3

子どもの権利の侵害からの救済

- 基本施策 1 | 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実
- 基本施策 2 | 権利侵害を起こさない環境づくり

基本目標 4

子どもの権利を大切にする意識の向上

- 基本施策 1 | 子どもの権利に関する広報普及
- 基本施策 2 | 子どもの権利に関する学びの支援

第4章 基本施策

1 基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

子どもの意見表明は、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえで、大切にしなければならないと同時に、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねながら成長発達していくうえでも、大変重要な意義を有しています。

しかしながら、課題1で述べたように、実態・意識調査において、子どもが自分の考えや思いがあるときに、それを『言うことができる』と答えた割合は必ずしも高くはなく、また、子どもとの意見交換の中でも、「周りからの批判を心配して意見を言いにくい」との声が聞かれたように、雰囲気づくりの面での課題が多いのが現状です。

したがって、子どもの参加を実質的に保障するため、まずは、子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていきます。

【 取組の視点 】

○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発

子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりを進めるためには、意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、例えば、市民向けの「子どもサポーター養成講座」の活用などにより、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を、積極的に行います。

主な取組

充実

◆ 子どもサポーター養成講座修了者の活用 — 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていきます。(子ども未来局)

◆ 出前講座の活用 — 出前講座を利用し、子どもの権利、特に子どもの意見表明・参加に関する理解促進に努めます。(子ども未来局)

(2) 子どもの参加の機会の充実と支援

子どもに関係するさまざまな場面において意見表明、参加を保障することは、権利条例の目的である子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながります。

また、市政においても、子どもが市民の一人として、大人と共にまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識する中で、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。

こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。子どもの参加を進めるに当たっては、より多くの子どもが意見を述べ、事業に関わることができるよう取り組んでいきます。

【 取組の視点 】

○ 「子ども運営委員会」の設置などによる施設の運営への子どもの参加の推進

現在、札幌市の全ての児童会館・ミニ児童会館において「子ども運営委員会」を設置し、利用上のルールを子どもたち自身が決めるなど、子どもが施設の運営に関わる取組を行っています。

今後、児童会館以外の、子どもが利用する施設においても、「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めます。

また、学校においても、児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めたり、例えば、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人(教師・親)と子どもが学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合いを行う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、子どもの参加の機会を充実します。

主な取組

充実

◆ 「子ども運営委員会」の拡充 ー

- ・児童会館の「子ども運営委員会」について、子どもたちが施設運営等に主体的・積極的に関わることで、意見を表明できる機会を増やしていきます。(子ども未来局)
- ・円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていきます。(関係部局)

新規

充実

- #### ◆ 学校教育における子どもの参加の推進 ー 児童会・生徒会活動や三者会議²等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート³など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。(教育委員会)

○ 「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進

現在、札幌市では、「職員のための市政における子どもの参加を進めるための手引き」の活用や「子どもの権利推進アドバイザー」⁴の利用などにより、市政におけるさまざまな施策や事業に、子どもの視点を反映できるよう取り組んでいます。

今後、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際には、例えば、「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を必要に応じて設けることにより、企画段階から子どもの参加をより積極的に進めます。

さらに、子どもの参加を進めるためには、子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、子どもが市政について理解を深めることができるよう、子どもに分かりやすい情報発信を進めます。

² 三者会議：生徒、保護者、教職員の三者が同じテーブルにつき、学校問題の解決に向けて話し合う会議

³ ピア・サポート：子ども自らの問題を、自ら調整し解決できることを目指し、子どもが互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係を育むために、困っている子どもを周りの子どもが手助けする方法など、子ども同士での助け合いについて学ぶ活動

⁴ 子どもの権利推進アドバイザー：市政における子どもの参加をはじめ、施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるため、専門的な見地からの指導・助言等を受けることを目的として、札幌市が委嘱している専門家

主な取組

新規

◆ 「子ども企画委員会」の設置 — 子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際には、例えば「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を設け、企画段階から子どもの参加を積極的に進めていきます。(関係部局)

充実

◆ 「子どもの権利推進アドバイザー」⁴の活用 — 子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるための職員向け手引きや「子どもの権利推進アドバイザー」の活用などにより、市職員の意識啓発を進め、市政における子どもの参加をより一層進めていきます。(子ども未来局)

◆ 子ども向け情報提供の充実 — 子ども向けホームページの作成など、子どもの視点に立った分かりやすい方法により、市政に関する子ども向けの情報を発信します。(全庁)

○ 地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援

子どもが地域のまちづくりに関わることは、子どもが将来のまちづくりの担い手として成長するなど、大きな意義があるとともに、地域にとっても、まちづくりの活力を生み出すことにつながります。

例えば、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会など、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人が共に地域課題の解決に向けて話し合う場など、子どもが地域の活動に参加する機会の充実に向け、市民に対して、子どもと大人が共にまちづくりに関わる事例などの情報提供の支援を行うとともに、市民が子どもの参加に関する知識や技術を習得する機会を設けるなど、ひとつづくりに関する取組をより一層進めます。

また、地域のまちづくりへの子どもの参加については、単に子どもが客体として参加するだけではなく、地域の取組の企画・運営に子どもの意見を反映するといった主体的な参加が進むよう、地域に対して積極的に働きかけていくとともに、参加を進めるに当たっては、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を認識できるよう意識の啓発を行い、協力・連携を図ります。

主な取組

充実

◆ 地域における子どもの参加の促進 — 市民向け子どもの参加の手引きや「子どもサポーター養成講座」の活用などにより、地域における子どもの参加をより一層進めていきます。(子ども未来局)

充実

◆ まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ — 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的に関わることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていきます。(子ども未来局、市民まちづくり局、教育委員会)

(3) 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

現代の子どもは、社会参加の体験や自発的な活動の体験といった経験が足りないとの指摘がなされる中、子どもの成長にとって、学校や地域での生活のさまざまな場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育てていくためにとて

も大切なことです。

このことから、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めていきます。

【 取組の視点 】

○ 「雪」や「環境」などの札幌の課題や特色を踏まえた、将来の地域社会の担い手を育む、学びの支援

札幌市では、「札幌らしい特色ある学校教育の推進」として、札幌の自然や社会環境などの札幌の特色を生かし、主体的な活動を通じた体験や学習活動の充実を図るテーマである、「雪」や「環境」、さらには、生涯にわたる学びの基盤となる「読書」の3つのテーマに沿った取組を進めることとしています。

「雪」や「環境」については、日常生活そのものに深く関わるテーマであることから、学校教育だけの問題ではなく、地域のまちづくりの視点からも捉えることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活のあり方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。また、「読書」については、子どもに知的好奇心を喚起し、自ら学ぼうとする心を育むとともに、心のよりどころを見出すことにつながることから、学校を中心とした読書活動を促進します。

これらのほか、札幌の食文化を生かした食育の推進などを含め、子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心をはぐくみ、可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

主な取組

充実

◆ **札幌らしい特色ある学校教育の推進** — 全ての幼稚園・学校が、札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進め、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指します。(教育委員会)

充実

◆ **読書活動の推進** — 第2次札幌市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進するための環境を整えます。(教育委員会)

充実

◆ **環境教育の推進** — 環境関連施設の見学や自然体験など、より充実した環境教育の推進を図ります。(環境局)

充実

◆ **食育の推進** — 札幌市食育推進計画に基づき、「食」に関する知識など、豊かな食生活を送ることができる能力を育む「食育」を推進します。(保健福祉局、子ども未来局、教育委員会)

◆ **「さっぽろ市民カレッジ」の実施** — 「さっぽろ市民カレッジ」において、子どもを対象とした事業を実施します。(教育委員会)

◆ **司法教育の推進** — 日常生活にあるルールに気づくことで社会生活における法の存在や必要性、裁判のしくみなどを知り、段階的に司法について興味や関心を深めることができる展示や復元法廷を活用した模擬裁判の実施など、司法教育を推進します。(教育委員会)

◆ **まちづくり体験事業の推進** — 子どもが体を動かしながら、地域について、学んだり、考えたり、まちづくりセンターの所長の業務を体験したりするなどの、まちづくり体験事業を推進します。(市民まちづくり局)

○ 企業など関係団体との連携による学びや体験の環境づくり

子どもが関わる事業の実施主体としては、行政以外にも民間団体・企業・NPOなど、さまざまな形態の主体が存在します。現在、学校教育や地域の事業において、自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組が行われていますが、今後は、さまざまな団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進める必要があります。

特に、職業体験については、単なる技術習得にとどまらず、具体的な作業を通じて子どもと職業人である大人の相互理解が深まる効果の高い取組であり、例えば、こどものまち「ミニさっぽろ」⁵や市内の中学校・高等学校での「職業体験」といった取組が、地域や各企業の献身的な協力を得ながら行われています。最近では、企業独自に子どもの職業体験を行うところも現れてきています。

多くの子どもがこうした機会を得るためには、行政だけでは限界があることから、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対しても、働きかけていきます。

また、自然体験に関わるプレーパーク事業など、行政が地域や関係団体などと連携を図りながら、子どもの主体的な体験の機会の充実を図ります。

主な取組

新規

◆ **企業等と連携した職業体験機会の拡充** — 子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対して働きかけていきます。(子ども未来局)

新規

◆ **プレーパーク事業の推進** — 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図ります。(子ども未来局、環境局)

◆ **職業体験機会の提供** — こどものまち「ミニさっぽろ」⁵事業による職業体験の機会を提供します。また、各学校において地域と連携した職場体験の機会を提供します。(子ども未来局、教育委員会)

◆ **国際交流の機会の提供** — 学校における国際交流員の派遣や、子どもの国際交流の機会を提供します。(総務局、子ども未来局)

◆ **野外・自然体験機会の提供** — サッポロさとらんどでの農業体験など、野外・自然体験の場を提供します。(経済局)

⁵ こどものまち「ミニさっぽろ」: こどものまちである「ミニさっぽろ」での職業体験や消費体験を通して、働くことの楽しさや大変さ、社会の仕組みを学ぶ機会を提供し、市民自治意識を高める事業

◆ **スポーツ体験機会の提供** — 各区におけるスポーツ大会の実施など、各種スポーツ体験の機会を通して子どもがスポーツの楽しさを知る機会を提供するほか、「札幌市スポーツ振興基金」を財源とした、スポーツ振興に寄与する活動を行う団体等への助成を行います。(各区、観光文化局)

◆ **文化・芸術体験機会の提供** — 札幌芸術の森や札幌コンサートホールKitara^{キタラ}などの文化施設や札幌国際短編映画祭をはじめとした各種事業を活用し、子どもが文化芸術に触れることができる機会を提供します。(経済局、観光文化局)

2 基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子どもどうしのつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。

家庭、そして地域社会全体に見守られ、支えられているという安心感の中で日々の生活を過ごし、周りとのつながりや信頼関係、自分自身に対する自信を築いていくことのできる、安全で安心な居場所づくりを、地域や関係団体、NPOなどと連携しながら進めます。

【取組の視点】

○ 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」との問いに対し、子どもが「家で家族と過ごす部屋」(39.6%)、「自分の部屋」(37.3%)と、合わせて7割以上が、家に関わる回答をしていることからわかるように、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

このことから、子どもの豊かな育ちにおける家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス⁶の推進など、仕事と子育ての両立支援を行います。

また、子どもの成長・発達に応じた権利の保障という観点から、特別な支援を要する子ども及び保護者に対する相談や支援等を行います。

主な取組

新規

◆ 「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 — 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称)区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。(子ども未来局、各区)

◆ 家庭に対する啓発活動の実施 — 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、母親教室や両親教室の開催など、家庭に対する啓発活動を実施します。(保健福祉局)

充実

◆ 家庭的保育事業の実施 — 札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業(保育ママ)を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。(子ども未来局)

充実

◆ 区保育・子育て支援センター(ちあふる)における子育て支援 — 区の保育・子育て支援センター(ちあふる)において、常設の子育てサロンの運営や子育て相談・講座の開催、子育てアドバイザーを活用したサンデーサロンの開催など、子育て家庭に対するきめ細やかな支援を実施します。(子ども未来局)

⁶ ワーク・ライフ・バランス：仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

	◆ 「さっぽろ子育てサポートセンター事業」の拡充 — 子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人による会員組織をつくり、保育所の送り迎えなど、地域で子育て家庭を支える「さっぽろ子育てサポートセンター事業」について会員数の増加に努めます。(子ども未来局)
充実	◆ ワーク・ライフ・バランス ⁶ の推進 — ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行います。(子ども未来局)
	◆ 療育支援事業(さっぽ・こども広場) — 発達に心配のある就学前の子どもを対象として、児童福祉センターなどを会場に、小集団でのあそびを通して子どもの発達を支援するとともに、保護者の悩みや相談に応じ適切な情報を提供します。(子ども未来局)
充実	◆ 児童会館における障がいのある子どもへの対応の充実 — 児童会館・ミニ児童会館において障がいのある児童の受け入れ体制の充実を図ります。(子ども未来局)
	◆ 障がい児療育支援 — 障がい児施設等がもつ、専門的な療育支援機能を活用し、在宅の障がい児やその家族など、関係者等に対して、訪問や外来等の方法により療育指導を実施し、支援を行います。(保健福祉局)
充実	◆ 特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実 — 発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、幼稚園、保育所、小学校の担当者が支援体制の構築を図るための連絡会の充実を図ります。(教育委員会、子ども未来局)
	◆ 母子家庭等に対する支援 — 母子家庭等に対する就業支援や、経済的自立の助成などを行います。(子ども未来局)

○ 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり

今なお存在する、いじめや不登校といった子どもの置かれた深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラーの小中高等学校への全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、ピア・サポート³といった子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進め、さらには、不登校児童生徒に対する支援のあり方の検討、相談指導学級等の公的機関やフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携による対応をより一層充実します。

また、児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

主な取組	
充実	◆ フリースクールなど民間施設との連携 — 教育委員会が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進めます。(教育委員会)
新規	◆ フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進 — フリースクールなどの民間施設に対する、運営などに関する支援や協働による事業の実施などの支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進めます。(子ども未来局)

	◆ メンタルフレンド事業の実施 — 不登校や引きこもりの子どもを対象に、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する「メンタルフレンド事業」を引き続き実施します。(子ども未来局)
	◆ 学校におけるいじめ対策 — 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24 時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。(教育委員会)
充実	◆ 学校教育における子どもの参加の推進 — 児童会・生徒会活動や三者会議 ² 等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート ³ など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。【再掲】(教育委員会)
充実	◆ 学校に対する相談支援 — 不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。(教育委員会)
	◆ 学生ボランティア事業 — 提携している大学の学生が、小中学校において、学習指導の補助等の必要な児童生徒へのサポートなど、児童生徒の個に応じた教育活動を支援します。(教育委員会)
充実	◆ 放課後の居場所づくりの推進 — <ul style="list-style-type: none"> ・放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。 ・留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校3年生まで」から「小学校4年生まで」に拡大します。(子ども未来局)
	◆ 保育所職員への研修の実施 — 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。(子ども未来局)
	◆ 児童養護施設職員等への研修体制の整備 — 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図ります。(子ども未来局)

○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、さまざまな経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委

員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。

また、引きこもりなど社会的な自立に対する困難を抱えている子どもに対する自立に向けた支援を行います。

主な取組	
	◆ 青少年健全育成の取組への支援 — 地域における青少年の健全育成を推進するための青少年育成委員会事業等について、関係機関、団体との情報共有を通し、より一層の連携強化を図っていきます。(子ども未来局)
	◆ 心豊かな青少年を育む札幌市民運動 — 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図ります。(子ども未来局)
充実	◆ 課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援 — 「若者支援総合センター」において、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、社会との調和や就労支援などを行うとともに、中学や高校に在籍していない子どもに対しても児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、一人ひとりに合ったプログラムの提供や他の支援機関との連携により、社会的自立までを継続的に支援します。(教育委員会)
	◆ 子ども・若者支援地域協議会における活動支援 — 「子ども・若者支援地域協議会」において、個別分野の施策や知見を結集し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもを総合的に支援します。(教育委員会・子ども未来局)
充実	◆ 子どもの防犯力の育成 — 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づき、防犯教室の開催などにより、子どもの防犯力の育成を図っていきます。(市民まちづくり局)

(2) 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育てていくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

子どもが主体的な遊び、スポーツ、サークル活動、社会活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことのできる環境づくりを、行政のみならず、NPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている団体との連携を図りながら進めます。

【 取組の視点 】

○ 子どもの主体的な活動の促進・支援

ボランティア活動、サークル活動、スポーツ活動など、子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体・NPOの関係団体との役割分担や連携のもと、機会の充実にに向けた支援を行います。

また、中・高校生の能力を発揮する場所という観点での居場所づくりとして、児童会館における取組の充実を図ります。

主な取組

新規

◆ **プレーパーク事業の推進** — 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図ります。【再掲】
(子ども未来局、環境局)

充実

◆ **中高生の居場所の充実** — 児童会館が、中学生・高校生の地域における居場所のひとつとして十分な役割を果たしていけるよう、実施状況や事業内容を検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中学生・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図ります。(子ども未来局)

◆ **ボランティア体験事業の推進** — 地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。(保健福祉局)

◆ **少年団体との連携・支援** — 市内で活動する少年 6 団体の相互交流や加入の促進のための、活動成果の発表や体験コーナーを実施する「さっぽろ少年 6 団体交流事業友遊 KID' S ランド」など、各種少年団体と連携し、子どもの主体的な活動の促進を図るとともに、スポーツ活動等を行っている団体への助成を行います。
(子ども未来局、観光文化局)

3 基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変貌する中、さまざまな悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。また、それとともに、いじめなどの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、学校や子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」によって、迅速かつ適切な救済を図るとともに、いじめ対策などをより一層充実します。

特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、児童虐待に対する対応が急増・複雑化する中で、子どもの安全を守るためには、児童相談所が専門機関としての十分な役割を發揮できる体制のもとで、虐待への対応をより一層充実するほか、早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会⁷を基盤として、関係機関の緊密な連携を進めます。

【 取組の視点 】

○ 子どもの権利に関する相談及び救済

平成21年4月に設置した、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」では、相談対応と必要に応じた調整活動などを通して、適切な救済が行われています。

子どもがさまざまな悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに、引き続き取り組むとともに、学校においても、いじめの早期発見、問題の解決などに関する対応をより一層充実します。

さらに、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図ります。

主な取組

充実

◆ **子どもアシストセンターの運営** — 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）

◆ **学校におけるいじめ対策** — 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。

【再掲】（教育委員会）

⁷ 要保護児童対策地域協議会：被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法において規定された協議会

○ 児童虐待への対応

平成 22 年（2010 年）4 月から各区に相談や支援に関わる職員を配置し、児童福祉相談や支援体制の強化を進めています。また、児童相談所の機能強化を目的とした「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、虐待対応の充実を図ります。

また、従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「（仮称）オレンジリボン協力員制度」の創設、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能強化によって、関係機関のより効果的な連携を進めるなど、関係機関が情報を共有しながら、児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・適切な対応に万全を期します。

主な取組	
新規	◆ 「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 — 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「（仮称）区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。【再掲】（子ども未来局、各区）
新規	◆ 「（仮称）オレンジリボン協力員制度」の創設 — 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「（仮称）オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。
充実	◆ 要保護児童対策地域協議会 ⁷ の拡充 — 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する要保護児童対策地域協議会の協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化していきます。（子ども未来局）
充実	◆ 学校における児童虐待の早期発見・早期対応 — 児童虐待対応の手引きを全ての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。（教育委員会）

(2) 権利侵害を起こさない環境づくり

現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

子どもの権利侵害の特徴としてあげられる、子どもが権利の侵害を受けていることを意識しにくい、被害が表面化しにくいといった状況を踏まえ、まずは大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害に対する意識を高めるとともに、虐待を予防するという観点から、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るなど、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整えるよう努めます。

また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもからは「国籍による差別を受けていると感じる」「周りの人からじろじろ見られて嫌な気持ちになった」「自分や

自分の障がいのことについて周りの人があまり理解してくれない」との声が寄せられています。こうしたことから、いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

【取組の視点】

○ 権利侵害等に対する意識の啓発

大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害について意識を高めることができるよう啓発活動に積極的に取り組みます。

また、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実します。

主な取組	
	<p>◆ 出前講座の活用 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や子どもに直接関わる市民等に対し、子どもの権利の理解促進を図るため、積極的に出前講座を行っていきます。【再掲】(子ども未来局) ・子どもの権利の内容や保護者の役割、学校とのかかわり方についての出前講座を実施し、大人に対する啓発活動に積極的に取り組みます。(教育委員会)
	<p>◆ お互いの違いを認め尊重する意識を醸成する機会の充実 — 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。(子ども未来局・教育委員会)</p>
充実	<p>◆ 人権教育の推進 — 民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。(教育委員会)</p>
	<p>◆ 多文化共生事業の実施 — 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、異文化理解教育、交流支援事業などを実施します。(総務局)</p>
	<p>◆ 福祉読本の発行 — 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し、福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図ります。(保健福祉局)</p>
充実	<p>◆ アイヌ民族に対する子どもの理解促進 — 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行っていきます。(市民まちづくり局・教育委員会)</p>

○ 育児不安を抱える保護者への支援

核家族化や地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

保護者が子どもを安心して育てることができるよう、育児等に関する知識の普及と育児不安

の軽減を図るための相談・支援の充実などにより、児童虐待の未然防止に努めます。

主な取組

充実

- ◆ **保護者に対する育児支援** — 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。
(保健福祉局)
- ◆ **児童家庭支援センターにおける子育て支援** — 児童家庭支援センターにおいて、児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24 時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていきます。(子ども未来局)
- ◆ **育児不安保護者への支援** — 虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対してコモンセンス・ペアレンティング⁸の手法による子育てプログラムを提供するなど、育児不安保護者への支援を行います。(子ども未来局)

⁸コモンセンス・ペアレンティング：行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につけられる教育的なスキルを保護者に身につけてもらうことで、虐待の予防を図るプログラム

4 基本目標 4 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 子どもの権利に関する広報普及

条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが、日ごろから子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

そのためには、全ての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する広報普及活動に積極的に取り組みます。

【取組の視点】

○ 子どもの参加による広報・普及活動の充実

広報・普及を行うに際しては、子どもの権利についてのパンフレットやニュースレターなどによる広報、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」⁹を契機とした取組とともに、例えば、テレビなどのメディアを用いたストーリー性のある広報番組の作成や幼児・小学校低学年向けの啓発資料の作成など、子どもの成長・発達段階や相手方に応じた工夫を行います。

また、取組に当たっては、子どもが関わる機会をより一層充実したり、子どもの育ちに関わる団体やNPOとの連携・協力を図るなど、効果的な手法を用いて理解を進めます。

主な取組

◆ **メディアを活用した広報啓発** — 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。
(子ども未来局)

充実

◆ **さっぽろ子どもの権利の日⁹ 事業の実施** — さっぽろ子どもの権利の日の事業について、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進めていきます。(子ども未来局)

(2) 子どもの権利に関する学びの支援

子どもが正しく権利を行使するためには、自分の持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

また、子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要があり、大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるといえます。このため、市民、とりわけ子どもに直接関わる大人が、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう取組を進めます。

⁹ さっぽろ子どもの権利の日：権利条例第5条では、11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」とし、子どもの権利について市民の関心を高めるため、この日にふさわしい事業を行うことを規定している。なお、11月20日は、国連総会で子どもの権利条約が採択された日

【 取組の視点 】

○ 子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報普及活動に加えて、市民向け「子どもサポーター養成講座」や「家庭教育学級」¹⁰を活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図るとともに、施設関係者に対する研修を充実し、子どもの権利に関する理解促進に努めます。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、さまざまな媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

主な取組

新規

- ◆ **出前授業の実施** — 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。(子ども未来局)

充実

- ◆ **子どもサポーター養成講座修了者の活用** — 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていきます。【再掲】(子ども未来局)

- ◆ **心豊かな青少年を育む札幌市民運動** — 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図ります。【再掲】(子ども未来局)

- ◆ **保育所職員への研修の実施** — 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。【再掲】(子ども未来局)

- ◆ **家庭教育学級¹⁰** — 家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける「家庭教育学級」を実施します。(教育委員会)

○ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組によるものが重要であることは実態・意識調査の結果からも明らかになっています。現在、教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うことなど、学校における実践に向けた支援を行っています。こうした取組をより一層充実し、実際に、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう努めます。

¹⁰ 家庭教育学級：家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける事業

特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、ピア・サポート³など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

主な取組

充実

◆ **子どもの権利に関する教職員研修の充実** — 子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修のより一層の充実を図ります。(教育委員会)

◆ **子どもの権利に関する学習資料の作成** — 子どもが自分自身の権利だけでなく他者の権利を尊重することについて学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付くことができるよう、子どもの権利に関する学習資料映像を作成し、各学校に配布します。(教育委員会)

充実

◆ **学校教育における子どもの参加の推進** — 児童会・生徒会活動や三者会議²等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート³など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。【再掲】(教育委員会)

5 計画に関連する主な取組や事業

基本施策に関連する主な取組や事業を掲載しています。

基本目標 1 子どもの意見表明・参加の促進

基本施策 1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり	
<p>○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発 子どもサポーター養成講座 (p.19) 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。</p> <p>出前講座の活用 (p.19) 子どもの権利の理解促進に向けた出前講座を積極的に活用する。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p>
基本施策 2 子どもの参加の機会の充実と支援	
<p>○ 「子ども運営委員会」の設置などによる施設の運営への子どもの参加の推進 わたしたちの児童会館づくり事業 (p.20) 児童会館・ミニ児童会館における「子ども運営委員会」により、児童会館の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やしていく。</p> <p>子どもの利用する施設における子どもの参加の促進 (p.20) 円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。</p> <p>学校における子どもの自主的な活動を促す取組 (p.20) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部 関係部局</p> <p>教) 学校教育部</p>
<p>○ 「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進 市政への子ども参加の促進 (p.21) 子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるための職員向け手引きや「子どもの権利推進アドバイザー」を活用し、市政におけるさまざまな施策や事業において子どもの視点を取り入れるとともに、「子ども企画委員会」の設置などによる企画段階から子どもの参加をより積極的に進めていく。</p> <p>子ども向け情報提供の充実 (p.21) 将来の市民自治の担い手である子どもたちに、自ら知り、学ぶ機会を提供するため、子ども向けホームページの作成など、子どもの視点に立った分かりやすい方法により、市政に関する子ども向けの情報を発信する。</p> <p>子ども議会の実施 市政への参加体験、理解、関心を促進する機会とするとともに、子どもの権利条約や条例に定める意見表明権などを体現する場である「子ども議会」の内容の充実を図る。</p> <p>子どものまちづくりへの参加促進事業 子どもが体を動かしながら、地域について、学んだり、考えたり、まちづくりセンターの所長の業務を体験したりするなどの、まちづくり体験事業を推進する。また、子どもに区や地域の課題を意識し身近なまちづくり活動を体験する機会を、区の創意や裁量により提供するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動や取組方法を紹介するために作成した手引きを小学 3 年生に配布する。</p> <p>【子どものまちづくり体験事業の実施回数】 H21 年度：17 回 →H26 年度：30 回</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>全庁</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>市) 市民自治推進室</p>

<p>地域と創る公園再整備事業 公園再整備に際して、企画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを行っていく。また、周辺で地域主体の子育てサロンなどを実施している公園内に、安心して遊べる遊具等を備えた「キッズコーナー」の整備を進める。</p> <p>市民との協働による都市計画制度普及事業 子ども向け都市計画普及本「ミニまち」を発行、配布していくとともに、「ミニまち」を活用した講座等の実施を積極的に進めていく。 【講座等受講者数（累計）】H21年度：822人→H26年度：3,800人</p> <p>札幌のまちを学ぶ取組 「サタデー・テーリング」やスタンプラリーといったイベントなど、札幌のまちを子どもたちに楽しく学んでもらうための取組を実施する。</p>	<p>環)みどりの推進部</p> <p>市)都市計画部</p> <p>交)事業管理部 区)市民部</p>
<p>○ 地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援 「市民向け子どもの参加の手引き」の活用 (p. 21) 市民向けの手引きを作成し活用することにより、子どもの地域のまちづくりへの参加の機会の充実を図る。</p> <p>子どもサポーター養成講座【再掲】(p. 21) 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。</p> <p>まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ (p. 21) 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的に関わることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていく。</p> <p>子ども地域安全マップの作成支援事業 子どもが自らまちを歩き、危険箇所等を調べ、地図を作成し発表する過程を通して、子ども自身の「自主防犯力」を高めるための支援に取り組む。</p> <p>地域主体の取組における子どもの参加の促進 地域団体等と連携し、子どもたち自ら考え企画する機会、次代を担う子どもたちが次世代の実践者へと成長することを目的とした事業や自分の身近な体験、日ごろ関心がある事柄を発表する機会などを提供する。</p> <p>P T A 活動の支援事業 青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するP T Aの指導者養成や諸事業について支援する。</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部 市)市民自治推進室 教)学校教育部</p> <p>区)市民部</p> <p>区)市民部</p> <p>教)生涯学習部</p>
<p>基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援</p>	
<p>○ 「雪」や「環境」などの札幌の特色を踏まえた、将来の地域社会の担い手を育む、学びの支援</p> <p>札幌らしい特色ある学校教育事業 (p. 22) 全ての幼稚園・学校が、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進めることで、将来の札幌を支え、国際社会で通用する自立した市民・社会人の育成を目指す。 【中学校、高等学校におけるスキー学習実施校数】 H21年度：34校→H26年度：70校 【学校図書館ボランティア派遣校数】H21年度：20校→H23年度：98校</p>	<p>教)学校教育部</p>

<p>第2次札幌市子どもの読書活動推進計画の推進 (p. 22) 保健センターの10か月児健診の際に行う読み聞かせにあわせて、絵本を配布する「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」や図書館等での読み聞かせ、子ども読書の日(4月23日)の特別行事「お話しの百貨店」の実施、学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにする「学校図書館地域開放事業」、小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供するなど、子どもの読書活動を推進する。</p>	<p>教)中央図書館 子)子育て支援部 教)生涯学習部</p>
<p>【図書館等での読み聞かせ実施回数】H21年度：740回 →H26年度：900回</p> <p>【お話しの百貨店参加人数】H21年度：1,277人→H26年度：1,300人</p>	<p>環)環境都市推進部</p>
<p>環境教育の推進 (p. 22) 札幌市環境プラザにおける環境学習機会の提供や環境を守るための取組をしている小・中学生の発表会「さっぽろこども環境コンテスト」の実施や、環境教育に関する校外学習用バスの貸出など、より充実した環境教育を推進する。</p>	<p>保)保健所 子)子育て支援部 教)生涯学習部</p>
<p>札幌市食育推進計画に基づく取組など、「食育」の推進 (p. 22) たのしい保育所給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むための支援や、幼児、小・中学生とその親を対象とした親子料理教室の開催、学校給食における地産地消を進めるといった学校における食に関する指導の充実や、さっぽろ学校給食フードリサイクルなど、食育に基づいた取組を進めていく。</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>【たのしい保育所給食：食教育教室実施保育所の割合】 H21年度：100%→H26年度：現状維持</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>さっぽろ市民カレッジの開催 (p. 22) 市民の多様なニーズに対応するため、札幌市生涯学習センターを拠点とし、継続的かつ体系的な学習機会を提供する。</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>【子ども向け講座の受講者数】H26年度：800人</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>司法教育の推進 (p. 22) 法及び司法に関する講習会や、資料館の復元法廷を活用した模擬裁判の実施等を通して、法及び司法に関する学習機会を提供する。</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>子どものまちづくりへの参加促進事業【再掲】(p. 22) 子どもが体を動かしながら、地域について、学んだり、考えたり、まちづくりセンターの所長の業務を体験したりするなどの、まちづくり体験事業を推進する。子どもに区や地域の課題を意識し身近なまちづくり活動を体験する機会を、区の創意や裁量により提供するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動や取組方法を紹介するために作成した手引きを小学3年生に配布する。</p>	<p>市)市民自治推進室</p>
<p>【子どものまちづくり体験事業の実施回数】H21年度：17回 →H26年度：30回</p>	<p>環)みどりの推進部</p>
<p>みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業 公園緑地の利活用促進のため、イベント等の企画・実施・効果的な情報の受発信の検討・実施などを行う。</p>	<p>総)行政部</p>
<p>札幌市文化資料室における子ども向け行事の実施 歴史・文化資料の活用等を目的として、小・中学生向けの歴史新聞を作る講座を実施する。</p>	<p>保)総務部</p>
<p>社会福祉協力校指定事業 児童・生徒への社会福祉への理解と関心を高め、家庭及び地域に福祉啓発を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校指定事業に対する補助を行う。</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>特別奨学金 技能習得を目的とした学校(高等課程)に学ぶ、生活困難な世帯の子どもに対し、奨学金を支給する。</p>	<p>子)子育て支援部</p>

<p>青少年科学館管理運営事業 小・中学生をはじめとする幅広い世代の市民が気軽に参加できる魅力的な事業を積極的に展開していく。 【観覧者数】 H21 年度：328,168 人→H26 年度：360,000 人</p>	教)生涯学習部
<p>○ 企業など関係団体との連携による学びや体験の環境づくり 企業等と連携した職業体験機会の提供 (p. 23) 「子ども参観日」などの子どもが保護者の職場を見学する機会の実施について地域や各企業に対して働きかけを行っていく。 プレーパーク推進事業 (p. 23) 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図る。 企業や関係団体と連携した職業体験機会の提供 (p. 23) こどものまち「ミニさっぽろ」事業や、学校における地域と連携した職場体験機会の提供、中央図書館における「一日司書体験」、円山動物園における「一日飼育係」の実施、地域や企業・関係団体等と連携した職場体験機会を充実する。 【一日飼育係参加者数】 H21 年度：夏 22 人×2 回、冬 12 人×2 回 →H26 年度：現状維持 異文化交流体験の機会提供 (p. 23) 子どもたちが札幌に滞在する留学生や J I C A 研修員との遊びなどを通して、国際親善の大切さを学ぶ機会の提供や、小・中・高等学校への国際交流員の派遣のほか、シンガポール少年交流事業、ノボシビルスク少年交流事業を実施し、国際理解及び国際交流を推進する。 【国際交流員の総合的な学習の時間への派遣と受入の件数】 H21 年度：36 件→H26 年度：現状維持 農業体験機会の提供 (p. 23) サッポロさとらんどでの農業体験学習の機会の提供や、関係団体と連携した子ども体験農園を実施する。 【農作業体験参加者人数】 H21 年度：44,000 人→H27 年度：78,000 人 野外体験事業 (p. 23) 夏季及び冬季休業日等に、林間学校など野外体験の学習機会を提供する。 【参加者数 (累計)】 H21 年度：65,241 人→H26 年度：73,500 人 地域団体等と連携した自然体験機会の提供 地域の身近な自然に触れ、地域の環境に関心や親しみを持たせることを目的として、地域団体等と連携し、さまざまな自然体験機会を提供する。 地域で活躍するジュニアリーダーの養成 地域のさまざまな体験活動事業等で活躍するジュニアリーダーを育成するとともに、その活躍を通じて、子どもが主体的に企画し取り組んでいく地域での体験活動の場を増やしていきます。 各区におけるスポーツ体験機会の提供 (p. 24) 各区におけるスポーツ大会の実施など、各種スポーツ体験の機会を通して子どもがスポーツの楽しさを知る機会を提供する。 札幌市スポーツ振興基金助成金 (p. 24) 基金を財源として、市民のスポーツ振興に寄与する活動を行う個人、団体等に助成金を交付する。補助対象事業のうち、青少年を対象として道外で開催される全国規模の大会に参加する際の助成金など対象を青少年に限定した事業が存在する。 スノーホッケー普及事業 札幌市で開発した「スノーホッケー」の普及啓発を行い、ウィンタースポーツの振興と子どもの体力の向上を図る。</p>	子)子ども育成部 子)子ども育成部 子)子ども育成部 教)学校教育部 教)中央図書館 経)円山動物園 区)市民部 総)国際部 子)子ども育成部 区)市民部 経)農政部 教)生涯学習部 区)市民部 子)子ども育成部 区)市民部 観)スポーツ部 観)スポーツ部

<p>さっぽろ子どもチャレンジウィンタースポーツビンゴ 市内ウィンタースポーツ施設をチェックポイントとし、ビンゴを行う事業を通して、さまざまなスポーツを体験し、スポーツの楽しさを味わう機会を提供することにより「スポーツのある暮らし」の実現を目指す。</p>	<p>観)スポーツ部</p>
<p>ファイターズ屋内練習場市民開放事業補助金 子どもがプロ野球球団を身近に感じることができるよう小中学生利用分について、NPO 法人北海道野球協議会に対し施設利用料及び事務経費相当額を補助金として交付する。</p>	<p>観)スポーツ部</p>
<p>美術体験機会の提供 (p. 24) 子どもたちに優れた芸術を鑑賞する機会を提供する「ハロー！ミュージアム」事業や、小学校にアーティストを派遣し、短期滞在させ、アート体験を提供する「おとどけアート」を実施する。 【参加児童数】 H21 年度：2,587 人→H26 年度：15,000 人</p>	<p>観)文化部</p>
<p>こころの劇場 (p. 24) 市内の小学校 6 年生を対象として劇団四季のミュージカル公演に無料招待する。 【観劇率（申込者に対する観劇者数の割合）】 H21 年度：91.5% →H26 年度：100%</p>	<p>観)文化部</p>
<p>Kitaraファーストコンサート (p. 24) 市内の小学 6 年生に対し Kitara での生のオーケストラ演奏を鑑賞する機会を提供する。 【学校の参加率】 H26 年度：95.0%</p>	<p>観)文化部</p>
<p>子ども映像制作ワークショップ (p. 24) 札幌国際短編映画祭において、小・中学生が参加した映像制作ワークショップ作品の上映や子ども審査員による賞の選出、授与を行う。 【参加講師数】 H21 年度：1 人→H26 年度：3 人</p>	<p>経)産業振興部</p>
<p>子どもの映像制作体験事業 (p. 24) 専門家の指導のもと、本格的な映画製作を体験する機会を提供する。 【参加者数（累計）】 H21 年度：20 人→H26 年度：110 人</p>	<p>観)文化部</p>
<p>札幌市こども劇場 人形劇、児童劇等の制作及び発表と制作団体の育成を通じて、青少年の情操の涵養を図る。</p>	<p>子)子ども育成部</p>
<p>各種少年団体などと連携した活動の促進・支援 さっぽろ少年 6 団体交流事業「友遊 Kid's ランド」事業における各団体の活動成果の発表のほか、団体に対する活動支援などを行う。</p>	<p>子)子ども育成部</p>
<p>札幌市豊平川さけ科学館親子・子ども採卵実習 さけの採卵を学習機会として活用するとともに、命の仕組みと大切さなどについて学ぶ機会を提供する。 【開催回数】 H21 年度：年 10 回→H26 年度：現状維持</p>	<p>環)みどりの推進部</p>
<p>夏休み親子水道施設見学会 8 月 1 日から 7 日までの「水の週間」に合わせて、水資源の有効性などについて学ぶ機会を提供するため、水道水の作られる過程の見学会を実施する。 【参加者の理解度】 H21 年度：95.9%→H26 年度：100%</p>	<p>水)総務部</p>
<p>教えて！ファイヤーマン事業 小学 4 年生を対象に、消防の仕事や火災時の避難方法など、消防の仕事に対する興味関心を高め、役割を理解してもらうとともに、災害から身を守る方法を学ぶ機会を提供する。</p>	<p>消)予防部</p>

基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり

基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり	
<p>○ 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援 「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 (p. 25) 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称) 区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していく。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていく。</p>	子) 児童福祉総合センター、各区
<p>母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (p. 25) 妊娠・出産・育児に関する知識の普及等や育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。 【新生児訪問実施率】 H21 年度：93.7%→H26 年度：増やす 【妊婦への訪問実施延数】 H21 年度：106 人→H26 年度：増やす</p>	保) 保健所
<p>親を対象とした相談・指導 (p. 25) 初めての出産を迎える夫婦に対して、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、親としての意識が高まるよう、母親教室や両親教室などを実施する。【教室参加者数】 H21 年度：6,798 人→H26 年度：増やす</p>	子) 子育て支援部
<p>家庭的保育事業 (p. 25) 多様化する保育ニーズに対応するため、札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、家庭的な環境の中で保育を行う。</p>	子) 子育て支援部
<p>区保育・子育て支援センター整備事業 (p. 25) 区における子育て支援の中心的な役割を担う施設として、従来の保育所機能に加え、常設の子育てサロンの運営や子育て相談・講座の開催などのさまざまな子育て支援機能により、全ての子育て家庭に対し、きめ細やかな支援を実施する。【整備か所数】 H21 年度：5 か所→H26 年度：7 か所</p>	子) 子育て支援部
<p>子育てアドバイザー活動促進事業 これまで養成してきた子育てに関する専門的な知識を持つ子育てアドバイザー(子育てボランティア)に対してバックアップ研修を行いスキルアップを図り、子育てアドバイザーの活動機会として、父親が積極的に子育てに関わることができる場「サンデーサロン」を開催する。</p>	子) 子育て支援部
<p>さっぽろ子育てサポートセンター事業 (p. 26) 子育てについて、援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)とにより会員組織を作り、地域で子育てサービスを担う。 【利用件数】 H21 年度：13,200 件→H26 年度：13,222 件 (緊急預かりサービスを除く)</p>	子) 子育て支援部
<p>札幌市民子育て支援宣言事業 市民や企業が「さっぽろ市民子育て支援宣言」を行うことにより、子育て支援の意思表示と実践を促し、子育て家庭を社会全体で支えていくための活動に結びつけていく。</p>	子) 子育て支援部
<p>マタニティクッキング教室 初妊婦とその配偶者を対象に、妊娠中の食生活の重要性について普及啓発などを行う。 【開催回数、参加者数】 H21 年度：58 回、618 人→H26 年度：増やす</p>	保) 保健所
<p>離乳期講習会 保健センターにおいて、生後3~7か月児の親を対象に、離乳食についての講習会を実施する。 【開催回数、参加者数】 H21 年度：207 回、5,300 人→H26 年度：増やす</p>	保) 保健所
<p>緊急サポートネットワーク事業 急病や緊急を要する子どもの預かり等を希望する人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織を作り、会員相互による子育て援助活動の支援を行う。</p>	子) 子育て支援部

<p>地域子育て支援事業 子育てなどの情報提供や子育てボランティアの育成など、乳幼児を持つ子育て家庭を支援し、地域における子育て環境の整備を図る。 【子育て情報ダイヤル相談件数】 H21 年度：557 件 →H26 年度：1,106 件</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>子育て支援総合センター事業 時間的制約から地域の子育て支援事業に参加できない就労家庭やひとり親家庭、さらに男性を対象に育児参加を呼びかける事業を展開するなど、親子の交流・相談・情報提供を行う。 【新規登録組数】 H21 年度：2,296 組→H26 年度：2,884 組</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>保育事業の充実 保護者の就労形態の多様化など、保育需要に対応するため、延長保育事業、夜間保育事業、休日保育事業を認可保育所で実施する。また、保護者の短時間就労等や育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するため一時預かり事業を実施する。 【延長保育実施か所数】 H21 年度：164 か所→H26 年度：209 か所 【休日保育実施か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所 【夜間保育実施か所数】 H21 年度：3 か所→H26 年度：現状維持 【一時預かり事業実施か所数】 H21 年度：86 か所→H26 年度：125 か所</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>病後児デイサービス事業の実施 札幌市内に在住で病気回復期にあたる生後5か月から小学3年生までの児童を対象に、就労等により家庭で保育できない保護者に代わり、病院に付設した施設で保育等を行う。 【事業実施施設数】 H21 年度：5 か所→H26 年度：7 か所</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>企業・団体と連携した多様な子育て支援事業 子育て支援に協賛する企業・団体や市民に対して、新品絵本の寄贈を受ける事業や子育て支援イベントなどを実施する。 【事業連携した企業・団体数】 H21 年度：3 団体→H26 年度：15 団体</p>	<p>子)子育て支援部</p>
<p>児童家庭支援センター運営費補助事業 児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24 時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていく。 【設置か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所</p>	<p>子)児童福祉総合センター</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス推進事業 (p. 26) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行う。 【仕事と家庭の両立支援について「積極的に支援している」「積極的に支援していきたい」企業の割合】 H26 年度：60%</p>	<p>子)子ども育成部</p>
<p>療育支援事業 (さっぽろ・こども広場) (p. 26) 発達に心配や発達の気にかかる就学前の子どもを対象として、児童福祉総合センター及び区・保健センター、児童会館等の地域を会場に、小集団でのあそびを通して子どもの発達を支援するとともに、保護者の悩みや相談に応じ適切な情報を提供する。</p>	<p>子)児童福祉総合センター</p>
<p>通園施設事業 発達の遅れや障がいのある就学前の乳幼児を対象に療育の支援を行う知的障害児通園事業や、就学前の肢体不自由児を対象に療育の支援を行う肢体不自由児通園施設事業を実施し、個々の児童とその家族のニーズを把握のうえ、個別支援計画を作成して、療育支援を行う。</p>	<p>子)児童福祉総合センター</p>
<p>重度重複障がい児外来保育事業 (のびのび広場) 発達医療センターでリハビリテーションを受けている重度重複障がいのある乳幼児や医療的ケアを必要とする乳幼児を対象に、小集団での保育や個別の保育、保護者への育児支援などを行う。</p>	<p>子)児童福祉総合センター</p>

<p>先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場） 出生後間もなく判明するダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的とし、0歳から2歳までを対象として子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報の提供を行う。</p>	子) 児童福祉総合センター
<p>障がい児医療訓練事業 心身の発達の遅れや障がい疑われる子どもの検査や、保育や育児支援などに関する情報提供などを行う。</p>	子) 児童福祉総合センター
<p>難聴幼児療育事業 聞こえに心配のある子どもの相談に対して、耳鼻咽喉科の医師が診察や検査などを行うとともに、言語聴覚士が言語指導や聴能訓練などを行う。</p>	子) 児童福祉総合センター
<p>児童会館等における障がい児対応の充実（p. 26） 児童会館・ミニ児童会館において障がいのある児童の受け入れ体制の充実を図る。</p>	子) 子ども育成部
<p>札幌市障がい児療育支援事業（p. 26） 障がい児（者）施設等がもつ、専門的な療育支援機能を活用し、在宅の障がい児（者）やその家族、関係者等に対して、訪問や外来等の方法により療育指導を実施し支援を行う。</p>	保) 保健福祉部
<p>障害児日常生活用具給付事業の実施 在宅の重度障がいがある者及び児童に対して、特殊寝台、特殊マット等の日常生活用具を給付する。 【給付件数/年】 H21 年度：28,368 件→H23 年度：32,655 件</p>	保) 保健福祉部
<p>在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス 感覚マヒ等により常時おむつを使用している在宅の重度障がい（児）者に紙おむつを支給する。 【制度の延べ利用人数】 H21 年度：20,415 人→H26 年度：18,709 人</p>	保) 保健福祉部
<p>自閉症・発達障害支援センター事業 発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。</p>	保) 保健福祉部
<p>居宅介護事業 日常生活を営むのに支障がある障がい児（者）に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。 【サービス提供量/月】 H21 年度：50,041 時間→H23 年度：54,467 時間</p>	保) 保健福祉部
<p>重症心身障害児（者）通園事業 在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練など、必要な療育を行う。</p>	保) 保健福祉部
<p>児童デイサービスの実施 障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。</p>	保) 保健福祉部
<p>短期入所 居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に施設において、入浴、排泄、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行う。 【事業所数】 H21 年度：43 事業所→H26 年度：46 事業所</p>	保) 保健福祉部
<p>災害遺児手当 災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。</p>	子) 子育て支援部
<p>幼園・保育所・小学校連絡会（p. 26） 発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、関係部署が連携し、取組の充実を図る。</p>	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

<p>母子家庭等に対する支援 (p. 26) 日常生活支援、就業支援、自立支援給付金の支給、各種資金の貸付、母子生活支援施設での自立支援等、母子家庭等自立促進計画に基づく取組のほか、母子緊急一時保護事業などを行う。 【母子生活支援施設数】 H21 年度：6 施設→H26 年度：現状維持 【施設数及び部屋数】 H21 年度：1 施設 2 室→H26 年度：現状維持</p>	子) 子育て支援部
<p>○ 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり フリースクールなど民間施設との連携 (p. 26) 教育委員会が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進める。 フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進 (p. 26) フリースクールなどの民間施設に対する、運営などに関する支援や協働による事業の実施などの支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進める。 不登校児への支援 (p. 27) 不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるためのグループ指導や、家庭に引きこもりがちな子どもに対して、登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する、メンタルフレンド事業を実施する。 【メンタルフレンド登録者数】 H21 年度：12 人→H26 年度：現状維持 いじめ対策関連事業 (p. 27) 学校における全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」や 24 時間いじめ電話相談の実施のほか、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに保護者や教員などで構成する札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置する。 学校における子どもの自主的な活動を促す取組【再掲】 (p. 27) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。 虐待関連事業 (p. 27) 教育委員会と児童相談所が共同で作成した児童虐待対応の手引を全ての教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待について早期発見、早期対応に努める。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、スクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努める。 【臨床心理士等資格を持ったスクールカウンセラーの数】 H21 年度：76 名→H23 年度：小中高に配置する全てのスクールカウンセラー 学生ボランティア事業 (p. 27) 提携している大学の学生が、小中学校において、学習指導の補助等の必要な児童生徒へのサポートなど、児童生徒の個に応じた教育活動を支援する。 放課後の居場所づくりの推進 (p. 27) ・放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進する。 ・留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校 3 年生まで」から「小学校 4 年生まで」に拡大することを予定。 【児童会館などの放課後の居場所整備】 H21 年度：165 か所→H26 年度：190 か所</p>	教) 学校教育部 子) 子ども育成部 子) 児童福祉総合センター 教) 学校教育部 教) 学校教育部 教) 学校教育部 教) 学校教育部 子) 子ども育成部

<p>保育の質の向上 (p. 27) 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づいた研修の体系化及び保育実践の改善・向上に関する調査研究を推進することで、保育所職員の資質の向上を図る。</p> <p>児童養護施設職員研修事業 (p. 27) 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。</p> <p>認可外保育施設立入調査 立入調査（巡回指導）及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導を行うとともに、運営状況の実態の把握及び指導を行う。 【立入調査及び巡回指導数】H26年度：170回</p> <p>障がい児保育事業 認可外保育施設に対し、立入調査（巡回指導）及び立ち上げ時の事前相談を行い、運営状況の実態の把握及び指導を通して、入所児童の処遇についての向上を図る。</p>	<p>子) 子育て支援部</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p> <p>子) 子育て支援部</p> <p>子) 子育て支援部</p>
<p>○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり</p> <p>青少年育成委員会事業 (p. 28) 青少年健全育成における関係機関・団体との情報の共有化を通し、より一層の連携強化を図る。</p> <p>心豊かな青少年を育む札幌市民運動 (p. 28) 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図る。</p> <p>少年育成指導員による指導・相談 巡回指導・相談業務を柱として、さらに地域の自主的な青少年の健全育成活動の効果的な推進のための支援を進める。</p> <p>保育所地域活動事業 多様化する保育需要に積極的に対応し、地域の子育て家庭への育児講座など、地域に開かれた社会資源として保育所が有する専門的な機能を、地域や子育て家庭への育児指導など、地域のために活用する。</p> <p>地域での子育てサロン 子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを目的として、地域が主体となって実施する乳幼児や保護者などが自由に交流できる場を設置するため、地域で子育てサロンを立ち上げる団体に対し、遊具の貸し出しや情報提供などの支援を行う。 【延べ開催日数】H21年度：3,231回→H26年度：3,295回</p> <p>地域子育て支援センター事業 札幌市立保育園4ヵ所を拠点とし、育児不安の解消や子育ての指導など地域における子育て家庭等の支援を進めることを目的として、近隣保育園及び他の機関などと連携し、子育てに関する情報収集と情報提供、育児相談や子育てサークルの活動支援などを実施する。</p> <p>子どもの見守り活動 子どもを見守る活動団体相互及び関係機関などと連携し、情報交換や情報提供の場を設け、安心して安全なまちづくりを進める。</p> <p>子どもの防犯力の育成 (p. 28) 防犯教室の開催や防犯教室教材の貸出など、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づく取組を進める。</p> <p>公園・緑地等の整備 環境保全・防災、景観形成、レクリエーションといった緑がもつさまざまな機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子育て支援部</p> <p>子) 子育て支援部</p> <p>子) 子育て支援部</p> <p>区) 市民部</p> <p>市) 地域振興部</p> <p>環) みどりの推進部</p>

<p>地域と創る公園再整備事業【再掲】 公園再整備に際して、企画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを行っていく。また、周辺で地域主体の子育てサロンなどを実施している公園内に、安心して遊べる遊具等を備えた「キッズコーナー」の整備を進める。</p> <p>課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援 (p. 28) 「若者支援総合センター」において、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、社会との調和や就労支援などを行うとともに、中学や高校に在籍していない子どもに対しても児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、一人ひとりに合ったプログラムの提供や他の支援機関との連携により、社会的自立までを継続的に支援する。</p> <p>子ども・若者支援地域協議会における活動支援 (p. 28) 「子ども・若者支援地域協議会」において、個別分野の施策や知見を結集し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもを総合的に支援する。</p>	<p>環)みどりの推進部</p> <p>教)生涯学習部</p> <p>教)生涯学習部 子)子どもの権利 救済事務局</p>
<p>基本施策2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり</p>	
<p>○ 子どもの主体的な活動の促進・支援</p> <p>プレーパーク推進事業【再掲】(p. 29) 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図る。</p> <p>地域で活躍するジュニアリーダーの養成【再掲】 地域のさまざまな体験活動事業等で活躍するジュニアリーダーを育成するとともに、その活躍を通じて、子どもが主体的に企画し取り組んでいく地域での体験活動の場を増やしていきます。</p> <p>児童会館における中・高校生の利用促進 (p. 29) 児童会館が中・高校生の地域における居場所の一つとして十分な役割を果たしていけるよう、事業内容などを検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図る。</p> <p>ボランティア体験事業 (p. 29) ボランティア活動を体験することにより、地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的なボランティア活動への参加のきっかけとなるよう、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助を行う。</p> <p>札幌市地域福祉社会計画 計画の改定に際し、現計画における次代を担う青少年の福祉活動に関する施策について、現状の課題に対応した施策を盛り込んでいく。</p> <p>各種少年団体などと連携した活動の促進・支援【再掲】(p. 29) さっぽろ少年6団体交流事業「友遊 Kid's ランド」事業における各団体の活動成果の発表を実施する。</p> <p>少年団体活動補助事業 (p. 29) 社団法人札幌市子ども会育成連合会の事業に対し、一部補助を行う。</p> <p>札幌市スポーツ少年団運営事業 (p. 29) 青少年のスポーツ技術力の向上等を図るとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を目的としたさまざまな事業を実施している札幌市スポーツ少年団の活動を支援するため、札幌市体育協会に補助金を交付。</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>保)総務部</p> <p>保)総務部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>観)スポーツ部</p>

基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

基本施策1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実	
<p>○ 子どもの権利に関する相談及び救済</p> <p>子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営（p.30） 子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいく。また、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行う。夜間や土曜日の開設、子ども専用フリーダイヤルの設置、メールによる相談など、子どもが相談しやすい体制をとっているほか、関係機関とスムーズな連携協力が図られるよう、市内各相談窓口・機関で構成する「子どものための相談窓口連絡会議」を実施する。</p> <p>いじめ対策関連事業【再掲】（p.30） 学校における全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」や24時間いじめ電話相談の実施のほか、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに保護者や教員などで構成する札幌市「ケーター・ネット」セーフティ推進協議会を設置する。</p> <p>不登校児への支援【再掲】 不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるためのグループ指導や、家庭にひきこもりがちな子どもに対して、登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する、メンタルフレンド事業を実施する。</p> <p>思春期精神保健ネットワーク会議 地域の思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換等を行い、思春期の精神保健福祉活動の推進を図る。</p> <p>思春期特定相談事業 不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている青少年と家族への面接相談など、思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応上の障害の予防と早期発見等を図る。</p>	<p>子)子どもの権利救済事務局</p> <p>教)学校教育部</p> <p>子)児童福祉総合センター</p> <p>保)精神保健福祉センター</p> <p>保)精神保健福祉センター</p>
<p>○ 児童虐待への対応</p> <p>「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進【再掲】（p.31） 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称)区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していく。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていく。</p> <p>「(仮称)オレンジリボン協力員制度」の創設（p.31） 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称)オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。</p> <p>要保護指導対策地域協議会（札幌市子どもを守るネットワーク会議）（p.31） 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する要保護指導対策地域協議会を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区が実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化する。</p>	<p>子)児童福祉総合センター、各区</p> <p>子)児童福祉総合センター</p> <p>子)児童福祉総合センター</p>

<p>虐待関連事業【再掲】(p. 31) 教育委員会と児童相談所が共同で作成した児童虐待対応の手引を全ての教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待について早期発見、早期対応に努める。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、スクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努める。</p> <p>家庭児童相談員の配置事業 各区に配置された家庭児童相談員が、家庭における児童養育に関することや児童に関わる家庭の人間関係に関することなどについて電話や来所による相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行う。</p> <p>【各区に配置する家庭児童相談員数】 H21 年度：10 人 →H26 年度：現状維持</p>	<p>教) 学校教育部</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p>
<p>基本施策 2 権利侵害を起こさない環境づくり</p>	
<p>○ 権利侵害等に対する知識の啓発</p> <p>出前講座の活用【再掲】(p. 32) 子どもの権利の理解促進に向けた出前講座を積極的に活用する。</p> <p>出前講座 「子どもの権利を生かした子育てと学校の関わり」(p. 32) 子どもの権利の内容や保護者の役割、学校との関わり方等について、保護者向け講座を実施する。</p> <p>お互いの違いを認め尊重する意識を醸成する機会の充実 (p. 32) 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。</p> <p>未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業 誰もが安心して妊娠・出産できる社会づくりのための啓発事業を実施する。</p> <p>人権教育の推進 (p. 32) 全ての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人ひとりが自他の生命を尊び、互いにかげがえのない人間としての尊厳を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え合い励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにたくましく生きる力を育む教育を推進するため、民族教育や男女平等教育を推進する。</p> <p>多文化共生事業の実施 (p. 32) 国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。</p> <p>福祉読本の発行 (p. 32) 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図る。</p> <p>アイヌ民族に対する子どもの理解促進 (p. 32) 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行う。</p> <p>思春期の心と身体の健康づくり (思春期ヘルスケア事業) 学校教育と連携して、小・中・高校生及び保護者等を対象に、保健センターの専門職が「生命の尊さ・性感染症の予防・たばこや薬物の害」等に関する健康教育を行う。</p> <p>【授業支援事業実施学校数】 H21 年度：70 校→H26 年度：増やす</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>子) 子ども育成部 教) 学校教育部</p> <p>保) 保健所</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>総) 国際部</p> <p>保) 保健福祉部</p> <p>市) 市民生活部 教) 学校教育部</p> <p>保) 保健所</p>

<p>○ 育児不安を抱える保護者への支援 母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】（p. 33） 妊娠・出産・育児に関する知識の普及等や育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。</p> <p>保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）（p. 33） 育児不安の軽減及び児童虐待の発生予防のために、市内の医療機関（産科・小児科等）において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う。 【医療機関からの情報提供数】 H21 年度：362 件→H26 年度：増やす</p> <p>児童家庭支援センター運営費補助事業【再掲】（p. 33） 児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24 時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていく。 【設置か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所</p> <p>育児不安保護者支援事業（p. 33） 虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、コモンセンス・ペアレンティングの手法による子育てプログラムを提供し、子どもの問題行動への適切な対処法を学んでもらうと同時に、親子関係の改善を図る。 【参加者数】 H21 年度：6 人→H26 年度：10 人</p> <p>家庭児童相談員の配置事業【再掲】 各区に配置された家庭児童相談員が、家庭における児童養育に関することや児童に関わる家庭の人間関係に関することなどについて電話や来所による相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行う。</p>	<p>保)保健所</p> <p>保)保健所</p> <p>子)児童福祉総合センター</p> <p>子)児童福祉総合センター</p> <p>子)児童福祉総合センター</p>
--	---

基本目標 4 子どもの権利を大切にすることの意識の向上

<p>基本施策 1 子どもの権利に関する広報普及</p>	
<p>○ 子どもの参加による広報・普及活動の充実 メディアを活用した広報啓発（p. 34） 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組む。</p> <p>さっぽろ子どもの権利の日関連事業（p. 34） 「さっぽろ子どもの権利の日」にちなんで、市民が広く参加できる事業を実施することにより、子どもの権利についての関心を高め、理解を促進する契機とする事業を行う。事業の実施に当たっては、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進める</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p>
<p>基本施策 2 子どもの権利に関する学びの支援</p>	
<p>○ 子どもの権利に関する学びの支援 出前授業の実施（p. 35） 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。</p> <p>出前講座「子どもの権利を生かした子育てと学校の関わり」【再掲】 子どもの権利の内容や保護者の役割、学校との関わり方等について、保護者向け講座を実施する。</p> <p>子どもサポーター養成講座【再掲】（p. 35） 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>教)学校教育部</p> <p>子)子ども育成部</p>

<p>心豊かな青少年を育む札幌市民運動【再掲】(p. 35) 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図る。</p> <p>保育の質の向上【再掲】(p. 35) 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づいた研修の体系化及び保育実践の改善・向上に関する調査研究を推進することで、保育所職員の資質の向上を図る。</p> <p>家庭教育学級事業 (p. 35) 家庭における教育力の向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける。</p> <p>児童養護施設職員研修事業【再掲】 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。</p> <p>教育相談の実施 不登校や発達障がい等、さまざまな悩みや課題を抱えている子どもや保護者に対して、来所及び電話による教育相談を行う。さらに、担任等と具体的な支援などについて相談する教師相談や、医療や福祉などの関係者と共に、支援内容等について検討するケース検討会議を実施する。</p> <p>幼児教育相談の実施 就学前の幼児の「発達上の問題」や「子育ての悩み」等について、教育相談を行う。さらに、担任等と具体的な支援などについて相談する教師相談や、医療や福祉などの関係者が、支援内容等について検討するケース検討会議を実施する。</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>子)子育て支援部</p> <p>教)生涯学習部</p> <p>子)児童福祉総合センター</p> <p>教)学校教育部</p> <p>教)学校教育部</p>
<p>○ 子どもの権利を生かした学校教育の推進</p> <p>子どもの権利に関する教職員研修の充実 (p. 36) 学校において、子どもの権利の理念を生かした教育活動をより一層充実する。また、子どもの権利に関する指導の在り方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会やホームページなどで情報提供を通して教職員研修の充実を図る。</p> <p>子どもの権利に関する学習資料映像の作成 (p. 36) 子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付いたりできるよう、学習資料を学校に配布し、活用する。</p> <p>学校における子どもの自主的な活動を促す取組【再掲】(p. 36) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。</p> <p>札幌市小学校教育課程編成の手引きの発行 これまでの研究成果等を、各学校の教育課程の編成の参考となる「札幌市小学校教育課程編成の手引」に掲載し、子どもの権利に関する授業の普及・啓発を図る。</p> <p>札幌市研究開発事業「子どもの権利に関する実践研修」 子どもの権利を生かした指導の在り方等についての実践的な研究を行い、公開授業などを開催するとともに、研究成果をホームページで公開し、普及啓発を図る。</p>	<p>教)学校教育部</p> <p>教)学校教育部</p> <p>教)学校教育部</p> <p>教)学校教育部</p> <p>教)学校教育部</p>

※ 関係部局の表記について
子：子ども未来局 総：総務局 市：市民まちづくり局 保：保健福祉局
環：環境局 経：経済局 観：観光文化局 交：交通局 水：水道局
消：消防局 区：区役所 教：教育委員会

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、全ての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

(2) 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

2 計画の評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画に掲げた各基本目標の要素、及び子どもに関する総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」における類似指標を踏まえ、下記のとおり設定しています。また、目標値は、現状値や同プランの成果指標の目標値を参考に設定しています。

【成果指標】

① 自分のことが好きだと思う子どもの割合

現状値（H21年度）：53.2% → 目標値（H26年度）：70%

② 子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合

現状値（H21年度）子ども：42.4% → 目標値（H26年度）：60%

現状値（H21年度）大人：55.4% → 目標値（H26年度）：60%

③ 子どもの権利が守られていると思う人の割合

現状値（H21年度）子ども：48.3% → 目標値（H26年度）：60%

現状値（H21年度）大人：48.4% → 目標値（H26年度）：60%

参考資料

■ 札幌市子どもに関する実態・意識調査結果

1 調査期間

平成22年3月1日（月）～3月17日（水）

2 調査対象及び回収結果

調査対象	対象数（人）	回収数（人）	回収率（%）
【大人用】19歳以上	5,000	1,970	39.4
【中学生～18歳用】 12歳以上18歳以下（中学生以上）	3,404	1,128	33.1
【小学生用】9歳以上12歳以下 （小学校4年生から6年生）	1,596	748	46.9

3 調査結果【大人】

問1 あなたの性別に○をつけてください。

回答項目	回答数(%)
男性	734 (37.3)
女性	1,223 (62.1)
無回答	13 (0.7)

問2 あなたの年齢について、該当するところに○をつけてください（2月1日現在）。

回答項目	回答数(%)
19～29歳	227 (11.5)
30～39歳	354 (18.0)
40～49歳	313 (15.9)
50～59歳	386 (19.6)
60～69歳	435 (22.1)
70歳以上	248 (12.6)
無回答	7 (0.4)

問3 あなたは、今の子ども（小・中・高校生）に対してどのような印象をお持ちですか。次のそれぞれの項目について、お考えに最も近いものの番号に○をつけてください。

回答数 (%)

設問	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	どちらとも言えない	無回答
自分の考えをはっきり言える	170 (8.6)	577 (29.3)	536 (27.2)	402 (20.4)	233 (11.8)	52 (2.6)
行動力がある	126 (6.4)	444 (22.5)	616 (31.3)	463 (23.5)	253 (12.8)	68 (3.5)
積極的で、物おじしない	168 (8.5)	600 (30.5)	498 (25.3)	372 (18.9)	264 (13.4)	68 (3.5)
開放的で明るい	194 (9.8)	667 (33.9)	454 (23.0)	309 (15.7)	269 (13.7)	77 (3.9)
社交性がある	118 (6.0)	474 (24.1)	565 (28.7)	450 (22.8)	280 (14.2)	83 (4.2)
礼儀正しい	75 (3.8)	294 (14.9)	544 (27.6)	718 (36.4)	270 (13.7)	69 (3.5)
他人への思いやりがある	66 (3.4)	303 (15.4)	622 (31.6)	593 (30.1)	312 (15.8)	74 (3.8)
感性が豊かである	129 (6.5)	558 (28.3)	530 (26.9)	365 (18.5)	305 (15.5)	83 (4.2)
素直である	137 (7.0)	484 (24.6)	579 (29.4)	382 (19.4)	311 (15.8)	77 (3.9)
自己中心的である	535 (27.2)	812 (41.2)	228 (11.6)	145 (7.4)	196 (9.9)	54 (2.7)
学力が低下している	600 (30.5)	669 (34.0)	226 (11.5)	190 (9.6)	232 (11.8)	53 (2.7)
精神的なたくましが不足している	882 (44.8)	750 (38.1)	103 (5.2)	59 (3.0)	122 (6.2)	54 (2.7)

設 問	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そうは思わ ない	どちらとも 言えない	無回答
自主性・自立性に乏しい	607(30.8)	813(41.3)	192(9.7)	96(4.9)	201(10.2)	61(3.1)
社会への関心が低い	641(32.5)	729(37.0)	221(11.2)	125(6.3)	186(9.4)	68(3.5)
金銭感覚が欠けている	461(23.4)	610(31.0)	319(16.2)	272(13.8)	246(12.5)	62(3.1)
物事へのチャレンジ精神 が不足している	430(21.8)	744(37.8)	301(15.3)	167(8.5)	260(13.2)	68(3.5)
自分の感情をうまくコン トロールできない	566(28.7)	788(40.0)	220(11.2)	131(6.6)	208(10.6)	57(2.9)
将来に対する夢に乏しい	574(29.1)	713(36.2)	223(11.3)	178(9.0)	226(11.5)	56(2.8)

問 4

あなたが、最近の子どもを取り巻く課題で関心のあることはありますか。次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

回 答 項 目	回答数 (%)	回 答 項 目	回答数 (%)
児童虐待	807 (41.0)	学校教育に関すること	225 (11.4)
携帯電話・インターネット	705 (35.8)	受験競争の過熱	144 (7.3)
しつけ	674 (34.2)	子どもの貧困	121 (6.1)
いじめ	616 (31.3)	性犯罪	100 (5.1)
少年犯罪	578 (29.3)	非行	84 (4.3)
少子化	524 (26.6)	その他	38 (1.9)
マナー	439 (22.3)	特になし	13 (0.7)
ひきこもり	251 (12.7)	無回答	69 (3.5)
有害情報のはん濫	238 (12.1)		

問 5

あなたは、どのようなことが原因で、非行や少年犯罪が起きると思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数 (%)
親子のふれあいが少ないこと	1,503 (76.3)
大人のモラルが低下していること	1,289 (65.4)
家庭でのしつけが良くないこと	1,229 (62.4)
本人の意志が弱いこと	1,006 (51.1)
有害な情報があふれていること	999 (50.7)
子どもの欲しがるものが身近にあふれていること	773 (39.2)
社会の環境が良くないこと	702 (35.6)
友だちや仲間に誘われること	637 (32.3)
校則がゆるやかすぎる	280 (14.2)
学校での指導が良くないこと	262 (13.3)
校則が厳しすぎる	38 (1.9)
その他	82 (4.2)
わからない	20 (1.0)
無回答	6 (0.3)

問6 あなたは、身近にいる子どもが誰かにいじめられているのを見聞きしたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

回答項目	回答数 (%)
ある	568 (28.8)
ない	1,362 (69.1)
無回答	40 (2.0)

問6-1 《問6で「ある」と答えた方にお聞きします》あなたが、見聞きしたいじめはどのようなものでしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【N=568】

回答項目	回答数 (%)
悪口を言われる	358 (63.0)
仲間はずれや無視をされる	421 (74.1)
物をかくされたりいざさらされたりする	246 (43.3)
たたかれたりけられたりする	139 (24.5)
傷つくメールを送られる	93 (16.4)
お金や物を脅し取られる	56 (9.9)
その他	23 (4.0)
無回答	3 (0.5)

問7 あなたは、身近にいる子どもから相談を受けたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

回答項目	回答数 (%)
ある	274 (13.9)
ない	1,644 (83.5)
無回答	52 (2.6)

問7-1 《問7で「ある」と答えた方にお聞きします》あなたが相談されたことは、どのような内容でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【N=274】

回答項目	回答数 (%)
友だちに関すること	151 (55.1)
いじめに関すること	125 (45.6)
進学や就職に関すること	109 (39.8)
学校生活に関すること	102 (37.2)
勉強に関すること	90 (32.8)
家庭生活に関すること	52 (19.0)
不登校に関すること	39 (14.2)
異性に関すること	35 (12.8)
健康に関すること	20 (7.3)
お金に関すること	16 (5.8)
その他	11 (4.0)
無回答	2 (0.7)

問8 あなたは、今の子ども（小・中・高校生）を取り巻く環境についてどのような印象をお持ちですか。次のそれぞれの項目について、お考えに最も近いものの番号に○をつけてください。

回答数 (%)

設問	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	どちらとも言えない	無回答
経済的に豊かで、欲しいものが手に入る	601(30.5)	845(42.9)	166(8.4)	160(8.1)	143(7.3)	55(2.8)
自分の好きなことが自由にできる	362(18.4)	873(44.3)	285(14.5)	198(10.1)	175(8.9)	77(3.9)
旅行などでどこへでも行ける	227(11.5)	620(31.5)	425(21.6)	325(16.5)	275(14.0)	98(5.0)
個性を大切にされている	177(9.0)	509(25.8)	498(25.3)	420(21.3)	264(13.4)	102(5.2)
大人に大切に育てられている	275(14.0)	660(33.5)	378(19.2)	274(13.9)	294(14.9)	89(4.5)
世の中が平和である	435(22.1)	670(34.0)	257(13.0)	343(17.4)	176(8.9)	89(4.5)
良い情報が簡単に手に入る	538(27.3)	738(37.5)	231(11.7)	168(8.5)	193(9.8)	102(5.2)
有害な情報がはん濫している	1,060(53.8)	661(33.6)	78(4.0)	31(1.6)	57(2.9)	83(4.2)
生活が忙しく、時間に余裕がない	492(25.0)	684(34.7)	307(15.6)	207(10.5)	191(9.7)	89(4.5)
兄弟姉妹が少なく、競争する機会が少ない	713(36.2)	742(37.7)	183(9.3)	142(7.2)	119(6.0)	71(3.6)
自己中心的な親や大人が多い	1,088(55.2)	612(31.1)	80(4.1)	35(1.8)	92(4.7)	63(3.2)

設 問	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そうは思わ ない	どちらとも 言えない	無回答
お金が一番大事と思う人が多い	610(31.0)	714(36.2)	247(12.5)	119(6.0)	198(10.1)	82(4.2)
地域で子育てに関心のない人が増えた	617(31.3)	715(36.3)	218(11.1)	156(7.9)	191(9.7)	73(3.7)
遊び場や自然が少ない	656(33.3)	548(27.8)	289(14.7)	272(13.8)	122(6.2)	83(4.2)
社会の先行きが不安である	1,074(54.5)	605(30.7)	91(4.6)	52(2.6)	90(4.6)	58(2.9)

問9 イメージでお答えください。あなたは、「札幌市が子どもにとってやさしいまち」だと思いますか。お考えに最も近いものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
そう思う	156 (7.9)
どちらかというと思う	780 (39.6)
どちらかというと思わない	404 (20.5)
思わない	146 (7.4)
わからない	448 (22.7)
無回答	36 (1.8)

《問9で「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた方にお聞きします》

問9-1 「札幌市が子どもにとってやさしいまち」だと、あなたが思う理由は何ですか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。【N=936】

回 答 項 目	回答数(%)
身近なところに自然が多いなど生活環境が良いから	524 (56.0)
公園など子どもたちの遊び場が多いから	486 (51.9)
児童会館など子どものための施設が多いから	457 (48.8)
地下鉄やバスなどの交通機関が充実しているから	449 (48.0)
スポーツ・芸術、文化施設などが充実しているから	379 (40.5)
町内会や子ども会など地域での交流やふれあいが多から	280 (29.9)
教育環境が充実しているから	149 (15.9)
子育ての情報が充実しているから	130 (13.9)
子どもの見守り活動などが充実しているから	123 (13.1)
子どもの権利の保障に積極的に取り組んでいるから	65 (6.9)
その他	25 (2.7)
わからない	14 (1.5)
無回答	6 (0.6)

《問9で「どちらかというと思わない」、「思わない」と答えた方にお聞きします》

問9-2 「札幌市が子どもにとってやさしいまち」だと、あなたが思わない理由は何ですか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。【N=550】

回 答 項 目	回答数(%)
子どもが悪いことをしてもしかる大人が少ないから	390 (70.9)
地域での交流やふれあいが少ないから	243 (44.2)
都市化が進み交通量も多いなど、周りの生活環境が悪いから	229 (41.6)
子どもを狙った犯罪が増加しているから	227 (41.3)
子どもたちの遊び場が少ないから	210 (38.2)
親にとって小さい子どもと一緒に利用できる施設が少ないから	201 (36.5)
身の回りに子どもにとって有害なものが多いから	179 (32.5)
社会への子どもの参加が進んでいないから	115 (20.9)
受験競争が激しいから	106 (19.3)
親子が一緒に外出するのは大変であるから	71 (12.9)
その他	66 (12.0)
わからない	7 (1.3)
無回答	2 (0.4)

《皆さんにお聞きします》

問
10

あなたは、次のそれぞれの項目について、子どもが自分の考えを言うなど、物事を決めることや取組に参加することについて、どのように思いますか。それぞれの項目について、お考えに最も近いものの番号に○をつけてください。

回答数 (%)

設 問	参加すべき	どちらかといえ ば参加すべき	どちらかといえ ば参加すべきではない	参加すべき ではない	どちらとも いえない	無回答
家庭で大事な物事やルールを決めるときに意見を言うこと	1,337 (67.9)	451 (22.9)	33 (1.7)	17 (0.9)	65 (3.3)	67 (3.4)
学校行事の企画運営に参加すること	779 (39.5)	791 (40.2)	63 (3.2)	26 (1.3)	209 (10.6)	102 (5.2)
学校の部活動の活動内容を決めること	801 (40.7)	757 (38.4)	80 (4.1)	37 (1.9)	175 (8.9)	120 (6.1)
学校のきまりごとに意見を言うこと	647 (32.8)	659 (33.5)	186 (9.4)	93 (4.7)	265 (13.5)	120 (6.1)
地域の行事の企画運営に参加すること	459 (23.3)	850 (43.1)	125 (6.3)	32 (1.6)	383 (19.4)	121 (6.1)
地域のまちづくりやボランティア活動に参加すること	810 (41.1)	820 (41.6)	44 (2.2)	8 (0.4)	194 (9.8)	94 (4.8)
札幌市政について意見を言うこと	426 (21.6)	663 (33.7)	182 (9.2)	86 (4.4)	492 (25.0)	121 (6.1)

【子どもとの関わりについて】

問
11

あなたは、ふだんの生活の中で、周囲の子どもと関わりがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	回答数 (%)
出会ったときはあいさつをする	1,273 (64.6)
良いことをしたときにはほめる	786 (39.9)
出会ったとき、時々言葉を交わす	728 (37.0)
悪いことをしたときにはしかる	639 (32.4)
一緒に地域の活動に参加する	165 (8.4)
一緒にスポーツやレクリエーションをする	134 (6.8)
その他	24 (1.2)
関わりはない	468 (23.8)
無回答	18 (0.9)

《問 11 で「関わりはない」と答えた方にお聞きします》

問
11-1

あなたが、ふだんの生活の中で周囲の子どもと関わりがないのはなぜですか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。【N=468】

回 答 項 目	回答数 (%)
近所に子どもがいないから	307 (65.6)
忙しくて時間がないから	99 (21.2)
近所の人に不審に思われるから	68 (14.5)
子どものほうが自分に関心がないと思うから	64 (13.7)
関わる方法がわからないから	53 (11.3)
おせっかいと思われるから	49 (10.5)
関わるのが面倒だから	31 (6.6)
その他	53 (11.3)
無回答	4 (0.9)

《皆さんにお聞きします》

問 12 あなたが、ふだんの生活の中で、周囲の子どもとの関わりで、大切だと思うことがありますか。あてはまるもの
12 いくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
あいさつをすること	1,830 (92.9)
良いことをしたときはほめること	1,366 (69.3)
悪いことをしたときはしかること	1,286 (65.3)
一緒に地域の活動に参加すること	605 (30.7)
身近なことについて話をすること	495 (25.1)
相談によってアドバイスすること	476 (24.2)
一緒に遊ぶこと	453 (23.0)
一緒にスポーツやレクリエーションをすること	364 (18.5)
その他	48 (2.4)
特にない	50 (2.5)
無回答	27 (1.4)

【子どもの健やかな育成について】

問 13 子どもが健やかに育つために、あなたが必要だと思うものがありますか。あてはまるもの
13 いくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
家庭での親子のふれあい	1,826 (92.7)
社会、文化などに関する、さまざまな体験をすること	1,248 (63.4)
家庭での親の意識を変えること	960 (48.7)
子どもが地域のまちづくりやボランティア活動に参加すること	950 (48.2)
学校での心の教育	944 (47.9)
地域での防犯、非行防止活動	937 (47.6)
地域での有害情報を規制すること	616 (31.3)
学校で学習意欲を高めること	597 (30.3)
その他	77 (3.9)
特にない	5 (0.3)
無回答	9 (0.5)

問 14 あなたは、今の子どもに学校生活で体験してほしいと思うことはありますか。あてはまるもの
14 いくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)	回 答 項 目	回答数(%)
年の離れた子どもと遊ぶこと	1,278 (64.9)	ナイフを使って鉛筆を削ること	705 (35.8)
飼っている動物の世話をすること	1,253 (63.6)	木を植えること	655 (33.2)
野菜を植えて、収穫すること	1,178 (59.8)	雪合戦をすること	467 (23.7)
同じ年くらいの子供と遊ぶこと	1,124 (57.1)	野鳥を観察すること	458 (23.2)
花を育てること	874 (44.4)	その他	103 (5.2)
キャンプをすること	846 (42.9)	特にない	39 (2.0)
山登り、ハイキングをすること	833 (42.3)	無回答	24 (1.2)

問 15 あなたが、今の子どもに学校以外で体験してほしいと思うことはありますか。あてはまるもの
15 いくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
自然を観察したり調べたりすること	1,220 (61.9)
飼っている動物の世話をすること	1,182 (60.0)
自然のものを採ったり、それを食べたりすること	1,149 (58.3)
キャンプをすること	1,020 (51.8)
植物を育てること	1,005 (51.0)
山登りやハイキングをすること	871 (44.2)
海や川で泳ぐこと	831 (42.2)
雪合戦をすること	480 (24.4)
その他	113 (5.7)
特にない	67 (3.4)
無回答	35 (1.8)

問 16 あなたは、今の子どもに学校や家庭以外の社会生活で体験してほしいと思うことはありますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
お年寄りとふれあうこと	1,508 (76.5)
障がいのある人とふれあうこと	1,323 (67.2)
各種のボランティア活動に参加すること	1,129 (57.3)
身近な地域の会社を訪問して職業体験をすること	815 (41.4)
外国の人と積極的に交流すること	815 (41.4)
地域のまつりなどに主体的に参加すること	761 (38.6)
環境へ配慮した取組に参加すること	710 (36.0)
地域などで、まちづくり活動に参加すること	570 (28.9)
その他	29 (1.5)
特になし	60 (3.0)
無回答	30 (1.5)

問 17 あなたは、現在の札幌市が、子どもにとって、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思いますか。あなたのお考えに最も近いものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
そう思う	218 (11.1)
どちらかという、そう思う	873 (44.3)
どちらかという、そう思わない	415 (21.1)
思わない	133 (6.8)
わからない	304 (15.4)
無回答	27 (1.4)

【理想の大人像について】

問 18 あなたは、今の子どもたちが将来どのような大人になることを望みますか。次の中からあてはまるものに3つまで○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)	回 答 項 目	回答数(%)
他人を思いやれる人	1,168 (59.3)	何事にも挑戦できる人	195 (9.9)
目標に向かって努力できる人	732 (37.2)	正義感のある人	169 (8.6)
他人に迷惑をかけない人	534 (27.1)	好奇心旺盛な人	59 (3.0)
礼儀正しい人	519 (26.3)	独創的な人	22 (1.1)
健康な人	517 (26.2)	落ち着いた人	15 (0.8)
責任感の強い人	327 (16.6)	収入の多い人	8 (0.4)
協調性のある人	296 (15.0)	その他	15 (0.8)
自立心のある人	288 (14.6)	特に望むことはない	6 (0.3)
皆から信頼される人	214 (10.9)	考えたことがないのでわからない	10 (0.5)
国際的視野の広い人	205 (10.4)	無回答	169 (8.6)

【インターネットについて】

問 19 パソコンや携帯電話を使って、インターネットを利用していますか（会社などでの使用は除く）。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
利用していない	654 (33.2)
携帯電話でもパソコンでも利用している	526 (26.7)
主にパソコンを使って利用している	486 (24.7)
主に携帯電話を使って利用している	239 (12.1)
無回答	65 (3.3)

問 19-1 《問 19 で「利用している」に○をつけた人にお聞きします。》札幌市のホームページを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

【N=1251】

回 答 項 目	回答数(%)
利用したことがある	536 (42.8)
利用したことはない	682 (54.5)
わからない	24 (1.9)
無回答	9 (0.7)

問
20

子どもがのびのびと過ごし、健やかに成長・発達していくために守らなければならない子どもにとっての基本的な権利を「子どもの権利」といいます。あなたは、今の札幌市では、子どもの権利が守られていると思いますか。あなたのお考えに最も近いものに1つだけ○をつけてください。

回答項目	回答数(%)
守られている	104 (5.3)
どちらかといえば守られている	850 (43.1)
どちらかといえば守られていない	232 (11.8)
守られていない	70 (3.6)
わからない	681 (34.6)
無回答	33 (1.7)

問
21

札幌市では、子どもの権利の保障を、市及び市民が一体となって進めていくために、「子どもの権利条例※」を制定しています。あなたは、子どもの権利条例について知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。 ※子どもの最善の利益を実現するための権利条例

回答項目	回答数(%)
知っている	98 (5.0)
少しは内容を知っている	211 (10.7)
聞いたことがあるが内容はよくわからない	695 (35.3)
知らない	933 (47.4)
無回答	33 (1.7)

【子どもの権利について】

問
22

札幌市の子どもの権利条例では、札幌の子どもがのびのびと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長するために、特に大切であると考えられる、21の子どもの権利が定められています。あなたは、ふだんの生活の中で、子どもの権利が守られていると思いますか。それぞれの項目について、お考えに最も近いものの番号に○をつけてください。

回答数(%)

設問	守られている	どちらかという と守られている	どちらかという と守られていない	守られて いない	わから ない	無回答
命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと	426(21.6)	992(50.4)	171(8.7)	81(4.1)	203(10.3)	97(4.9)
愛情を持ってはぐくまれること	177(9.0)	949(48.2)	275(14.0)	63(3.2)	370(18.8)	136(6.9)
いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること	88(4.5)	588(29.8)	466(23.7)	273(13.9)	429(21.8)	126(6.4)
障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと	122(6.2)	671(34.1)	407(20.7)	194(9.8)	440(22.3)	136(6.9)
自分を守るために必要な情報や知識を得ること	155(7.9)	899(45.6)	285(14.5)	84(4.3)	405(20.6)	142(7.2)
気軽に相談し、適切な支援を受けること	83(4.2)	612(31.1)	448(22.7)	195(9.9)	486(24.7)	146(7.4)
かけがえのない自分を大切にすること	215(10.9)	921(46.8)	224(11.4)	72(3.7)	400(20.3)	138(7.0)
個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること	151(7.7)	808(41.0)	356(18.1)	121(6.1)	403(20.5)	131(6.6)
自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること	190(9.6)	897(45.5)	292(14.8)	81(4.1)	375(19.0)	135(6.9)
プライバシーが守られること	219(11.1)	851(43.2)	306(15.5)	119(6.0)	346(17.6)	129(6.5)
学び、遊び、休息すること	385(19.5)	983(49.9)	183(9.3)	37(1.9)	225(11.4)	157(8.0)
健康的な生活を送ること	366(18.6)	1,003(50.9)	170(8.6)	45(2.3)	229(11.6)	157(8.0)
自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること	126(6.4)	757(38.4)	360(18.3)	90(4.6)	465(23.6)	172(8.7)
夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること	123(6.2)	653(33.1)	352(17.9)	133(6.8)	536(27.2)	173(8.8)

設 問	守られて いる	どちらかとい うと守られて いる	どちらかとい うと守られて いない	守られて いない	わから ない	無回答
様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと	243(12.3)	929(47.2)	255(12.9)	69(3.5)	309(15.7)	165(8.4)
札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと	266(13.5)	902(45.8)	247(12.5)	78(4.0)	306(15.5)	171(8.7)
地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること	128(6.5)	666(33.8)	372(18.9)	108(5.5)	517(26.2)	179(9.1)
家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること	114(5.8)	614(31.2)	418(21.2)	115(5.8)	527(26.8)	182(9.2)
表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること	90(4.6)	595(30.2)	410(20.8)	110(5.6)	571(29.0)	194(9.8)
適切な情報提供等の支援を受けること	106(5.4)	681(34.6)	368(18.7)	99(5.0)	512(26.0)	204(10.4)
仲間をつくり、集まること	180(9.1)	760(38.6)	305(15.5)	71(3.6)	459(23.3)	195(9.9)

問 23 あなたは、子どもに関する、いじめや暴力、さまざまな悩みなどの相談を受け、解決のために支援を行う「子どもアシストセンター」があることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
知っているし、利用したことがある	12 (0.6)
知っているが、利用したことはない	319 (16.2)
名前は聞いたことがある	376 (19.1)
知らない	1,217 (61.8)
無回答	46 (2.3)

問 24 次の相談機関のうち、あなたが知っているところ、又は、利用したところのあるところについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	回答数(%)
児童相談所	1,310 (66.5)
いじめ電話相談 (少年相談室)	827 (42.0)
子どもの人権 110 番 (札幌法務局・札幌人権擁護委員連合会)	550 (27.9)
家庭児童相談員 (各区役所)	541 (27.5)
子どもの権利 110 番 (札幌弁護士会)	399 (20.3)
教育センター教育相談室	245 (12.4)
少年相談 (北海道警察少年サポートセンター)	171 (8.7)
チャイルドラインさっぽろ	123 (6.2)
YOU・勇・コール (羊ヶ丘児童家庭支援センター)	57 (2.9)
興正こども家庭支援センター	53 (2.7)
知っているところや利用したところはない	482 (24.5)
無回答	136 (6.9)

問 25 あなたには、18歳未満(18歳に到達した高校生を含みます。)のお子さんがいますか。(同居・別居の別は問いません)

回 答 項 目	回答数(%)
いる	504 (25.6)
いない	1,400 (71.1)
無回答	66 (3.4)

《問 25 で、「いる」に○をつけた方にお聞きします》

問 26 あなたのお子さんと接するときに、心がけていることはありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。【N=504】

回 答 項 目	回答数(%)
子どもが自分の意思や考えに基づいて、決断したり行動したりするように心がけていること	313 (62.1)
家事などの仕事を子どもの年齢に応じて分担させていること	242 (48.0)
自分の意見を言う前に、子どもの考えを聞くようにしていること	240 (47.6)
子どもの人格を尊重するように、言葉づかいに気をつけていること	188 (37.3)
子どものことについては、なるべく口をはさまないようにしていること	61 (12.1)
その他	51 (10.1)
特に心がけはしていない	24 (4.8)
無回答	7 (1.4)

問 27 あなたは、札幌市にある、次の施設のうち、お子さんと一緒に利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【N=504】

回 答 項 目	回答数(%)
動物園、水族館、科学館など	445 (88.3)
公園	416 (82.5)
体育館、プール、スキー・スケート場、競技場	320 (63.5)
児童会館	317 (62.9)
図書館・図書室(学校図書館を除く)	277 (55.0)
区民センターや地区センターなどの会館	222 (44.0)
美術館や資料館、コンサートホールなど	212 (42.1)
キャンプ場などの野外体験施設	191 (37.9)
その他	6 (1.2)
利用したことはない	18 (3.6)
無回答	3 (0.6)

問 28 あなたのお子さんは、携帯電話を持っていますか。【N=504】

回 答 項 目	回答数(%)
持っている	174 (34.5)
持っていない	320 (63.5)
無回答	10 (2.0)

《問 28 で、「持っている」に○をつけた方にお聞きします》

問 28-1 携帯電話の使い方について、何かルールを決めていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【N=174】

回 答 項 目	回答数(%)
利用料金についてルールを決めている	108 (62.1)
使う場所や時間についてルールを決めている	60 (34.5)
インターネットにフィルタリングを設定している	53 (30.5)
通話やメールの相手についてルールを決めている	34 (19.5)
特にルールは決めていないし、今のところ決める予定はない	24 (13.8)
メールやインターネットは使わないことに決めている	16 (9.2)
その他のルールを決めている	7 (4.0)
今は特に決めていないが、今後ルールを決めることを考えている	3 (1.7)
無回答	2 (1.1)

【子ども】

【あなたのことについて】

問1 あなたの性別に○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
男	514 (45.6)	331 (44.3)
女	598 (53.0)	416 (55.6)
無回答	16 (1.4)	1 (0.1)

問2 あなたの今の状況に○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	回答項目	小学生 回答数(%)
中学1年生	195 (17.3)	小学4年生	236 (31.6)
中学2年生	207 (18.4)	小学5年生	281 (37.6)
中学3年生	179 (15.9)	小学6年生	230 (30.7)
高校1年生	175 (15.5)	無回答	1 (0.1)
高校2年生	183 (16.2)		
高校3年生	159 (14.1)		
専門学校などに通っている	3 (0.3)		
働いている	7 (0.6)		
その他	9 (0.8)		
無回答	11 (1.0)		

【あなたのふだんの生活について】

問3 あなたがふだんの生活の中で、ホッとでき、安心していられるのはどんなところですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
自分の部屋	530 (47.0)	170 (22.7)
家で家族と過ごす部屋	342 (30.3)	401 (53.6)
学校の教室	45 (4.0)	24 (3.2)
友だちの家	22 (2.0)	17 (2.3)
公園など地域で友だちと過ごす場所	10 (0.9)	30 (4.0)
習い事の教室やスポーツクラブ	10 (0.9)	5 (0.7)
学校の部室や図書館など	7 (0.6)	6 (0.8)
図書館	7 (0.6)	8 (1.1)
塾	6 (0.5)	2 (0.3)
学校の保健室	4 (0.4)	6 (0.8)
児童会館	0 (0.0)	2 (0.3)
その他	37 (3.3)	28 (3.7)
特にない	56 (5.0)	29 (3.9)
無回答	52 (4.6)	20 (2.7)

問 4

あなたは、日ごろの生活の中で何か困っていることや嫌なこと(悩みごと)がありますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
勉強のこと	435 (38.6)	144 (19.3)
受験・進路のこと	381 (33.8)	- -
就職など将来のこと	381 (33.8)	- -
自分の性格や体のこと	213 (18.9)	100 (13.4)
おこづかいや家計などお金のこと	198 (17.6)	- -
友だちとの関係	178 (15.8)	125 (16.7)
部活動や習い事のこと	112 (9.9)	35 (4.7)
親との関係	84 (7.4)	18 (2.4)
異性のこと	80 (7.1)	20 (2.7)
先生との関係	54 (4.8)	17 (2.3)
兄弟姉妹との関係	50 (4.4)	51 (6.8)
いじめのこと	31 (2.7)	19 (2.5)
その他	23 (2.0)	19 (2.5)
特に悩みや心配ごとはない	281 (24.9)	428 (57.2)
無回答	24 (2.1)	7 (0.9)

問 5

あなたは、悩みごとをだれに相談しますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。
中学生以上向け

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)
友だち	665 (59.0)
お母さん	535 (47.4)
お父さん	174 (15.4)
学校の先生	142 (12.6)
兄弟姉妹	124 (11.0)
メル友やインターネットでの友達	61 (5.4)
祖父・祖母	46 (4.1)
塾や習いごとの先生	36 (3.2)
スクールカウンセラー	14 (1.2)
電話相談などの相談員	4 (0.4)
児童会館の館長・指導員	2 (0.2)
その他	33 (2.9)
わからない	75 (6.6)
だれにも相談しない	174 (15.4)
無回答	11 (1.0)

問 5

あなたは、悩みごとをだれに相談しますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。
小学生向け

回 答 項 目	小学生 回答数(%)
お母さん	363 (48.5)
友だち	126 (16.8)
お父さん	26 (3.5)
学校の先生	26 (3.5)
兄弟姉妹	15 (2.0)
おじいさん・おばあさん	9 (1.2)
メル友やインターネットでの友だち	3 (0.4)
電話相談などの相談員	2 (0.3)
スクールカウンセラー	1 (0.1)
塾や習い事の先生	1 (0.1)
児童会館の館長・指導員	0 (0.0)
その他	18 (2.4)
わからない	60 (8.0)
だれにも相談しない	65 (8.7)
無回答	33 (4.4)

【あなたが関心を持っていることや体験したことなどについて】

問 6

あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。中学生以上のみ

設 問	回答数(%)				
	そう思う	まあそう 思う	あまりそう思 わない	そう思わない	無回答
自分のことが好きだ	149(13.2)	451(40.0)	353(31.3)	156(13.8)	19(1.7)
自分を大切に思ってくれる人がいる	533(47.3)	421(37.3)	130(11.5)	29(2.6)	15(1.3)
自分は人から必要とされている	229(20.3)	534(47.3)	279(24.7)	65(5.8)	21(1.9)
ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	472(41.8)	473(41.9)	114(10.1)	53(4.7)	16(1.4)

あなたに関心を持っていることや体験したことなどについてお聞きします

問7 あなたが、何かに熱中したり夢中になったりできるのはどんなときですか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
趣味の活動をしているとき	771 (68.4)	428 (57.2)
友だちや仲間と遊んでいるとき	752 (66.7)	470 (62.8)
スポーツをしているとき	561 (49.7)	399 (53.3)
ゲームをしているとき	500 (44.3)	400 (53.5)
マンガを読んでいるとき	486 (43.1)	317 (42.4)
本を読んでいるとき	469 (41.6)	344 (46.0)
インターネットを利用しているとき	377 (33.4)	173 (23.1)
家族と何かをしているとき	229 (20.3)	216 (28.9)
親しい異性といるとき	177 (15.7)	-
勉強しているとき	169 (15.0)	147 (19.7)
ボランティアをしているとき	39 (3.5)	-
アルバイトをしているとき	31 (2.7)	-
その他	59 (5.2)	26 (3.5)
熱中したり夢中になれるときはない	13 (1.2)	0 (0)
無回答	9 (0.8)	1 (0.1)

問8 あなたは、放課後や休日をどのように過ごしたいと思いますか。あてはまるものいくつかでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
友だちと遊んだり話したりしたい	853 (75.6)	519 (69.4)
一人で趣味を楽しんだり、静かに過ごしたい	609 (54.0)	306 (40.9)
音楽や趣味などのサークル活動をしたい	355 (31.5)	121 (16.2)
体育館など、室内で運動をしたい	352 (31.2)	187 (25.0)
グラウンドなど、外で遊んだり運動したりしたい	310 (27.5)	288 (38.5)
家族と過ごしたい	304 (27.0)	350 (46.8)
キャンプやハイキング、自然探索などの野外活動をしたい	134 (11.9)	243 (32.5)
地域の清掃活動やボランティアなどに、大人や他の子どもと一緒に取り組みたい	40 (3.5)	35 (4.7)
その他	57 (5.1)	24 (3.2)
特にない	23 (2.0)	6 (0.8)
無回答	2 (0.2)	5 (0.7)

問9 あなたは、次にあげるようなことをしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
雪合戦をしたこと	1,012 (89.7)	673 (90.0)
植物を育てたこと	963 (85.4)	651 (87.0)
川や海で泳いだこと	909 (80.6)	596 (79.7)
ニワトリやうさぎなどの動物にエサをやったこと	863 (76.5)	527 (70.5)
チョウやトンボ、バッタなどの昆虫を捕まえたこと	861 (76.3)	556 (74.3)
夜空いっぱい輝く星を見たこと	812 (72.0)	544 (72.7)
キャンプをしたこと	789 (69.9)	523 (69.9)
海や川で貝をとったり、魚つりをしたこと	787 (69.8)	535 (71.5)
山登りや、ハイキングをしたこと	741 (65.7)	455 (60.8)
公園などの花や自然の風景を美しいと思ったこと	723 (64.1)	429 (57.4)
野鳥を見たり、鳴き声を聞いたりしたこと	669 (59.3)	479 (64.0)
果物を木からとって食べたこと	620 (55.0)	434 (58.0)
太陽の昇るところや沈むところを見たこと	585 (51.9)	375 (50.1)
どれもしたことがない	6 (0.5)	2 (0.3)
無回答	3 (0.3)	1 (0.1)

問 10 あなたは、最近1年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したり、行動をしたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
地域のお祭り	694 (61.5)	662 (88.5)
電車やバスでお年よりや体の不自由な人に席をゆずる	438 (38.8)	168 (22.5)
募金・献血などの活動	230 (20.4)	-
地域の清掃(せいそう)や防災などの活動	157 (13.9)	206 (27.5)
地域のスポーツやレクリエーションの大会	137 (12.1)	275 (36.8)
身近な地域の会社を訪問する	103 (9.1)	98 (13.1)
公民館や地区会館などの講座やイベント	80 (7.1)	140 (18.7)
お年よりのための施設を訪問する	77 (6.8)	152 (20.3)
地域の子どものための指導や世話	73 (6.5)	-
国際交流に関する活動	49 (4.3)	196 (26.2)
障がいのある人のための施設を訪問する	45 (4.0)	105 (14.0)
その他	8 (0.7)	19 (2.5)
まったくしたことがない	176 (15.6)	39 (5.2)
無回答	19 (1.7)	1 (0.1)

問 11 あなたは、ボランティア活動をしたことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
まったくしたことがない	551 (48.8)
以前したことがある	518 (45.9)
現在、活動している	48 (4.3)
無回答	11 (1.0)

《問 11 で「現在、活動している」「以前したことがある」に○をつけた人にお聞きします。》

問 11-1 どんなボランティアをしている(または、以前したことがある)のか、あてはまるものすべてに○をつけてください。【N=566】

回 答 項 目	回答数(%)
公園や道路の清掃、リサイクル活動など自然環境を守る活動をすること	406 (71.7)
お年よりや障がいのある人、病気の人などの世話をすること	105 (18.6)
子どもたちにスポーツやレクリエーションなどを教えること	95 (16.8)
町内会、消防・交通安全活動など生き生きとした地域をつくる活動をすること	71 (12.5)
昔からの遊び、お祭りなど伝統的な文化を守り育てていくこと	63 (11.1)
自分の知識を生かして、他の人の学習や活動を助けていくこと	31 (5.5)
日本にいる外国人の世話や外国での援助をすること	20 (3.5)
その他のボランティア活動	68 (12.0)
無回答	4 (0.7)

《問 11 で「まったくしたことがない」に○をつけた人にお聞きします。》

問 11-2 それは、なぜですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。【N=551】

回 答 項 目	回答数(%)
身近にする機会がなかったから	291 (52.8)
何をすればよいか分からないから	63 (11.4)
ボランティアに興味がないから	61 (11.1)
めんどうだから	47 (8.5)
ほかにやりたいことがあるから	31 (5.6)
興味のある内容のものがなかったから	25 (4.5)
その他	13 (2.4)
無回答	20 (3.6)

《みなさんにお聞きします》

問 12 あなたは、札幌市にある、次の施設のうち利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
公園	1,061 (94.1)	682 (91.2)
体育館、プール、スキー・スケート場、球場、競技場	1,028 (91.1)	685 (91.6)
動物園、水族館、科学館など	1,017 (90.2)	684 (91.4)
児童会館	925 (82.0)	603 (80.6)
図書館・図書室（学校図書館を除く）	891 (79.0)	582 (77.8)
美術館や資料館、劇場、コンサートホールなど	872 (77.3)	519 (69.4)
区民センターや地区センターなどの会館	691 (61.3)	404 (54.0)
キャンプ場など野外体験できる所	575 (51.0)	362 (48.4)
その他	8 (0.7)	2 (0.3)
利用したことはない	11 (1.0)	2 (0.3)
無回答	4 (0.4)	3 (0.4)

問 13 あなたは、今の札幌市は、子どもが、自然や文化、芸術などにふれ親しんだり、社会のしくみなどを学んだり、実際に体験したりしやすい環境だと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
思う	130 (11.5)
どちらかといえば思う	348 (30.9)
どちらかといえば思わない	277 (24.6)
思わない	166 (14.7)
わからない	198 (17.6)
無回答	9 (0.8)

【こまったときに相談などができるところについて】

問 14 あなたは、今まで最も強く影響を受けたもの（人）は、何（だれ）ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
友だち	190 (16.8)
スポーツ選手や芸能人など	150 (13.3)
母	131 (11.6)
学校の先生	63 (5.6)
父	60 (5.3)
本	48 (4.3)
兄弟姉妹	46 (4.1)
テレビ	42 (3.7)

回 答 項 目	回答数(%)
マンガ	41 (3.6)
学校の先輩	33 (2.9)
塾や習いごとの先生	30 (2.7)
ゲーム	20 (1.8)
祖父・祖母	14 (1.2)
その他	49 (4.3)
何からも影響を受けていない	83 (7.4)
無回答	128 (11.3)

【あなたといっしょにくらしている保護者とのことについて】

問 15 あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
母	1,008 (89.4)	701 (93.7)
父	437 (38.7)	415 (55.5)
祖父・祖母	128 (11.3)	174 (23.3)
いっしょにくらす施設の職員	7 (0.6)	3 (0.4)
その他	8 (0.7)	4 (0.5)
分かってくれていると思う人はいない	51 (4.5)	8 (1.1)
一人でくらしている	2 (0.2)	-
無回答	22 (2.0)	10 (1.3)

問 16 あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってきていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
母	875 (77.6)	650 (86.9)
父	447 (39.6)	387 (51.7)
祖父・祖母	131 (11.6)	185 (24.7)
いっしょにくらす施設の職員	6 (0.5)	2 (0.3)
その他	32 (2.8)	8 (1.1)
分かってきていると思う人はいない	144 (12.8)	30 (4.0)
一人でくらしている	2 (0.2)	-
無回答	37 (3.3)	18 (2.4)

【子どもの権利について】

問 17 あなたと保護者が話をするときの保護者の態度について、次のような不満を感じたことがありますか。それぞれ、最も近いものに○をつけてください。

設 問		回答数(%)					
		よくある	ときどき ある	あまりない	ない	意識したことがない のでわからない	無回答
話をまじめに聞いて くれない	中学生以上	88(7.8)	306(27.1)	262(23.2)	367(32.5)	101(9.0)	4(0.4)
	小学生	40(5.3)	187(25.0)	160(21.4)	272(36.4)	71(9.5)	18(2.4)
けなしたり、ばかにし たりする	中学生以上	93(8.2)	211(18.7)	262(23.2)	484(42.9)	73(6.5)	5(0.4)
	小学生	33(4.4)	93(12.4)	122(16.3)	418(55.9)	63(8.4)	19(2.5)
あなたの意見を聞か ずに自分の意見を無 理に押しつける	中学生以上	101(9.0)	203(18.0)	269(23.8)	465(41.2)	84(7.4)	6(0.5)
	小学生	25(3.3)	76(10.2)	106(14.2)	456(61.0)	67(9.0)	18(2.4)
態度や、服装、友だち のことで、口うるさく 注意する	中学生以上	136(12.1)	192(17.0)	277(24.6)	458(40.6)	61(5.4)	4(0.4)
	小学生	67(9.0)	105(14.0)	121(16.2)	377(50.4)	61(8.2)	17(2.3)
その時の気分で態度 が変わる	中学生以上	234(20.7)	282(25.0)	254(22.5)	274(24.3)	80(7.1)	4(0.4)
	小学生	142(19.0)	172(23.0)	145(19.4)	219(29.3)	57(7.6)	13(1.7)

【インターネットについて】

問 18 あなたは、パソコンや携帯電話を使ってインターネットを利用していますか（授業などでの利用はのぞきます）。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
携帯電話でもパソコンでも利用している	365 (32.4)	45 (6.0)
主に携帯電話を使って利用している	184 (16.3)	30 (4.0)
主にパソコンを使って利用している	439 (38.9)	450 (60.2)
利用していない	129 (11.4)	215 (28.7)
無回答	11 (1.0)	8 (1.1)

《問 18 で、「利用している」に○をつけた人にお聞きます。》

問 18-1 札幌市のホームページを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
利用したことはない	615 (62.2)	288 (54.9)
札幌市のホームページかどうかわからない	205 (20.7)	139 (26.5)
利用したことがある	150 (15.2)	96 (18.3)
無回答	18 (1.8)	2 (0.4)

【困ったときに相談などができるところについて】

問 19 あなたは、いじめや暴力、さまざまな悩みなどの相談を聞いたり、解決のための手助けをしたりする「子どもアシストセンター」があることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
知っているが、利用したことはない	583 (51.7)	448 (59.9)
名前は聞いたことがある	176 (15.6)	141 (18.9)
知っているし、利用したことがある	19 (1.7)	9 (1.2)
知らない	338 (30.0)	143 (19.1)
無回答	12 (1.1)	7 (0.9)

問 20 次の相談機関のうち、あなたが知っているところや、利用したことのあるところがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
チャイルドラインさっぽろ	530 (47.0)	315 (42.1)
いじめ電話相談（少年相談室）	478 (42.4)	269 (36.0)
児童相談所	451 (40.0)	137 (18.3)
知っているところや利用したところはない	376 (33.3)	270 (36.1)
子どもの人権 110 番（札幌法務局・札幌人権擁護委員連合会）	170 (15.1)	85 (11.4)
子どもの権利 110 番（札幌弁護士会）	164 (14.5)	74 (9.9)
教育センター教育相談室	120 (10.6)	69 (9.2)
家庭児童相談員（各区役所）	99 (8.8)	32 (4.3)
少年相談（北海道警察少年サポートセンター）	79 (7.0)	42 (5.6)
YOU・勇・コール（羊ヶ丘児童家庭支援センター）	48 (4.3)	27 (3.6)
興正こども家庭支援センター	24 (2.1)	9 (1.2)
無回答	60 (5.3)	28 (3.7)

問 21 あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
ひみつが守られるところ	515 (45.7)	426 (57.0)
どんな話でも聞いて受けとめてくれるところ	469 (41.6)	441 (59.5)
特に相談してみようとは思わない	427 (37.9)	184 (24.6)
問題の解決方法を教えてくれるところ	376 (33.3)	376 (50.3)
電話代などのお金を支払わなくても相談できるところ	346 (30.7)	322 (43.0)
24時間いつでも電話などで相談できるところ	282 (25.0)	209 (27.9)
こまったときに、かけこめるところ、逃げ込めるところ	256 (22.7)	238 (31.8)
自分と年齢の近い話し相手がいるところ	194 (17.2)	163 (21.8)
学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ	94 (8.3)	98 (13.1)
自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ	85 (7.5)	119 (15.9)
その他	24 (2.1)	7 (0.9)
無回答	17 (1.5)	12 (1.6)

【子どもの権利について】

問 22 子どもがのびのびと過ごし、すこやかに成長・発達していくために守られなければならない子どもにとっての基本的な権利を「子どもの権利」といいます。あなたは、生活全体を考えたとき、札幌市では、子どもの権利が守られていると思いますか。最も近いと思うものに○をつけてください。中学生以上のみ

回答項目	回答数(%)
守られている	178 (15.8)
どちらかというど守られている	367 (32.5)
どちらかというど守られていない	155 (13.7)
守られていない	86 (7.6)
わからない	333 (29.5)
無回答	9 (0.8)

問 23 札幌市では、札幌でくらす子どもたちの、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例※」をつくりました。あなたは、このことを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。 ※子どもの最善の利益を実現するための権利条例

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
知らない	701 (62.1)	484 (64.7)
聞いたことがあるが内容はよくわからない	259 (23.0)	166 (22.2)
知っている	82 (7.3)	51 (6.8)
少しは内容を知っている	68 (6.0)	40 (5.3)
無回答	18 (1.6)	7 (0.9)

《問 23 で、「知っている」「少しは内容を知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」に○をつけた方にお聞きします》

問 23-1 何で知ったり聞いたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
学校の授業	202 (49.4)	103 (40.1)
パンフレット・チラシなど	152 (37.2)	90 (35.0)
テレビやラジオ、新聞	78 (19.1)	52 (20.2)
家族や友だちから	14 (3.4)	29 (11.3)
ホームページ	6 (1.5)	8 (3.1)
イベントなど	5 (1.2)	6 (2.3)
その他	18 (4.4)	14 (5.4)
無回答	3 (0.7)	11 (4.3)

問 24 札幌市でつくっている、子どもの権利条例（子どもの権利を大切にするための札幌市のきまり）では、札幌の子どもがのびのびと過ごし、成長していくために、特に大切なものとして、21 の子どもの権利が定められています。あなたは、ふだんの生活で、次の中に、守られていないと思うものはありますか。守られていないと思うものにくつつでも○をつけてください。中学生以上のみ

回答項目	回答数(%)
いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること	513 (45.5)
障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと	357 (31.6)
プライバシーが守られること	240 (21.3)
個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること	237 (21.0)
命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと	223 (19.8)
気軽に相談し、適切な支援を受けること	218 (19.3)
自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること	205 (18.2)
家庭、学校や施設、地域、札幌市の取組などの様々な場で自分の意見を述べること	179 (15.9)
かけがえのない自分を大切にすること	173 (15.3)
愛情を持ってはぐくまれること	171 (15.2)
夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること	164 (14.5)
地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること	164 (14.5)

回 答 項 目	回答数 (%)
様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと	153 (13.6)
述べた意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること	145 (12.9)
自分を守るために必要な情報や知識を得ること	142 (12.6)
健康的な生活を送ること	137 (12.1)
学び、遊び、休息すること	135 (12.0)
自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること	131 (11.6)
適切な情報を知ることができるなど、参加に必要な支援を受けること	126 (11.2)
札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと	119 (10.5)
仲間をつくり、集まること	118 (10.5)
無回答	112 (9.9)

問 25 あなたは、次の6つのことについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、最も近いものに○をつけてください。

設 問		回答数 (%)					
		言うことができる	だいたいは言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない	無回答
家庭における大事な物事やルールについて(小：家族の中の大事な物事やルールについて)	中学生以上	378(33.5)	383(34.0)	117(10.4)	37(3.3)	189(16.8)	24(2.1)
	小学生	241(32.2)	212(28.3)	79(10.6)	30(4.0)	160(21.4)	26(3.5)
学校行事の企画や運営について(小：学校行事の内容や、進め方について)	中学生以上	247(21.9)	333(29.5)	251(22.3)	69(6.1)	203(18.0)	25(2.2)
	小学生	222(29.7)	206(27.5)	130(17.4)	43(5.7)	121(16.2)	26(3.5)
学校の部活動の活動内容について(小：設問なし)	中学生以上	338(30.0)	271(24.0)	164(14.5)	54(4.8)	268(23.8)	33(2.9)
	-	-	-	-	-	-	-
学校のきまりごとについて	中学生以上	226(20.0)	300(26.6)	207(18.4)	103(9.1)	263(23.3)	29(2.6)
	小学生	242(32.4)	195(26.1)	110(14.7)	38(5.1)	136(18.2)	27(3.6)
地域で行われている行事などの取組について(小：地域で行うお祭りや、清掃活動などの取組について)	中学生以上	84(7.4)	113(10.0)	245(21.7)	141(12.5)	514(45.6)	31(2.7)
	小学生	108(14.4)	127(17.0)	163(21.8)	74(9.9)	248(33.2)	28(3.7)
札幌市政(札幌市のまちづくりや市役所の仕事)について(小：札幌市のまちづくりや、市役所の仕事について)	中学生以上	63(5.6)	91(8.1)	199(17.6)	213(18.9)	530(47.0)	32(2.8)
	小学生	58(7.8)	86(11.5)	158(21.1)	117(15.6)	303(40.5)	26(3.5)

問
26

あなたは、次のことを知っていますか。知っているものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
週2回、中学生は夜7時まで、高校生は夜9時まで利用時間を延長している児童会館があること	401 (35.5)	- -
子どもアシストセンターには、子どもの相談専用の無料の電話番号があること	318 (28.2)	135 (18.0)
「子ども議会」で、子どもが札幌市の取組について話し合い、提案していること	263 (23.3)	73 (9.8)
札幌市にあるすべての児童会館やミニ児童会館で、子どもたちが、会館の使い方や行事の企画などについて話し合ったり、決めたりしていること	206 (18.3)	226 (30.2)
子どもの権利条例について、パンフレット（一般向け、子ども向け）があること	196 (17.4)	116 (15.5)
札幌市のホームページに、いろいろな、子ども向けのページがあること	171 (15.2)	222 (29.7)
子どもアシストセンターには、土曜日にも相談できること（土曜日の相談時間は午前10時から午後3時まで）	145 (12.9)	103 (13.8)
札幌市では、毎年11月20日を、「子どもの権利の日」と決めていること	74 (6.6)	62 (8.3)
無回答	374 (33.2)	267 (35.7)

【札幌のまちについて】

問
27

あなたは、札幌市がこれから、どのようなまちになってほしいと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
犯罪や交通事故が少なく安心して暮らせるまち	552 (48.9)
地下鉄や電車、バスなど、交通機関が整備されて便利なまち	344 (30.5)
自然がたくさんあるまち	268 (23.8)
コンビニや大きなお店があって便利なまち	228 (20.2)
スポーツがさかんで気軽に楽しむことのできるまち	226 (20.0)
子どもやお年寄り、体の不自由な人が活動しやすいまち	212 (18.8)
地域のお祭りや行事がたくさんあるまち	189 (16.8)
環境にやさしい活動にみんなが取り組んでいるまち	148 (13.1)
文化や芸術などに気軽にふれ、楽しむことのできるまち	105 (9.3)
公園など、子どもの遊び場がたくさんあるまち	102 (9.0)
動物園や科学館など、子どもが利用できる施設がたくさんあるまち	77 (6.8)
地域の人が子どもを大切にしているまち	65 (5.8)
冬の暮らしを楽しむことのできるまち	60 (5.3)
子どもも大人もいっしょになって地域で活動しているまち	45 (4.0)
無回答	216 (19.1)

■ 札幌市子どもに関する実態・意識調査結果（障がいのある子ども）

本計画の策定に当たっては、さまざまな立場の子どもから、意見を聞く必要があることから、対象者を無作為で抽出した「子どもに関する実態・意識調査」に加え、当該調査の主な項目について、関係団体の協力を得て、障がいのある子どもに対し、調査を行いました。

1 調査期間

平成 22 年 9 月末～10 月 15 日（金）

2 調査対象及び回収結果

調査対象	回収数（人）
【中学生～18 歳用】 12 歳以上 18 歳以下（中学生以上）	24
【小学生用】9 歳以上 12 歳以下 （小学校 4 年生から 6 年生）	12

3 調査結果

【あなたのことについて】

問 1 あなたの性別に○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数 (%)	小学生 回答数 (%)
男	17 (70.8)	8 (66.7)
女	7 (29.2)	4 (33.3)
無回答	0 (0)	0 (0)

問 2 あなたの今の状況に○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数 (%)	回 答 項 目	小学生 回答数 (%)
中学 1 年生	4 (16.7)	小学 4 年生	2 (16.7)
中学 2 年生	0 (0)	小学 5 年生	4 (33.3)
中学 3 年生	6 (25.0)	小学 6 年生	5 (41.7)
高校 1 年生	2 (8.3)	無回答	1 (8.3)
高校 2 年生	5 (20.8)		
高校 3 年生	4 (16.7)		
専門学校などに通っている	0 (0)		
施設や事業所を利用している	3 (12.5)		
働いている	0 (0)		
その他	0 (0)		
無回答	0 (0)		

【あなたのふだんの生活について】

問3

あなたがふだんの生活の中で、ホッとでき、安心していられるのはどんなところですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
家で家族と過ごす部屋	14 (58.3)	6 (50.0)
自分の部屋	6 (25.0)	4 (33.3)
学校の教室	1 (4.2)	0 (0)
友だちの家	1 (4.2)	0 (0)
学校の保健室	0 (0)	0 (0)
学校の部室や図書館など	0 (0)	1 (8.3)
公園など地域で友だちと過ごす場所	0 (0)	0 (0)
図書館	0 (0)	0 (0)
児童会館	0 (0)	1 (8.3)
塾	0 (0)	0 (0)
習い事の教室やスポーツクラブ	0 (0)	0 (0)
その他	3 (12.5)	0 (0)
特にない	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)

問4

あなたは、日ごろの生活の中で何か困っていることや嫌なこと(悩みごと)がありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
就職など将来のこと	7 (29.2)	- (-)
親との関係	6 (25.0)	1 (8.3)
自分の性格や体のこと	5 (20.8)	0 (0)
兄弟姉妹との関係	4 (16.7)	3 (25.0)
勉強のこと	4 (16.7)	3 (25.0)
友だちとの関係	3 (12.5)	1 (8.3)
いじめのこと	3 (12.5)	2 (16.7)
先生との関係	3 (12.5)	2 (16.7)
受験・進路のこと	2 (8.3)	- (-)
クラブ部活動や習い事のこと	1 (4.2)	0 (0)
おこづかいや家計などお金のこと	0 (0)	- (-)
異性のこと	0 (0)	0 (0)
その他	1 (4.2)	2 (16.7)
特に悩みや心配ごとはない	7 (29.2)	1 (8.3)
無回答	1 (4.2)	2 (16.7)

問5

あなたは、自分の障がいのことについて、日ごろの生活の中で特に困っていることはありますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
家の外に出かけること	12 (50.0)	3 (25.0)
就職など将来のこと	9 (37.5)	- (-)
家での生活のこと	7 (29.2)	1 (8.3)
友だちなど、人との交流のこと	7 (29.2)	2 (16.7)
遊びのこと	4 (16.7)	3 (25.0)
勉強すること	2 (8.3)	3 (25.0)
スポーツや趣味、レクリエーションのこと	2 (8.3)	0 (0)
受験や進学のこと	1 (4.2)	- (-)
クラブ活動や習い事のこと	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	1 (8.3)
特にこまっていることはない	4 (16.7)	1 (8.3)
無回答	0 (0)	3 (25.0)

問6

あなたは、自分の障がいのことについて、周りの人との関係で、嫌な思いをしたことがありますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
周りの人などからじろじろ見られいやな気持ちになった	11 (45.8)	3 (25.0)
自分や障がいのことについて周りの人があまり理解してくれない	10 (41.7)	3 (25.0)
自分に障がいがあることでいじめや、いやがらせを受けた	8 (33.3)	2 (16.7)
自分に障がいがあることで仲間はずれにされた	8 (33.3)	1 (8.3)
その他	2 (8.3)	0 (0)
特に嫌な思いをしたことはない	7 (29.2)	2 (16.7)
無回答	1 (4.2)	4 (33.3)

問7

あなたは、悩みごとをだれに相談しますか。あてはまるものにくつでも○をつけてください。

回答項目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
お母さん	13 (54.2)	5 (41.7)
お父さん	6 (25.0)	3 (25.0)
ヘルパーなど事業所の職員	5 (20.8)	2 (16.7)
友だち	4 (16.7)	2 (16.7)
学校の先生	4 (16.7)	1 (8.3)
祖父・祖母	2 (8.3)	0 (0)
兄弟姉妹	1 (4.2)	0 (0)
スクールカウンセラー	1 (4.2)	1 (8.3)
塾や習いごとの先生	1 (4.2)	0 (0)
電話相談などの相談員	1 (4.2)	0 (0)
メル友やインターネットでの友達	1 (4.2)	0 (0)
児童会館の館長・指導員	0 (0)	0 (0)
その他	1 (4.2)	1 (8.3)
わからない	4 (16.7)	1 (8.3)
だれにも相談しない	1 (4.2)	2 (16.7)
無回答	4 (16.7)	1 (8.3)

【困ったときに相談などができるところについて】

問 8

あなたは、いじめや暴力、さまざまな悩みなどの相談を聞いたり、解決のための手助けをしたりする「子どもアシストセンター」があることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数 (%)	小学生 回答数 (%)
知っているが、利用したことはない	4 (16.7)	2 (16.7)
名前は聞いたことがある	3 (12.5)	2 (16.7)
知っているし、利用したことがある	1 (4.2)	0 (0)
知らない	15 (62.5)	6 (50.0)
無回答	1 (4.2)	2 (16.7)

【あなたが関心を持っていることや体験したことなどについて】

問 9

あなたが、何かに熱中したり夢中になったりできるのはどんなときですか。あてはまるものにもいくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数 (%)	小学生 回答数 (%)
趣味の活動をしているとき	11 (45.8)	3 (25.0)
ゲームをしているとき	7 (29.2)	2 (16.7)
スポーツをしているとき	6 (25.0)	0 (0)
友だちや仲間と遊んでいるとき	6 (25.0)	1 (8.3)
インターネットを利用しているとき	5 (20.8)	1 (8.3)
本を読んでいるとき親しい	4 (16.7)	1 (8.3)
勉強しているとき	3 (12.5)	2 (16.7)
家族と何かをしているとき	3 (12.5)	3 (25.0)
異性といるとき	1 (4.2)	- (-)
マンガを読んでいるとき	1 (4.2)	1 (8.3)
アルバイトをしているとき	0 (0)	- (-)
ボランティアをしているとき	0 (0)	- (-)
その他	4 (16.7)	2 (16.7)
熱中したり夢中になれるときはない	1 (4.2)	1 (8.3)
無回答	1 (4.2)	0 (0)

問 10

あなたは、放課後や休日をどのように過ごしたいと思いますか。あてはまるものにもいくつでも○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数 (%)	小学生 回答数 (%)
家族と過ごしたい	8 (33.3)	4 (33.3)
一人で趣味を楽しんだり、静かに過ごしたい	8 (33.3)	4 (33.3)
音楽や趣味などのサークル活動をしたい	7 (29.2)	1 (8.3)
キャンプやハイキング、自然探索などの野外活動をしたい	6 (25.0)	2 (16.7)
友だちと遊んだり話したりしたい	5 (20.8)	4 (33.3)
体育館など、室内で運動をしたい	4 (16.7)	2 (16.7)
グラウンドなど、外で遊んだり運動したりしたい	3 (12.5)	0 (0)
地域の清掃活動やボランティアなどに、大人や他の子どもと一緒に取り組みたい	1 (4.2)	1 (8.3)
その他	4 (16.7)	3 (25.0)
特にない	2 (8.3)	0 (0)
無回答	2 (8.3)	1 (8.3)

問 11 あなたは、最近1年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したり、行動をしたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回 答 項 目	中学生以上 回答数(%)	小学生 回答数(%)
地域のお祭り	10 (41.7)	7 (58.3)
地域のスポーツやレクリエーションの大会	6 (25.0)	2 (16.7)
地域の清掃(せいそう)や防災などの活動	4 (16.7)	0 (0)
身近な地域の会社を訪問する	2 (8.3)	0 (0)
募金・献血などの活動	1 (4.2)	-
お年よりのための施設を訪問する	1 (4.2)	0 (0)
公民館や地区会館などの講座やイベント	0 (0)	0 (0)
国際交流に関する活動	0 (0)	0 (0)
地域の子どもの指導や世話	0 (0)	-
電車やバスでお年よりなどに席をゆずる	0 (0)	1 (8.3)
その他	1 (4.2)	0 (0)
まったくしたことがない	10 (41.7)	3 (25.0)
無回答	0 (0)	1 (8.3)

【あなたといっしょにくらしている保護者とのことについて】

問 12 あなたといっしょにくらしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにもいくつかでも○をつけてください。小学生のみ

回 答 項 目	小学生 回答数(%)
お母さん	11 (91.7)
お父さん	5 (41.7)
おじいさん・おばあさん	0 (0)
いっしょにくらす施設の職員	0 (0)
その他	2 (16.7)
ほとんど話をしない	1 (8.3)
無回答	1 (8.3)

問 13 あなたといっしょにくらしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってきていると思う人はだれですか。あてはまるものにもいくつかでも○をつけてください。小学生のみ

回 答 項 目	小学生 回答数(%)
お母さん	10 (83.3)
お父さん	5 (41.7)
おじいさん・おばあさん	0 (0)
いっしょにくらす施設の職員	0 (0)
その他	3 (25.0)
ほとんど話をしない	0 (0)
無回答	1 (8.3)

【子どもの権利について】

問 14 子どもがのびのびと過ごし、すこやかに成長・発達していくために守られなければならない子どもにとっての基本的な権利を「子どもの権利」といいます。あなたは、生活全体を考えたとき、札幌市では、子どもの権利が守られていると思いますか。最も近いと思うものに○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
守られている	1 (4.2)
どちらかというど守られている	6 (25.0)
どちらかというど守られていない	4 (16.7)
守られていない	4 (16.7)
わからない	8 (33.3)
無回答	1 (4.2)

【札幌のまちについて】

問
15

あなたは、札幌市がこれから、どのようなまちになってほしいと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。中学生以上のみ

回 答 項 目	回答数(%)
子どもやお年寄り、体の不自由な人が活動しやすいまち	18 (75.0)
地下鉄や電車、バスなど、交通機関が整備されて便利なまち	13 (54.2)
犯罪や交通事故が少なく安心して暮らせるまち	9 (37.5)
地域の人が子どもを大切にしているまち	7 (29.2)
冬の暮らしを楽しむことのできるまち	5 (20.8)
子どもも大人もいっしょになって地域で活動しているまち	5 (20.8)
動物園や科学館など、子どもが利用できる施設がたくさんあるまち	4 (16.7)
コンビニや大きなお店があって便利なまち	3 (12.5)
スポーツがさかんで気軽に楽しむことのできるまち	2 (8.3)
文化や芸術などに気軽にふれ、楽しむことのできるまち	2 (8.3)
公園など、子どもの遊び場がたくさんあるまち	1 (4.2)
自然がたくさんあるまち	1 (4.2)
地域のお祭りや行事がたくさんあるまち	0 (0)
環境にやさしい活動にみんなが取り組んでいるまち	0 (0)
無回答	0 (0)

■ 子どもとの意見交換会結果

本計画は、大人のみならず子どものための計画でもあることから、さまざまな立場の子どもから、意見を聞く必要があります。

このことから、学校や施設などを訪問し、子どもの権利に関することや学校・地域での活動についてなど、子どもとの意見交換を行ったほか、平成 21 年度札幌市子ども議会の子ども議員と推進計画の体系に基づき複数のテーマについて意見交換を行いました。

以下に、素案策定までの間に行った、子どもとの意見交換の概要を掲載しています。なお、素案策定以後も、素案の策定についての報告を中心に子どもとの意見交換を実施しています。

【 意見交換の概要 】

外国籍の子どもの意見

<p>実施日 出席者</p>	<p>実施日：平成 22 年 7 月 9 日 訪問先：北海道朝鮮初中高級学校 出席者：同校生徒 10 名、同校教諭 1 名、札幌市子どもの権利委員会委員 1 名、札幌市子ども未来局職員 3 名</p>
<p>概要</p>	<p>(1)子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強をすることや、助けてと言えること。 ・自分たちは国籍による差別を受けていると感じる。 ・歴史を学ぶことで意識が変わることも多いと思うので、理解をしてもらいたい。 ・自分たちのことを知ってもらいたいし、教えていくのも自分たちの役目だと思う。 ・歴史などが分かっていないせいか、比較的若い世代の方が、からかったりする。 <p>(2)学校や地域での活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のある地域では存在が認められつつあるが、学校を離れ、地域に入るとマイノリティの立場となり主体的に地域と関わるのは難しい。 ・学校が終わった後、小学校高学年からはクラブ活動があり、忙しい。(教諭) ・学校祭などで自主的な催しを行っており、作業やお互いの意見の折りあいをつけるのが大変だが、達成感はある。 <p>(3)札幌市のまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が保障されるため自分たちの存在を知ってもらいたいし、そのことが子どもの権利につながる。 ・日本の学校との交流会や、違う国や民族の文化を知ることができる、まちづくりをしてもらいたい。 ・日本の学生と朝鮮の学生がふれあいをもち、壁を作らないでもらいたい。 ・日本人にも歴史のことを学んでほしい。朝鮮人らしく生きたいので、差別をしないでほしい。

外国籍の児童を含む子どもの意見

<p>実施日 出席者</p>	<p>実施日：平成 22 年 7 月 21 日 訪問先：札幌市立北九条小学校 出席者：同校生徒 13 名、札幌市子どもの権利委員会委員 1 名、 札幌市子ども未来局職員 2 名、教育委員会職員 1 名</p>
<p>概要</p>	<p>(1)子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を発表することについて、自分の考えがあっても、周りから間違いを指摘されたり、批判されたりするのはと心配して、意見を言いにくいとすることがある。 ・いじめや、外国人に対する差別がなく、みんなが安心して生活できることが大切だが、実際には守られていない。 ・外国の子どもに対して、差別せず、日本人と同じように普通に接するようにしている。 ・自転車の運転やタバコのポイ捨てなど、マナーの悪い大人がいる。大人も子どももマナーやルールを守り、みんなが安心して生活できるようにしてほしい。 ・大人から「お前」と呼ばれる、親から兄弟姉妹と比較されると嫌な気分になる。 ・安心して生きる権利について、不安や恐れを感じた時でも、誰か自分を守ってくれる人がいると思う。 ・自分らしく生きる権利について、周囲を気にして「自分らしさ」を出せないこともある。 ・学校の成績など秘密が他人に知られると嫌な思いをするので、プライバシーが守られるようにしてほしい。 ・学校の問題点について投書する意見ボックスがあり、その中からテーマを選んで解決策などについて議論をしている。 <p>(2)条例に規定する 21 の権利に関して挙手または聞き取りを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもに関する実態・意識調査」で「守られていない」と回答した割合の高い上位 5 つの権利について、多くの子どもが、守られていないと回答 <ul style="list-style-type: none"> ア 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと イ いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること ウ 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。 エ 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること オ プライバシーが守られること ・次の権利については、今回の意見交換会では、子ども全員が守られていると回答した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 愛情を持ってはぐくまれること イ 気軽に相談し、適切な支援を受けること ウ かけがえのない自分を大切にすること

学校運営への参加に取り組んでいる高校生の意見

<p>実施日 出席者</p>	<p>実施日：平成 22 年 7 月 21 日 訪問先：北海道札幌平岸高等学校 出席者：同校生徒 9 名、同校教諭 2 名、札幌市子どもの権利委員会委員 3 名、札幌市子ども未来局職員 1 名</p>
<p>概要</p>	<p>(1)子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待は子どもから大事な居場所を奪うので、子どもが守られる計画を作ってほしい。 ・他人と違うということを理由にいじめを受けることもあるため、条例で規定する「個性や他人との違いを認められる」ことは大事である。 ・条例 12 条に関して、親子のコミュニケーション不足が問題となっている。保護者は子どものささいな変化などに気づいてほしい。 ・子どもが自分の権利を主張できる機会は少ないので、そのような場があるとよい。 <p>(2)学校運営への参加について</p> <p>【三者会議について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生の決めたルールではなく、三者（自分たち）で決めたルールだから「守ろう」という気持ちが生まれる。 ・始まるまでは生徒側の意見を絶対に通したいという思いが強かったが、会議が始まると、保護者や学校（教師）の意見にも共感できる部分があり、自分たちの意見のみを主張すべきではないと感じた。保護者からは、予想していなかった意見もでて意外だった。意見をまとめるために、クラスの話し合いを集約していく過程が、困難であったがやりがいも感じた。 <p>【生徒活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校祭などいろいろなイベントの企画運営を仲間と協力して行うこと、自分の意見を主張できる場所があること、自分を認めてもらえる場所があることが魅力である。 ・意見は持っているが言うのは嫌だという生徒もいる。小規模な話し合いの場があるとよい。 ・入った当初は意見を人前で話すことが苦手だったが、徐々に慣れ、自信がついてきた。 <p>(3)札幌市のまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの「ポイ捨て」や歩きタバコなどがなく、緑が豊かで自然があふれるまちになってほしい。 ・ちょっとした感謝の気持ちを伝えることができる社会になってほしい。 ・外で遊べる環境が少ないので、子どもの集まれる場所（公園など）を増やしてほしい。

フリースクールなど民間施設に通う子どもの意見

<p>実施日者 出席者</p>	<p>実施日：1回目：平成22年10月27日、2回目：11月5日 出席者：1回目：中学生以上8名 2回目：小学生1名、中学生以上8名 札幌市子ども未来局職員2名</p>
<p>概要</p>	<p>(1) 放課後に熱中したり夢中になっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に勧められてボランティア活動をしている。平日の昼間の活動が多いため、参加の機会が限られている。 ・以前通っていた学童保育で、ボランティアとして子どもと遊んでいる。大変だが、頼られていると感じており、今も手伝っている。 ・友人に誘われてバンド活動をしており、人前で歌うことで自信が付き、親からも明るくなったと言われた。 <p>(2) 現在通っている施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前いた学校と比べ、自分のペースで勉強ができ、精神的に楽だと感じる。 ・授業数が少ないので、自主的に勉強する必要があり、努力しやすい。以前は自分が何をやりたいか分からなかったが、ここは自分の夢をかなえやすいと思う。 ・スタッフは、自分と対等に話しをしてくれる優しい先輩のような存在。 <p>(3) 悩みごとの相談相手について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みを相談する相手は、内容にもよるが、母親か友人が多い。 ・アンケート調査の結果を見ると、学校の先生に相談するという回答は低いが、ここで調査すればもっと高い数字になると思う。 <p>(4) 子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6名が子どもの権利条例を「知っている」と回答。(1回目) ・4名が子どもアシストセンターを「知っている」と回答。(2回目) <p>(5) フリースクールなどに通うことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本当は毎日通いたい、母親から授業料が高いので毎日は無理と言われている。市で負担してもらいたい。 ・フリースクールなどの情報を得るのが非常に難しいため、市で紹介してほしい。 ・高校に行きたいが、中学校からは出席日数が足りないと言われている。出席日数だけで自分の将来がせまくなるのは嫌。 ・13名がフリースクールなどへ通っていることで嫌な思いをしたことが「ある」と回答。(1回目と2回目の合計)(前の学校の友人から、「楽でいいね」と言われたり、自分たちとは違うという目で見られるなど) ・自分はここに来ていることを誇りに思っている。 <p>(6) 学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の悩み相談室は場所が隅にあり、ドアも閉まっており、とても入りづらい。もっと開放的になってほしい。 ・相談室に遊びに行く生徒が多すぎて、なかなか相談ができなかった。 ・以前通っていた小学校の保健室では先生も話しをよく聞いてくれて良かった。 ・学校の先生は悩みをきちんと聞くなど、問題が小さいうちにしっかりと対処していれば、不登校など防ぐことができることも多い。 ・仕事なので相談を聞くという先生が多いように感じる。もっと親身になって話を聞いてほしい。 ・先生に相談しても聞いてくれなかった。悩みごとの原因が先生だった。 <p>(7) 札幌市に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄の乗車賃を安くしてほしい。 ・図書館で借りた本を郵便で返すことができるようにしてほしい。 ・公園をもっと増やしてほしい。

平成 21 年度札幌市子ども議会子ども議員

<p>実施日 出席者</p>	<p>実施日：平成 22 年 8 月 2 日、8 月 4 日の 2 日間 出席者：子ども議員 16 名（1 日目 14 名、2 日目 12 名） 札幌市子どもの権利委員会委員 2 名、札幌市子ども未来局職員 3 名</p>
<p>概要</p>	<p>(1)子どもの参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に参加しているのは、町内会のお祭り、児童会館の行事、ボランティア活動、子ども議会など。 ・参加したきっかけは、先生や保護者など周りの大人に勧められて参加したほか、広報物（パンフレット、広報さっぽろ、回覧版）を見て面白そうと思った。 ・参加しない理由は、「つまらなそう」「話し合いばかり」「興味がない」など、自分の興味のあることしかやらない子どもが多い。 ・子どもの参加を進めるには、まずは回覧板・新聞広告、口コミ、メール、ブログなど、きっかけをつくり、子どもの興味をひくため、例えば実際の参加者の体験談を紹介、一年間の活動を掲載したものを作成するなど、内容を充実させることが重要。 <p>(2)安心して過ごせる居場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心できる場所は、家、学校、児童会館、図書館などであり、理由は、安心できる人がいる、腹を割って話せる・話の合う友だちがいる、相談できる人がいる、自分の世界を持てる、いつも過ごしているから落ち着くなど。 ・安心できない場所は、家、学校など、理由は、兄弟と比較される、子ども扱いされる、勉強しろと言われる、うるさい、束縛されるなど。 ・安心して過ごす居場所を作るためには、意見を言うことができる雰囲気づくりや他人の意見を否定しないなど、自分の意見が尊重されることが重要である。 ・居場所ができると、色々な人と出会い、自分の好きなことや得意なことが見つかるので、いきいきとし、自分が成長できる。 <p>(3)子どもの権利の侵害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利とは、いじめ、虐待、差別を受けないことやプライバシーが守られ、自分の意見を言うこと。 ・権利侵害が起こる要因は、子ども同士のいじめや差別であれば相手のことが気に入らない、人と違って目立っていたりするため。大人が子どもの権利を侵害する場合は、子どもは大人に従うのが当たり前だと思っている、子どもに権利侵害があることを知らないためなど。 ・特にいじめは、自分がいじめられないために他の人をいじめたり、先生に報告するとよりいじめが増えるといった悪い連鎖が起きている。 ・権利侵害を起こさないためには、いじめであればクラス全体で解決する、環境を変える、自分も誰かをいじめないこと。他には意見を言える場をつくる、個性の違いを受け入れる、相談機関や周りの大人に相談するなど。 <p>(4)子どもの権利の広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを見たことがあるのは半分くらい。配布されても内容が固そうで興味がわからない。 ・パンフレットなどの広報物を見ていないので、子どもの権利について正しく理解をしていない、できないため、誤った内容で覚えてしまう。 ・広報物を見るための解決策は、アニメ・マンガなど 15～20 分程度の DVD を作成し、親しみやすくする。（他の意見：学校祭で先生が演劇で発表、「間違い探し」「検定」「パンフレットに子どもの権利一口メモを入れる」、「学活の時間に使う」「授業の題材」「作文を書く」（賞品付き）ほか、市の広報誌などで大人に対しての広報も必要。） ・小学生低学年と高学年、中学生、高校生で内容や伝え方を変える。

《子ども議員がまとめた資料》

子どもの参加について

参加している企画

- ・町内会の運動会、お祭り
- ・ボランティア活動、子ども議会

現状

- 興味のあることだけしがちな。
- 親があるから参加する。

子どもは興味あることしびやらないけど

問題点

- どのように広めるのか
- どのようにものならやっていたい。

全部が全部 やってあげたい訳ではない。

子どもがやってみたら楽しかった!!

- ・アンケートをとる。
- ・参加者の体験談を載せる。
- ・活動終了後の楽しさを企画にもつなぐ。
- ・一年間のボランティア活動が載っている「ボランティアカレンダー」を製作する。

広めるためには

- ・回覧板 ・口コミ ・新聞の広告 ・メール ・リリーフ
- ・ブログ ・人を誘う

キッカケづくり!!

安心して過ごせる居場所

〈安心できる〉	〈安心できない〉
<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 … 静か、読書できる ・体育館 … さわげる ・スーパー … (食料が)見えて楽しい ・学校 … 友達がいる ・家 … いつも過ごしているから、落ち着く <p>事人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽、読書(雑誌、マンガ) ・インターネット 時計の針 ・友達 ベット ・相談できる人(友達、親、部活の人) 	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサート ・塾 ・学校 ・家 - 親、家族がいるから落ち着かない <p>事人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活 ・時計の針の音 ・兄弟(姉妹) ⇒ うるさい ・両親 ⇒ 勉強はさせない、お金の事

〈安心できるとは?〉

- 好きなことができる → 時間がながい → できない → 無駄を省く!
- (好きなこと) → スポーツ(野球、バスケ、サッカー) 音楽、ピアノ、読書、友達と遊ぶ
- 自分の意見が尊重される → 意見を言う場、意見が聞き取れない?
- 意見が聞き取れる(アンケート、議長、部活、意見箱作り)
- 自分の意見を持つ
- 他人の意見も取り入れる → 意見しない、聞かない?

安心して居る場所について。

安心して居る場所 →

→ 児童会館 ・ 生徒会室 ・ 放送室 ・ クラス ・ 家 ・ 車の中

どうして落ち着くのか？

- ・ 自分の世界 ・ 友達と一緒に居る。
- ・ 安心できる人が居る。守られている。安全、家族が居るから。
- ・ 自分の言いたい事を言える。自分の空間がある。
- ・ 誰を明けて話せる相手がいる。

なんで落ち着かないのか？

- ・ うるさい ・ 目障り？
- ・ アレキシーアガカがる ・ 束縛される。

子どもが安心して居る居場所づくり

いじめられている人が居る場合...
元気つける
気にかけてあげる
近所の人と声かけあわせる

- ・ ボランティア参加をすすめてあげる。
- ・ 人生の先輩との話。
- (見物) ・ スイッチング ・ ティラップ ・ 野菜の収穫
- ・ 年間を通じた活動の企画

色々な人との出会い

↓
自分がいきいきとしているとき
周りから認められたとき
友達と遊んでいるとき
自分の好きなこと、得意なことをやっているとき
大会で発表しているとき

自分が成長!!

子供の権利侵害について

・ 子供の権利とは？

- ・ 11歳未満の子供 → ややわい
- 虐待 → 児童相談所
- 暴行 → 警察
- プライバシー → エンジェル
- 自分の意見を言う → 参加型学習
- 安心して遊ぶ

→ <身近な体験>

- ・ いじめ - 仲間はずれ
- ・ くつろぎのイタズラ
- ・ 悪口 (陰口)
- ・ 自分の意見を言えない
- 誰かに何を言われる
- (話されている人がどう感じる)
- ・ メール
- 原因がケツク
- 悪口を言われる

← <なぜいじめは起る？>

- いじめられる側
- ・ 変いから
- ・ クラスでの立場
- ・ 自分がやられたくないから
- いじめられる側
- ・ 人とちがうから
- ・ 人の気持ちの分らないから
- ・ 誰かの人に原因があるから

まとめ

<いじめをひかえよ！>

- ・ やられる側を助ける
- ・ クラスを分けて 環境を変えていく
- ・ クラス全体で解決していく
- ・ 友達の間でも解決していく
- ・ いじめをする人はもういじめられたら自分たちで相談して
- いじめに発展させずに人間関係修復をすすめる
- ・ いじめられている方は相談所に相談して
- 自分自身の解決していく
- ・ 先生が力をかります

同じ - 自分がやられたらサダから
正めに入れない、注意できない
いじめられる → いじめ直す
他人をいじめる
→ 先生が入る (結局は意味がない)
→ 手つた！といじめが増す

!!子どもの権利侵害について!!

◎子ども同士の権利侵害に×となる
(例) いじめ・差別・人と違うこと。

- 気に入らないから
- 目立つから

◎大人による子どもの権利侵害について◎
(例)虐待・差別・人権うらみ・体罰・セクハラ。

何故?

- ◎子どもが大人のおういし関係はあり前!
- ◎子どもに権利があるのを知らない。

子どもも大人も子どもに権利があることを知るべき!

◎権利侵害が起こらないために◎

- ・意見の言える場をつくる。 (カウンセラーの人、身近な人に相談)
- ・個性の違いを受け入れる。

(例) = 大人がバカンス良く入り込み、
子どもの個性を尊重する。

◎もし起こってしまったら◎

- ◎ 助けを求め、声かけ
- ◎ 手紙を書く

- ◎友達のように行く
- ◎自分の家にはおまわりしてあげる
- ◎近所の人への声かけ

おなかおなか
おん...
Stop!!

△!子どもの居場所づくりが大切!△

子どもの権利の広報について。

現状

→ 配付されても見ない人が多い。(パンフレットは半分くらいの人しか見てない!)
↳ 興味が沸かない。
↳ 固そう。

→ 見ないからちゃんとした理解
をしてほしい。その為に関連した
内容を覚えてもらう!!

解決策

- アニメ、コミックなどで親しみやすくする。(15~20分程度のものにす)
- ◎ 学校祭などで劇などにして楽しめる感じにする。
- ◎ あくまで容易に理解できる程度に細かくする。

その他に出た意見~

- ◎ 模定 ◎ パラエター化 ◎ 作文 (作品誌) ◎ 実写 ◎
- ◎ 授業 ◎ 市の広報などで大人にも知ってもらおう。
- ◎ 年齢によって伝え方を変える。

■ 計画素案に対する市民意見

計画素案を公表し、市民から意見を募集しました。募集期間中に寄せられたご意見については、意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をとりまとめるとともに、計画に反映できるものは計画内容を変更しました。

なお、意見の募集に当たっては、一般用（高校生以上向け）の資料に加え、小・中学生向けの資料を作成し、各学校を通して小学校4年生以上の全児童・生徒に配布し、子どもが意見を提出しやすいものとなりました。

1 市民意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

平成22年12月17日（金）～平成23年1月26日（水）

(2) 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページからの送信

(3) 主な資料配布場所

子ども未来局子どもの権利推進課、市役所本庁舎（1階ロビー、2階行政情報課）、各区役所広聴係、各まちづくりセンターなど

2 意見結果

(1) 意見提出者数 大人47人（団体3含む）、子ども272人

(2) 意見件数 大人117件、子ども369件

(3) 意見提出者内訳

区分	大人	
	提出者数	構成比
10歳代	0	0%
20歳代	4	8.5%
30歳代	10	21.3%
40歳代	8	17.0%
50歳代	9	19.1%
60歳代	4	8.5%
70歳代	3	6.4%
80歳代	1	2.1%
不明	5	10.6%
団体	3	6.4%
合計	47	100.0%

区分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	123	45.2%
中学生	140	51.5%
16歳以上	1	0.4%
不明	8	2.9%
合計	272	100.0%

(4) 意見の内訳

区分	意見件数	
	大人	子ども
第1章 計画の策定に当たって	3	—
第2章 現状と課題	9	—
第3章 基本目標及び基本理念	4	—
第4章 基本施策	82	353
基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進	(21)	(80)
基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり	(37)	(97)
基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済	(17)	(127)
基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上	(7)	(49)
第5章 計画の推進と評価	5	—
その他、計画全体への意見	14	16
合計	117	369

3 計画素案からの修正点

修正点 1

該当項目	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」(19 ページ)
修正理由	子どもの意見表明・参加の促進に関して、子どもからは、「一部の子どもだけではなく、広く子どもの意見を聞いてほしい。」といった趣旨の声がありました。このことは、重要な視点であり、参加の具体的な場面において、より多くの子どもが意見を述べたり関わったりできるよう取り組む必要があることから、御意見を踏まえてその趣旨を盛り込みました。
修正後	子どもに関係するさまざまな場面において意見表明、参加を保障することは、権利条例の目的である子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながります。 また、市政においても、子どもが市民の一人として、大人と共にまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識する中で、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。 こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。子どもの参加を進めるに当たっては、より多くの子どもが意見を述べ、事業に関わることができるよう取り組んでいきます。

修正点 2

該当項目 ①	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」 ○地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援 (21 ページ)
該当項目 ②	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり (27、28 ページ)
修正理由	関係機関との連携や地域における取組に関する記述について、関係団体を具体的に示したほうがよいという意見や地域の育成団体の活用を求める意見、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることで、虐待や体罰・非行は少なくなるという意見をいただきました。こうした御意見を踏まえ、地域との取組に特に関わりが深いと考えられる2か所について具体的に例示を行い、さらに、地域の取組として挙げている具体的な取組の中に健全育成に関する取組についても追加しました。
修正後①	例えば、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会など、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人が共に地域課題の解決に向けて話し合う場など、(後略)
修正後②	そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。 (併せて、「第4章 基本施策」の「5 計画に関連する主な取組や事業」「心豊かな青少年を育む札幌市民運動」(46 ページ)を計画本文の「主な取組」欄にも掲載)

修正点 3

該当項目 ①	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援（25 ページ）の主な取組
該当項目 ②	基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○児童虐待への対応（31 ページ）の主な取組【再掲】
修正理由	児童虐待への対応に関する具体的な対策については、「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき実施していくこととしていますが、市民の皆様からも、児童相談所の機能強化や関係機関等との連携強化、さらには、地域との連携などについて御意見をいただいています。これらの意見や同プランの検討経過等を踏まえ、児童虐待に関する基本的な考え方を明記しました。
修正後①	◆「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 — 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称) 区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。(子ども未来局、各区)
修正後②	◆「(仮称) オレンジリボン協力員制度」の創設 — 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称) オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。(子ども未来局)

修正点 4

該当項目	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり（26 ページ）
修正理由	不登校の児童生徒に関する対策については、フリースクール等の民間施設との連携に関して、さまざまな御意見をいただきました。また、子どもからも、フリースクールに安心して通えるようにしてほしいなどの声をいただいています。こうした御意見を踏まえ、札幌市としても、民間施設との連携等に関する取組をより具体的に分かりやすく示す必要があると考え、必要な修正を行いました。
修正後	◆ フリースクールなど民間施設との連携 — 教育委員会が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進めます。(教育委員会) ◆ フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進 — フリースクールなどの民間施設に対する、運営などに関する支援や協働による事業の実施などの支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進めます。(子ども未来局)

修正点 5

該当項目	基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○子どもの権利に関する相談及び救済（30 ページ）の主な取組
修正理由	子どもアシストセンターについては、多くの子どもから、好意的な声が寄せられましたが、その中には、「悩みを相談したところで何が変わるのか分からない」、「相談しづらそう」といった意見もありました。こうした意見を踏まえて、子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き取り組んでいくことについて明記しました。
修正後	◆ 子どもアシストセンターの運営 — 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。(子ども未来局)

■ 札幌市子どもの権利委員会委員名簿

(委員長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学法学部 教授
(副委員長)	はら 原	あつこ 敦子	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長
	あわの 栗野	まさのり 正紀	公募委員
	いど 井戸	あゆみ	公募委員【高校生】
	おかむら 岡村	けいこ 恵子	公募委員
	おぐり 小栗	かき 佳姫	公募委員【高校生（就任時）】
	かじい 梶井	しょうこ 祥子	北海道武蔵女子短期大学 教授
	ごとう 後藤	ふみひろ 文裕	札幌市中学校長会事務局次長
	たかむき 高向	よしのぶ 善信	札幌市小学校長会副会長
	なかで 中出	ももか 百香	公募委員【高校生】
	はた 秦	なおき 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長
	ふなき 舩木	みつこ 光子	栄西地区民生委員児童委員協議会 会長
	やまもと 山本	きよかず 清和	札幌市PTA協議会 会長
	よこかわ 横川	まりこ 真理子	公募委員

(敬称略、正・副委員長を除き五十音順)

■ 計画策定の経過

日程	札幌市関係	市民意見関係
21年11月30日		第1回子どもの権利委員会 委嘱・諮問
22年1月25日		第2回子どもの権利委員会
2月9日		第3回子どもの権利委員会
3月1日～17日	子どもに関する実態・意識調査	
4月27日		第4回子どもの権利委員会
6月14日		第5回子どもの権利委員会
7月5日		第6回子どもの権利委員会
7月9日		外国籍の子どもとの意見交換
7月13日		第7回子どもの権利委員会
7月14日	子どもの権利総合推進本部 第1回関係部長会議	
7月21日		外国籍の児童を含む子ども・学校運営への参加に取り組んでいる高校生との意見交換
8月2日、4日		平成21年度子ども議会子ども議員との意見交換
7月23日	第1回子どもの権利総合推進本部会議	
8月23日		第8回子どもの権利委員会
8月26日	子どもの権利総合推進本部 第1回関係課長会議	
9月13日		第9回子どもの権利委員会
9月28日		第10回子どもの権利委員会
9月末 ～10月15日	子どもに関する実態・意識調査（障がいの ある子ども）	
10月18日		答申書手交
10月27日		フリースクールなど民間施設に通う子どもとの 意見交換
10月29日	子どもの権利総合推進本部 第2回関係課長会議	
11月5日		フリースクールなど民間施設に通う子どもとの 意見交換
11月9日	子どもの権利総合推進本部 第2回関係部長会議 (兼 企画調整会議幹事会<部長会議>)	
11月19日	第2回子どもの権利総合推進本部会議 (兼 企画調整会議<局長会議>)	
11月25日	市長副市長会議	
計画の素案決定		
11月30日		外国籍の子どもとの意見交換
12月9日		市議会文教委員会へ報告
12月15日		子どもの権利委員会委員への素案の報告及び意 見交換
12月16日		学校運営への参加に取り組んでいる高校生との 意見交換
12月17日～ 23年1月26日		素案の公表、市民意見の募集
1月15日		平成22年度子ども議会子ども議員との意見交換
1月21日		外国籍の児童を含む子どもとの意見交換
2月21日	子どもの権利総合推進本部 第3回関係部長会議	
2月23日		第11回札幌市子どもの権利委員会
計画の完成・公表・配布		

発行：平成23年3月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 ファックス：011-211-2943

電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ（子どもの権利のページ）

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
01-G01-10-1422
22-1-93